

日本大学の現況と課題

—全学自己点検・評価報告書2015—

(大学・短期大学部・専門学校)

目 次

序 章	- 1 -
本 章	- 9 -
基準Ⅰ 理念・目的	- 9 -
基準Ⅱ 教育研究組織	- 15 -
基準Ⅲ 教員・教員組織	- 21 -
基準Ⅳ 教育内容・方法・成果	- 27 -
Ⅳ－1 教育目標，学位授与方針，教育課程の編成・実施方針	- 27 -
Ⅳ－2 教育課程・教育内容	- 38 -
Ⅳ－3 教育方法	- 46 -
Ⅳ－4 成果	- 71 -
基準Ⅴ 学生の受け入れ	- 85 -
基準Ⅵ 学生支援	- 95 -
基準Ⅶ 教育研究等環境	- 103 -
基準Ⅷ 社会連携・社会貢献	- 111 -
基準Ⅸ 管理運営・財務	- 113 -
Ⅸ－1 管理・運営	- 113 -
Ⅸ－2 財務	- 119 -
基準Ⅹ 内部質保証	- 123 -
重点項目 1 修学継続支援，学修意欲の喚起	- 129 -
重点項目 2 国際交流	- 143 -
終 章	- 151 -

序 章

1 日本大学の理念・目的等

日本大学学則第1章第1節に「目的及び使命」として以下のとおり明示している。

「本大学は、日本精神にもとづき、道統をたつとび、憲章にしたがい、自主創造の気風をやしない、文化の進展をはかり、世界の平和と人類の福祉とに寄与することを目的とする。

本大学は、広く知識を世界にもとめて、深遠な学術を研究し、心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする。」

この「目的及び使命」は、時代の推移に即応して数次の改訂を経ているが、その淵源は、明治22年に創立された本学の前身である日本法律学校の設立主意書に求めることができる。

本学の学祖である山田顕義は、明治新政府において法律の整備と教育の普及が優先課題であるとし、初代司法大臣に就任するなど日本における近代法の整備に携わる一方、国学の振興にも意を払い、明治15年、内務卿当時に皇典講究所設立に関与し、同22年には所長に就任、同年10月4日には、日本固有の学問の上に、欧米文化を取り入れた法律専門の学校づくりを目指して本学の前身、日本法律学校を創立した。その設立主意書には、「一法学校を設立し専ら日本法律を講究し傍ら海外の法理を参考し。近くハ有志の子弟をして日本法律の学ふの道を得せしめ。遠くハ世人をして法学の正路を知らしめむとす。」とある。

そして、平成19年度には、本学の新しい教育理念を「自主創造」とするとともに、ロゴマークとキャッチフレーズ「あなたとともに100万人の仲間とともに」を決めた。「自主創造」を新教育理念としたのは、学則の「目的及び使命」に謳われているほか、日本が成熟期を迎え、「自主創造」の気風に満ちた人材の育成が求められており、21世紀が「知の世紀」と強調され、その知は「積極的な知」、つまり「自主創造の知」であり、グローバリゼーションに対応できる人材の要諦が「自主創造」であることから、それぞれが学ぶ領域や活動体験を生かし「自主創造」のできる人材の育成を目指すことによる。ロゴマークは、日本大学カラーの「緋」色を使用し、頭文字「N」を力強く躍動感のある書体で表している。「N」の横のドットは、建学の精神である「日本精神」「日本の伝統・文化の尊重」「個人の尊重」とともに「輝く太陽」を意識している。キャッチフレーズの「あなたとともに」と「100万人の仲間とともに」は、愛情を込めた連帯感を表現している。日大人100万の絆とパワーを表し、他の大学にはない本学の特色を打ち出したものである。

なお、大学院については、日本大学学則第3章の第104条、第105条においてその目的を次のように示している。

「大学院は、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。」

「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。」

「博士課程は、専攻分野について研究者として自律して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」

「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。」

また、短期大学の目的及び使命は、日本大学短期大学部学則第1章第1節に以下のとおり明示している。

「本短期大学部は、日本大学建学の精神にのっとり、一般教養との密接な関連の基に、科学的で実際の専門教育を施し、善良な社会人を育成することを、目的及び使命とする」。

この文言中に「日本大学建学の精神にのっとり」と明記されているように、目的及び使命の基本的考え方は、日本大学と同じくしている。大学と短期大学とで学校種別は異なっているものの、「日本大学」の名の下に両者が有機的に連携して高等教育機関としての役割を果たしている。

そして、この目的及び使命の下、大学院研究科、学部、短期大学部各学科は、それぞれ教育研究上の目的を学則上に明示し、それぞれの特色を生かした教育事業を展開している。

2 日本大学の沿革

(創立)

日本大学は、明治22年に設立された日本法律学校を前身としている。学祖は、時の司法大臣山田顕義である。松下村塾門下生として吉田松陰から薫陶を受けた山田は日々研鑽を積み、師・松陰の志を継承する他の門下生とともに明治新政府樹立に力を尽くした。

新政府の要職に就いた山田顕義は、岩倉具視を全権大使とする欧米派遣使節団に理事官として随行、先進諸国の文物・制度を調査し帰国した。この欧米体験で山田は、国家の近代化が法に拠っている重要性を痛感し、日本の法典編纂に司法大臣として渾身の限りを尽くした。

一方で、明治政府による西欧近代化政策が強力に推進される中であって、山田は近代国家の確立に不可欠な法学や政治学を国家独自の歴史的特質に結び付けて学び、有為の人材を育成する法律学校創設を切望していた。折しも日本の法制・歴史・文化を教育する機関としての法律学校設立構想をもっていた宮崎道三郎・樋山資之・穂積八束ら若手法学者の計画があると知った山田は、全面的にこれを支援し、日本法律学校の創立が実現した。

(日本大学への改称と大学の拡大)

日本法律学校は、明治36年に「専門学校令」による大学組織に改め、校名を「日本大学」と改称した。その前後の明治34年に高等師範科、明治38年には大学部に商科を設置し、法律以外の分野に教育組織を広げていった。大正3年には、「日本大学建学の主旨及び綱領」を制定して、日本大学の建学の理想と教学方針を明示した。

大正期に入ると、資本主義の発達に伴い、国家制度や産業組織が整備され、専門的知識や新しい技術を学んだ人材が多く必要となり、高等教育機関が拡張されていった。日本大

学もこのような社会の要請に積極的に対応し、大正中期頃までに法文学部や専門部に宗教科・社会科・美学科、高等師範部に国語漢文科を設置した。そして東洋歯科医学専門学校を合併して専門部歯科とし、さらに日本大学高等工学校を設置した。この間の大正9年、「大学令」に基づく大学としての認可を受けた。

大正12年の関東大震災により、全施設が壊滅的な被害を受けたが、すぐに復興を果たし、続けて大正末期から昭和初期にかけ法文学部に文学科、商経学部を経済科、工学部を設置し、専門部に文科・経済科・医学科・工科・拓殖科、高等師範部には地理歴史科・英語科を設置した。その他にも附属幼稚園・中学校・商業学校を次々に設置し、大阪には法律・政治・商業の専門学校として日本大学専門学校（現近畿大学）と附属中学を設置した。その後も戦時下の昭和17年に医学部、翌18年には農学部を設置した。

このように日本大学は、戦前までに人文・社会・自然科学分野に加え芸術までも含む、広範囲に及ぶ総合大学としての基盤を整えていった。

（新制大学としてのスタートと総合大学としての魅力向上）

戦後の社会混乱の中で、戦災の復興を図るとともに学内の整備に努め、昭和21年には新たに入手した校地の静岡県三島市に予科を開設し、翌22年には福島県郡山市に専門部工科を移転した。また、同年には歯学部を設置し、23年には大学教育の機会を広く国民に開くため通信教育部を設置した。

昭和24年、本学は「新制大学」としてスタートした。これに伴い、「日本大学の目的及び使命」を制定し、日本大学としての在り方を明確にした。そして昭和25年に短期大学部を設置、昭和26年には農学部と東京獣医畜産大学とを合併して農獣医学部とした。

昭和30年代になると、経済成長が始まり、国民の高等教育への進学率が急速に高まるにつれて技術の進展も顕著となり、産業界からさまざまな教育に対する要望が出された。このような社会状況に対して本学は、昭和34年に「日本大学の目的と使命」を改訂し教育方針を確立した上で、文理学部、理工学部、商学部、生産工学部を設置するとともに既設の学部においても学科を増設していった。また、多くの付属高校を設置して、教育組織とその内容を拡充した。

昭和43年には、大学紛争を機に寄附行為を大幅に改正し、教学面の充実と整備を図った。また、この時期には、科学革新に対応して、理工系学科と大学院研究科を増設するとともに高学歴化にも対応した教育・研究面の整備を行った。

昭和46年には、歯科医不足と歯科大学の地域的偏在を解消するために日本大学松戸歯科大学を設置、昭和53年には国際化・情報化に対応した教育・研究を实践すべく国際関係学部を設置した。また、医療に関わる薬剤等の研究・教育の必要から、昭和62年には理工学部の薬学科を分離して薬学部を創設した。

近年では、知識基盤社会の形成やグローバル化の進展などの社会の変化、学生のニーズの多様化などに対応して、教育研究組織の見直しを図ることで教育研究の高度化、学科・専攻の多様化を図っている。その一例として、通信制の総合社会情報研究科の設置（平成11年）、専門職大学院である法務研究科の設置（平成16年）、知的財産研究科の設置（平成22年）などのほか、平成28年4月には、昭和63年以来となる「危機管理学部」と「スポーツ科学部」を東京・三軒茶屋に開設する予定である。

このように本学は、明治期から、関東大震災や戦後の復興、高度経済成長、科学技術の進歩や大学の大衆化・国際化・情報化といった今日に至るまで常に時代の要請にこたえ、わが国最大規模の総合大学として成長し続け、社会に必要な多くの人材を育てている。

なお、総合大学としての機能を人類共通の課題解決に生かすため、大学付置あるいは学部付置の研究所を設けるとともに、昭和 62 年度には総合科学研究所所管の下での総長（現在は学長。平成 25 年 4 月から総長制から学長制に移行）指定の総合研究の本格化させ、こうした実績の上に、平成 20 年度からは「日本大学学術研究戦略プロジェクト」がスタートし、平成 24 年度にはこの戦略の下に、総長（学長）が特に重点を置くべきと考える研究を優先的に推進するための「総長特別研究」（現在は「学長特別研究」）のほか、本学の教育研究及び運営にも積極的に活用できる研究を推進するための「理事長特別研究」も始まっている。

また、創立 100 周年記念事業の一つとして、平成 6 年には情報の受・発信基地としての「総合学術情報センター」を設置し、学内の情報ネットワークを強化して総合性を発揮する上での基盤を整えたほか、「産官学連携知財センター（NUBIC）」の設置（平成 10 年）、「総合生涯学習センター」の設置（平成 16 年）などを通じて、広く社会への知の還元に努めている。

（日本一教育力のある大学へ）

平成 23 年 9 月に就任した現学長は、就任以来、教育力の向上による卒業生の質保証、教育理念である自主創造を具現化する自主創造の実践、不屈の意思と行動力とを兼備した人材を育成することを目指し、大学の養成すべき人材像として「自主創造型パーソン（日大人）」を掲げ、平成 26 年度からは、将来の目標設定や学びの意識付けを目的とする全学共通教育「自主創造の基礎」を展開させている。

平成 27 年 7 月には、大学を取り巻く環境が厳しくなる中、これまでの学部単独の教育から大学全体を意識した教育への転換が必要との認識の下、「教学に関する全学的な基本方針」を策定した。

平成 31 年に創立 130 周年を迎えるに当たり、本学は「日本一教育力のある大学」を目指し、思いを一つにして日々新たに歩みを続けている。

3 日本大学の組織規模と管理運営

平成 27 年 5 月現在の教育組織は、学部第一部・14 学部 88 学科、第二部・2 学部 2 学科、通信教育部 4 学部、短期大学部 5 学科、短期大学部専攻科 1 専攻、大学院 20 研究科（修士・博士前期課程 64 専攻、博士・博士後期課程 67 専攻、専門職学位課程 2 専攻）を有し、学生数は、大学院生 2,895 名、学部生（通学課程）66,956 名、通信教育部生 6,310 名、短期大学部学生（専攻科を含む）963 名を数える。また、研究所は大学付置・学部付置合わせて 32 研究所を置いている。

このほか、付属学校として、高等学校 11 校（生徒数 14,482 名）、中学校 5 校（生徒数 2,304 名）、小学校 1 校（72 名）、幼稚園 1 校（園児数 162 名）、専修学校 4 校（学生数 615 名）を擁する、総計約 95,000 人を数える学生・生徒等を教育する機関となっている。

そして、これを支える教職員は、専任だけでも付属高等学校や病院等も含めて教員 3,592 名、職員 3,735 名である。

なお、大学・短期大学部に関しては、学部等ごとの自主性を尊重した運営が大きな特徴となっている。そして、教学及び管理に関する職制の基本を規程により定め、能率的な運営を図っている。教学面に関しては大学に学長を置き、学校法人日本大学の設置する学校の教学に関する事項を統括し、教職員を統督することとし、学部には学部長を置き、理事長及び学長の命を受けて、当該学部及び付属機関の教育・研究に関する事項を統括し、諸規程に定められた事項を管掌することとしている。これに対応して管理面に関しては、大学に理事長を置き、法人の業務を総理することとし、学部においては事務局を設け、事務局長、事務長及び経理長を置き、事務局長は、当該学部等の事務統括責任者として、理事長及び学長の命を受け、当該学部等の管理・運営に関する業務を統括することとしている。さらに学部の組織とは別に本部事務組織を設け、大学の目的及び使命に基づき、その業務を行い、かつ、部科校（大学院・学部・通信教育部・短期大学部・高等学校・中学校・幼稚園・専修学校）及び大学付属機関との連絡調整を図りその業務を統括することとしている。また、学部の所在地もそれぞれ異なっているが、以上のように学部ごとに教学、管理の職制を整えていることによって学部の特色や自主性を尊重した効率的な運営が可能となっている。

4 日本大学の特徴

○ 教育理念「自主創造」に基づく教育

学部の自主性を尊重した教育研究を展開する本学においては、それぞれにおいて教育研究上の目的を定め、大学院研究科では平成 19 年度から、学部単位では平成 20 年度からこれを明確化している。また、大学全体としての教育理念に関しても平成 19 年度に本学の新しい教育理念として「自主創造」を掲げ、日本が成熟期を迎え、それぞれが学ぶ領域や活動体験を生かし「自主創造」の気風に満ちたグローバル化に対応できる人材の育成を目指すことを明らかにしている。

ちなみに、「自主創造」は、本学の学則に掲げる「目的及び使命」にもみられ、この気風は、従前から続いている。校友数は、平成 27 年 3 月現在で 111 万人を超え、本学出身の社長数は、平成 27 年 1 月現在で 22,582 名と群を抜くなど、多くの卒業生等が、国内外を問わず様々な分野で我が国の発展や人類の福祉に貢献している。

また、日本大学の名を冠した 27 の付属高等学校・中学校等との連携により中等教育・高等教育の接続を図り、さらには、付属の中学校や幼稚園等も含めて大学院研究科に至る教育を展開することによって本学の教育理念を有機的に広めている。

○ 総合大学としての特色を生かした教育・研究

本学の前身である日本法律学校は、近代国家として新たなスタートを切った日本に有用な人材を育成する上で、当面の国家基盤の形成に重要であった近代法制の整備に欠かせない人材の育成を目指して設立された。その後、社会に有用な人材を育成するという考え方は、高度化・複雑化していく時代の中で継承され、法律のみならず広い分野へと拡大し、

グローバル化に応じてその視野も国単位から地球単位へと広がり、今日に至っている。本学の「目的及び使命」に謳っているように、文化の進展をはかり世界の平和と人類の福祉とに寄与する歩みが真の総合大学へと向かっている。その主な例は、以下のとおりである。

研究に関しては、平成 21 年度から、広範な学問領域を包含する総合大学としての本学の総合力を発揮した「学部連携研究推進シンポジウム」を開催しているほか、平成 24 年度からは、学術研究、及び教育・運営にも活用できる研究を推進することを目的とした研究助成制度である理事長特別研究・学長特別研究を創設するなど、学内の様々な分野の叡智を結集した学際的な研究プロジェクトを推進している。

さらには、全学共通の研究者情報データベースを構築して本学の研究情報の集積を図るとともに、インターネットを通じてこれらの情報を広く世間に発信している。

教育に関しては、学生に多種多様な学びのステージを用意することを目的として、学部等間の相互履修制度の整備や遠隔授業によって学部の枠を越えた学習機会を提供している。

学部と短期大学部との連携協力も継続して行われており、以前から短期大学部各学科の卒業生が、各学部に編入学しているが、学生が編入後の学習を円滑にすすめられるよう、短期大学部と学部とのカリキュラムや授業内容の調整が図られている。また、短期大学部と学部とが接している三島、船橋の両キャンパスでは、多くの行事やイベントが学部・短期大学部の枠を超えて開催されている。これらのことにより学生の相互交流・相互理解も進んでいる。

このほか、NU 祭や日本大学体育大会、学生支援部主催の行事や全学的な課外活動機会の提供など学部等の枠を越えた学生交流機会を設け、学生相互の幅広い交流に基づく豊かな人間形成を図っている。

生涯学習に関しても、多くの学部・短期大学部においてそれぞれの学問分野を生かした公開講座を実施するだけでなく、平成 16 年 4 月には日本大学総合生涯学習センターを設置し、総合大学として本学が有する多種多様な知をさらに広く社会に伝えている。

施設・設備等に関しても、本学は、学部等ごとにキャンパスが分かれ、各キャンパスは単科大学に匹敵する規模と学部の特性を反映させた先端的な施設・設備を備えていることが大きな特徴となっているが、総合大学としてキャンパス間の連携・融合にも力を入れている。総合学術情報センターを中核とした情報基盤の整備をはじめ、図書館や研究施設、研修所など各キャンパスの諸施設の相互利用も行っている。

5 本学における自己点検・評価と改善改革に向けた取組

平成 3 年の大学審議会答申によって大学評価システムの提言がなされて以来、本学は、積極的に自己点検・評価の導入実施に取り組み、平成 4 年に「大学の自己点検・評価実施検討委員会」を設置し検討を進め、平成 5 年に「自己点検・評価規程」を制定し、現在の自己点検・評価体制の礎を築いた。

本学の自己点検・評価では、当初から点検・評価結果とともに改善意見を作成することにより改善改革の実行を促す仕組みとしているのが特徴となっており、平成 6 年には全学的な自己点検・評価の結果をまとめた「日本大学の現況と課題」と改善意見とを作成した。その後、改善実行を重視して改正を重ね、全学的な点検・評価を 3 年ごとに行う一方、点

検・評価を実施しない2年間には改善意見に基づく改善結果の確認を行い「改善結果報告書」を作成することとした。平成14年以降3年ごとに改善結果をまとめた「日本大学改革の歩み」を刊行している。

第三者評価に関しては、平成8年に財団法人（現在は公益財団法人）大学基準協会が実施した第1回相互評価に申請した。平成16年度には同協会の行う第1回の認証評価に申請、平成22年度には第2回目の大学認証評価を申請し、いずれも適合認定を受けている。同様に短期大学部は平成19年度と平成26年度に、法科大学院は平成20年度と平成25年度に、大学院知的財産研究科については平成26年度にいずれも大学基準協会が実施する認証評価を受審している。

また、これと並行して本学の取り組みや自己点検・評価の妥当性等について学外の有識者に評価願う外部評価を実施している。加えて、自己点検・評価の質的向上などを図るため、学内教職員を対象に自己点検・評価や大学改革に関する講演会、シンポジウム、「自己点検・評価担当者研修会」を企画し開催している。

このように、本学は、平成8年以降続く第三者による評価を積極的、継続的に受けることを通じ、自己点検・評価や認証評価を法令に基づく義務としてとらえるだけでなく、第三者の助言等に真摯に耳を傾け、本学の更なる活性化と改善改革を進める内部質保証の機能を高めたいと考えている。

本 章

基準 I 理念・目的

1. 現状の説明

1 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

[評価の視点]

- ・ 大学の理念・目的，及びそれに基づく学部・研究科等の理念・目的の明確化
- ・ 個性や特徴の確立化
- ・ 大学の教育理念「自主創造」の能力を持つ人材の育成

(大学・短期大学部)

本学の前身である日本法律学校は、欧米諸国の法律を学ぶことが主流であった当時の日本において、日本法律の講究を標榜した法治国家の確立を目的に振起して国運の増進を計るために 1889 年 10 月 4 日（明治 22 年）に設立され、私学としての独自性を大いに発揮された。設立の目的は、「日本の法律は新旧問わず学ぶ」、「海外の法律を参考として長所を取り入れる」、「日本法学という学問を提唱する」の 3 点である。その後、1914 年（大正 3 年）に「日本大学建学の趣旨及び綱領」を制定し、昭和 24 年（1949 年）に「日本大学の目的及び使命」を制定した。さらに、改訂の検討や数年間の審議を経て、1959 年（昭和 34 年）本学 70 周年を迎える際に、現在の表現に改訂された。そして、2006 年（平成 18 年）に、現在の社会状況に即応し、かつ本学の総合性を発揮することを目的として、本学の新しい理念及び目的が検討された結果、2007 年 6 月 1 日（平成 19 年）に本学の教育理念を「自主創造」として定めた。

日本大学の教育理念である「自主創造」は、日本人としての主体性を認識し、その上でグローバル化に対応できる世界的視野で物事を捉え、それぞれが学ぶ領域や活動体験を生かし「自主創造」の気風に満ちた人材の育成を目指す。このように、本学の教育理念は、社会状況の変化に応じて、幾度かの改訂・制定が実施されたが、本学の伝統・学風は、表現はかわりつつも、現在に脈々と受け継がれている。

大学の教育理念である「自主創造」が制定され、自主創造の能力を持つ人材を育成するために日本大学学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）が定められた。これに則り、各学部では、それぞれの個性や特徴を加味した「教育目標（教育研究上の目的）」及びディプロマ・ポリシー等が定められ、教育課程が編成されている。大学の教育理念「自主創造」の能力を持つ人材の育成に向けた具体的な取り組みの一つとして、平成 26 年度から全学共通初年次教育科目「自主創造の基礎 1」を導入しており、全学的に共通な「ガイドライン」の下、特に日本大学の歴史等を扱う自校教育を行い、当該授業科目の中で「自主性」、「創造性」を育成している。学士の学位授与は、各学部の教育目標に基づく所定の教育課程を修めた者に授与している。

大学院においても、本学の教育理念である「自主創造」に則り、各研究科の「教育目標

（教育研究上の目的）」が定められ、それぞれの研究科が育成する人材に相応しいディプロマ・ポリシーが定められ、これに基づく教育プログラムを修めた者に博士又は修士の学位を授与している。

短期大学部においても、本学の教育理念である「自主創造」に基づき、各学科で教育目標を定め、人材を育成している。

以上より、本大学の教育理念である「自主創造」に則り、各学部・大学院及び短期大学部では、それに相応して特色を加味した人材育成を目指している。教育理念及び目的の学生への周知はガイダンスなどの行事や一部のカリキュラムに組み入れられ、各個人が自ら考え、行動できることを周知・教育することにより、大学の教育理念に合う人材の養成に寄与している。

（専門学校）

専門学校においても、大学の教育理念である「自主創造」に則り、専門学校ごとに個性豊かな専門職業人の育成を定めた目標等を設定している。

2 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。

〔評価の視点〕

- ・ 構成員に対する周知方法と有効性
- ・ 社会への公表方法

（大学・短期大学部）

大学の教育理念である「自主創造」及び、自主創造の能力を持つ人材を育成するためにディプロマ・ポリシーに基づき、各学部・大学院研究科では具体的な教育目標（教育研究上の目的）を定め、それぞれの個性や特徴のある人材を育成するためのディプロマ・ポリシーが定められている。

新入生には、理事長・学長が入学式において、学部長は学部の開講式等において、教育理念である「自主創造」、求める人材像、学祖等の自校史等について説明し、入学時のガイダンス、オリエンテーションにおいても各学部が用意する印刷物・刊行物を配布し、適切に周知している。また、各学部の「教育目標（教育研究上の目的）」及び人材を育成するためのディプロマ・ポリシー、教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定め、各学部で発行している入試案内、キャンパスガイド等に明記するなど全学生に周知している。さらに、平成26年度には、教育理念である「自主創造」について、全学共通初年次教育科目として「自主創造の基礎1」ガイドラインが示され、全学部の共通した教育方針の下で、カリキュラムに「自主創造の基礎1」の内容を取り込み、必修科目として設置している。これにより「自主創造」を実践させる教育が実施され、全教員・学生に周知するとともに、学生による授業評価アンケートも実施し、周知度や評価・点検も適切に行われている。

大学院全体には、入学式における学長告辞・理事長の式辞のほか、各研究科における開講式や入学時のガイダンスで周知している。また、研究科における「教育目標（教育研究

上の目的)」及び人材を育成するためのディプロマ・ポリシー、これに基づいたカリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを明記した大学院案内、大学院履修要覧を大学院生及び教職員に配布している。

教職員に対しては、大学本部及び各学部・研究科で開催されているファカルティ・ディベロップメント (FD) やスタッフ・ディベロップメント (SD) 研修会を開催、新任教職員の研修会の開催などに加え、学内でのポスター掲示などを実施し、本学の教育理念である「自主創造」及び各学部・研究科の教育目標等を周知するなど大学の構成員である教職員が本学のイメージを共有できるような環境が整備されている。

社会一般に対しては、大学公式ホームページ上にて「大学の理念」として独立のページを設けて公開している。一方、各学部・研究科においては、それぞれの学部・研究科で独自の案内などの刊行物、ホームページで情報発信を行っている。さらに、近年の時勢に鑑み、スマートフォンに対応したフォームを制作・公開することで、より広い対象への公表に取り組んでいる。このほか、平成19年には新しい教育理念を「自主創造」と定め、ロゴとして「N. (エヌドット)」を作成した。このキャッチフレーズやロゴは、本学及び各学部における行事や印刷物・刊行物、教職員の名刺、さらには校友会の行事など、幅広い分野で使用している。また、受験希望高校生に対しては、本部が主催する進学相談会及び学部で実施しているオープンキャンパス等において 教職員による説明、入試案内及び刊行物、「N.」のロゴを入れたグッズ等を配布し、本大学の教育理念である「自主創造」及び各学部・学科の「教育目標」、求める人材像 (アドミッション・ポリシー) についても説明するなど、社会一般に幅広く公開されている。

短期大学部でも、本学の理念・目的及び学科ごとの教育目標は、各校舎で作成する短期大学要覧や、毎年配布する学生手帳に明記して新入生に配布するとともに、新入生のガイダンスで周知徹底している。またホームページに掲載し、学生のみならず教職員、さらには社会にも公表している。

(専門学校)

本学の理念・目的と各専門学校の教育目標は学生便覧、学生手帳、学習要綱、学校案内、ホームページに明示し、進学説明会、入学時オリエンテーション、研修会等で配布説明し、社会へ公表している。また教職員が講義、指導等で折に触れ教育活動に浸透させている。

3 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

[評価の視点]

- ・ 理念・目的を検証する責任主体、検証体制・方法

(大学・短期大学部)

本学は、2007年6月1日(平成19年)に本学の教育理念を「自主創造」として定め、「自主創造」の能力を持つ人材を育成するためにディプロマ・ポリシーを制定した。本大学の教育理念である「自主創造」及び「ディプロマ・ポリシー」の検証・方法は、「自己点検・評価規程」に基づき、3年ごとに実施される大学の自己点検・評価で検証している。さら

に、自己点検・評価の結果から抽出された「改善意見」については、改善状況を調査し、検証する仕組みを構築している。また、教学に関する全学的な基本方針に基づき、各学部において、3つのポリシーに基づく全学的なカリキュラムマップを構築することを目指して、現在、教育の質保証に係る具体的な検討を行っている。

各学部においても学部長のリーダーシップのもとで学務委員会等の諸委員会により、大学の教育理念である「自主創造」及び自主創造の能力を持つ人材を育成するためにディプロマ・ポリシーと、各学部の教育目標及びディプロマ・ポリシーについての整合性の検証を行っている。特に、教学に関する事項については、本部学務部が中心となり、各学部等の学務委員や教務課長を集めた定例の会議において検討するほか、これとは別に諸問題に対して検討するためのワーキンググループを組織し、各種の問題や改善事項について検討している。例えば、平成27年度に、教育理念である「自主創造」について、全学共通初年次教育科目として「自主創造の基礎1」ガイドラインが示され、全学部の共通した教育方針の下で、「自主創造」を实践させる教育が実施され、学生による授業評価アンケートを実施し、検証及び点検が適切に行われている。この他にも、社会や企業で活躍する卒業生や学外のシンクタンク、有識者、校友会、父母懇談会等を活用し、第三者による評価を実施している。

大学院においても、大学の教育理念である「自主創造」及びディプロマ・ポリシーが制定され、適切性については、研究科長のリーダーシップの下で、大学院検討委員会、専攻主任会議等で検証している。よって、教育理念である「自主創造」及び本研究科の教育目標を検証する責任主体、検証体制・方法は適切である。

短期大学部では、「自己点検・評価規程」に基づき、3年に1度、自己点検・評価の実施、それに基づく改善意見の抽出を行い、これらを実施しない年度は改善意見の進捗度を点検している。

(専門学校)

専門学校の自己点検・評価は、当該専門学校を併設している学部がその一部として行っていたが、実質化を図るため「自己点検・評価規程」の一部を改正し、専門学校の自己点検・評価を明文化した。したがって、平成24年度からは同規程に基づき、3年に1度自己点検・評価、改善意見の抽出を行い、これらを実施しない年度は改善意見の進捗度を点検することとなった。学内的にはカリキュラム検討委員会等で再検討し、その方向性を一部修正し、年度ごとにその妥当性を検証している。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

(大学)

大学の教育理念である「自主創造」に則して、各学部の「教育目標(教育研究上の目的)」及び人材を育成するためのディプロマ・ポリシー、これに基づいたカリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーが定められ、大学及び学部のホームページ、刊行物などで公開されるなど社会に幅広く周知されている。また、学部生に対しては、全学共通初年

次教育科目「自主創造の基礎1」のガイドラインに基づいて各学部で科目名は異なるもの当該授業科目の中で「自主性」、「創造性」を育成するとともに、日本大学の歴史、及び各学部についての自校教育が行われている。また、教職員に対しては「日本大学FDガイドブック」の発行、「日本大学 学生FD CHAmmiT」の開催等を通じて、本学の教育理念である「自主創造」並びに「自主創造型パーソン」の育成に向けた展開が全学的かつ学外にも浸透している。

(短期大学部)

短期大学部においては、併設する学部の教育目標・目的を踏まえつつ、時代に即した各学科の人材の育成が図られている。学生・教職員・社会に対してはホームページ、刊行物を配布するなど併設する学部と同様に周知している。一部の校舎では志願者の増大が図られた。

2 改善すべき事項

(大学)

大学の教育理念である「自主創造」に基づいた学部の「教育目標」、学科の「教育研究上の目的」及び達成するためのディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが示されているもの、それぞれの学部の刊行物やホームページなどの公開・周知方法に統一性が見られない。また、大学の教育理念である「自主創造」に則した、各学部の「教育目標（教育研究上の目的）」が学部によって「教育理念・目的」、「教育目標」、「教育方針」など異なっているので用語の統一性が必要となる。

学部生に対しては、全学共通初年次教育科目「自主創造の基礎1」のガイドラインに基づいて、科目名称が異なるものの共通科目が設定されているが、各学部のカリキュラム改正時には「自主創造の基礎」科目とした全学部共通の科目名とすることで、さらに意識の向上が高まるものと考えられる。

大学の教育理念である「自主創造」と各学部の「教育目標」、学科の「教育研究上の目的」及び達成するためのディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーなど、整合性・適切性についての全学部共通した検証システムの構築が必要である。

(短期大学部)

短期大学では、大学の教育理念である「自主創造」に則り、三島校舎、船橋校舎、湘南校舎、それぞれに設置している学科及び専攻の理念・目的及び人材を育成する目標が示されている。しかし、大学の教育理念である「自主創造」を達成するための学部の教育目標は、併設している学部の教育課程や理念・目的に準拠し、それぞれの学科・専攻の教育目標（教育研究上の目的）が示されているが、自主創造の能力を持つ人材を育成するためにディプロマ・ポリシーを定めるとともに、整合性・適切性の検証も行う必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

(大学)

大学の教育理念である「自主創造」が制定され、自主創造の能力を持つ人材を育成するためにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー及び、大学全体としての教育・研究方針、これに則した各学部・研究科の「教育目標（教育研究上の目的）」が定められ、大学・研究科及び各学部のホームページ、刊行物などで公開されるなど、社会に幅広く周知されている。また、教育理念「自主創造」を養成すべき人材像として「自主創造型パーソン」を掲げるなど、今後も大学の個性や特徴を明確にし、関係者に浸透するような仕掛けを打ち出していくことが求められる。

(短期大学部)

短期大学部においては、各学科・専攻の教育方針・目的が示されているが学部独自の教育目標（教育研究上の目的）を設定されていないものの、各学科で大学の教育理念である「自主創造」に則して、目指す人材像が定められ、学科・専攻の教育研究上の目的が示されている。学生に対しては初年次教育科目において大学の教育理念、学科の教育研究上の目的等を説明など自校教育も含めた講義がなされている。これらは各校舎で適切に実施され、併設する学部同様に学生・教職員・社会に対して広く公開され、とくに受験生には3校舎で実施するオープンキャンパス等で周知され、一部の校舎では志願者の増大が図られていることからさらに社会一般に周知する必要がある。

2 改善すべき事項

(大学・短期大学部)

平成27年7月に学長が定めた「教学に関する全学的な基本方針」の中に、「「建学の精神」を捉えた「目的および使命」、教育理念としての「自主創造」及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の連関並びに“自主創造型パーソン”像の明確化に関する検討」が出されたことにより、本学の実情に照らし将来像をも描きながら全学部・研究科及び短期大学で、それぞれの個性や特徴の確立化した教育目標、併せて3つのポリシーを体系化する必要がある。さらに、日本大学の3つのポリシーに基づき制定されている各学部及び各学科の教育方針は3つのポリシーのどれ1つ欠けることなく平衡させて周知する必要がある。

また、教育理念としての「自主創造」及び自主創造の能力を持つ人材を育成するためにディプロマ・ポリシーと各学部の教育目標に則した教育編成（シラバスも含む）との整合性及び適切性を検証し、総合大学としてのメリットを発揮する必要がある。また、近年はミスマッチによる退学率の減少を図るためにもアドミッション・ポリシーの検証・分析についても有効な手段・方法を検討する。

基準Ⅱ 教育研究組織

1. 現状の説明

1 大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

[評価の視点]

- ・ 教育研究組織の編制原理
- ・ 理念・目的との適合性
- ・ 学術の進展や社会の要請との適合性

(大学)

本学は、平成28年4月には新設2学部を加え、16学部90学科、20研究科、通信教育部4学部となる総合大学であり、各学部及び研究科又は各学科において、大学の理念・目的を踏まえ、社会や学生のニーズを精察しながら各学部及び研究科等のカリキュラム・ポリシーに沿った的確な授業科目の配置が成された教育研究組織が適正に構成されている。また、付置研究所についても、大学の理念・目的に基づき、各研究所規程によってその理念・目的を明らかにし、大学付置、学部付置を合わせて32研究所を設置しており、国などから助成を受けるなどして、多くの研究プロジェクトを実施している。本学が設置している各学部、付置研究所では、定期的に教育研究組織の適切性を検証しながら、その改善に取り組んでいる。その取組の一つは、社会や学生のニーズに即して、学科の再編や新設、名称変更、カリキュラムの改正、また、付置研究所の新設・統廃合等々の教育研究組織そのものの改善である。この一例としては、精神文化研究所及び教育制度研究所については活動休止とすることを決定したことが挙げられる。いま一つは、現行の教育研究組織の下でその目的・目標をより効率的に達成させるための取組であり、例えば、資格取得講座や養成コース等の開設や研究組織体制を見直し、拠点の変更を行うなどである。これには人口研究所の拠点を、経済学部から日本大学会館第2別館へ移したことが挙げられる。各学部及び研究科単位では、主に前者の取組が目立つが、本学の特筆すべき取組については以下のとおりである。医学部では、学問体系別カリキュラムで基礎医学を学習した上で、構造・機能・臓器・疾患別の統合型カリキュラムを念頭に置いたPBLテュートリアルによる問題基盤型の学習方法を取り入れ、自主創造力を涵養することに注力している。また、文理学部では平成24年度に新設したキャンパス構想委員会において、中・長期的なキャンパス整備を進めている。その一環として、平成27年度から本格的に着工した新本館（仮称）建設に併せて、エネルギーの有効活用を目指したエネルギーセンターの設置が決定している。

平成24年度には、商学部において、初年次教育として「専門基礎研究（2単位）」を必修化し、初年次教育を充実させたほか、芸術学部においても、芸術・文化の基礎知識を現代の教養として新たに取込んだ芸術教養課程を開設し、芸術創造教育及び芸術総合教育の一層の充実を図っている。また、付置研究所における取組として、経済学部では付置研究所・センターとして、経済科学研究所、産業経営研究所及び中国・アジア研究センター

を設置しており、設置の理念・目的に則り、プロジェクト研究の実施、各種研究会・講演会の開催等を行っている。法学部においては、平成23年度より付置研究所に研究員の受入れを開始し、研究員個人の研究充実に資するとともに、受入れた研究所における研究成果の発展を図っている。また、新聞学研究所においては、民間企業人の協力のもと、「メディア・イノベーション講座」を開設し、学生にメディア研究の意欲を触発させる機会を与えるとともに、メディア業界でのキャリア教育の充実化がなされている。教育研究組織の改編に関しては、国際関係学部において、平成23年度に、学部の教育目的を絞り込んで従来の4学科を改編し2学科体制とし、基礎に置く語学教育の一層の充実を図りながら、同時に国際社会の諸分野を学ぶことで、異文化との共存ができ、また自文化へ深い理解を持てる双方向の視点を身に付けた人材を養成していく目的で改組を行った。

さらに本学では、初等教育から高等教育までの一環教育の在り方、連携方法、時代の要請との適合性を検証した結果、新たな学際分野として平成27年4月には小学校を開校し、さらに平成28年4月に危機管理学部及びスポーツ科学部の開設が予定されている。改革を推進する一方、独立大学院の総合科学研究科は平成23年4月から、同グローバル・ビジネス研究科は平成25年4月からそれぞれ学生募集を停止することになった。以上は一例であるが、冒頭に記した通り本学はいずれの学部・研究科も本学の理念・目的に基づき設置しており、必要に応じて、大学の理念・目的を踏まえて、新学科の設置、名称変更、廃止・新設などに取り組んでいる。

(短期大学部)

本学は、三島校舎（ビジネス教養学科、食物栄養学科、専攻科食物栄養専攻）、船橋校舎（建築・生活デザイン学科、ものづくり・サイエンス総合学科、生命・物質化学科）、湘南校舎（生物資源学科）の3つの短期大学部を有している。各学科あるいは専攻科において、本学短期大学部の理念・目的を踏まえて教育研究組織が適正に構成されている。とりわけ、船橋校舎は、「理工系総合短期大学部」を目指し、平成24年度に学科名称の変更及び教育課程の一新を図った。三島校舎では、平成24年度にカリキュラムの改正が実施され、キャリア教育を重視し、個々の学生のニーズに柔軟に対応した教育ができるように幅広い分野から科目が履修できるようにした。

(専門学校)

本学の医歯系3学部（医学部・歯学部・松戸歯学部）では、附属看護専門学校、歯科技工専門学校及び歯科衛生専門学校の4校の専門学校を併設している。これらはすべて専門学校としての理念・目的を明確にしており、それぞれ理念・目的の下、専門職養成という目的を達成する上で適切な教育研究組織を編制している。

2 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

[評価の視点]

- ・ 教育研究組織を検証する委員会等の設置状況、運営状況

(大学)

多くの学部では、学事事項に関しては主に学務委員会を中心として、また、研究組織に

関することは主に研究委員会を中心として教育研究組織の適切性について定期的に検証している。また、研究科及び研究所においても、分科委員会あるいは運営委員会を設置し、定期的に教育研究組織の適切性について検証している。その他、組織の妥当性の検証に関連する個別の案件については、必要に応じて臨時の専門委員会を設置して検討し、その後教授会等で審議し、「教学組織の増設、改廃及び変更」を提起する場合には学長裁定に定められた項目として学長への意見とするなど柔軟に対応している。

(短期大学部)

短期大学部によってその検証方法は異なる点もあるが、船橋校舎では、入学志願者の動向や社会的ニーズの変化等を踏まえ、企画調整委員会が教育研究組織の適切性について総合的に分析・検討している。

三島校舎のビジネス教養学科では、次年度の講座担当者を決める際に、学科内で審議及び検証を行っている。また、食物栄養学科及び専攻科食物栄養専攻では、学科内で栄養士法施行規則に従い、教育人員の配置について審議及び検証を行っている。

(専門学校)

学校長の指揮の下、基本的には委員会が設置され、定期的に教育研究組織の適切性について検証している。しかし、委員会が設置されていない学校では、学事事項を審議する委員会がそれに当たっている。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

(大学)

本学は、平成28年4月には新設2学部を加え、16学部90学科、20研究科、通信教育部4学部となる総合大学であり、各学部及び研究科又は各学科において、大学の理念・目的を踏まえ、社会や学生のニーズを精察しながら各学部及び研究科等のカリキュラム・ポリシーに沿った的確な授業科目の配置が成された教育研究組織が適正に構成されている。また、付置研究所についても、大学の理念・目的に基づき、各研究所規程によってその理念・目的を明らかにし、大学付置、学部付置を合わせて32研究所を設置しており、国などから助成を受けるなどして、多くの研究プロジェクトを実施している。本学が設置している各学部、付置研究所では、定期的に教育研究組織の適切性を検証しながら、その改善に取り組んでいる。

法学部では学科等会議世話人体制が立ち上がり、世話人を中心に諸問題を学科等会議で協議検討ができています。また、平成26年度のカリキュラム改正に合わせて、初年次導入科目として「自主創造の基礎Ⅰ・Ⅱ」を開講し、講座担当者をクラス担任とするクラス担任制を執行した。さらに、付置研究所では、新聞学研究所において、民間企業人の協力を得て、メディアを研究するあるいはメディア業界を目指す学生のために、「メディア・イノベーション講座」を開講し、学生に新たな研究意欲の触発の機会を与えるとともに、メディア業界への関心・理解をもたせるキャリア教育を支援した。このメディア・イノベーション講座は、今年5年目となり、毎回アンケート調査を行い、次回のカリキュラムに生か

しながら進めており、夏季集中講座として定着した感がある。また、募集告知については、掲示板等のほか教員からの授業での働きかけもあり、参加者数もここ数年増加している（2014年度54名→2015年度81名）。

芸術学部では芸術教養課程、芸術総合講座、冠講座開設し、多面的に芸術教育を推進したことにより、学生の関心と意欲が高まった。また生産工学部では、平成25年度にカリキュラムを改正し、より産学連携による人材育成を進めるために学生個々の個性・能力を生かし、充実したキャリア教育を取り入れ、経営管理能力を備えた技術者を育成として、生産工学系科目にキャリアデザイン、生産実習、生産工学特別講義科目が設置された。この科目では、全学科が官公庁、企業、校友と連携した教育研究組織が編成され、組織的に社会に適応できる人材を育成している。歯学部においては「学部委員会規程」に基づき大学が定める第1号委員会の設置、学部が設置する第2号及び第3号委員会を設置し、適正な運営を行っている。また、平成26年度に日本大学歯学部教学推進センターを設置し、本学部の教学戦略・運営の専門部署として、教学に関わる短中長期の計画立案と効率性のある実施活動が可能となった。

以上は一例であるが定期的に教育研究組織の適切性を検証しながら、その改善に取り組んだ結果の効果であると考えている。

2 改善すべき事項

(大学)

本学の教育研究組織については、一層の学修効果・教育効果の向上を図るため、経営的な視点も持ちつつ、学長のガバナンス体制の下、教学戦略委員会をはじめとする全学的な教学マネジメント体制を確固たるものとし、各学部等の最適化を図るべく努める必要がある。

付置研究所については、更なる研究活動の推進のために付置研究所の役割を考慮し、合理的な統廃合を検討する必要がある。

(短期大学部)

短期大学部においてはそれぞれ異なる状況であるが、短期大学部湘南校舎では、短期大学部の関連委員会が多く、負担過重となりがちな点が改善点として挙げられる。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

(大学)

法学部では学科等世話人体制が確立し、学科及び領域の様々な問題を世話人が責任もって調整、打合せ及び会議に善処する対応など、透明性のある会議体をさらに深化させる。また、「メディア・イノベーション講座」の継続的な開講によって、教員並びに学生に対してさらに有益なものとしていく。

芸術学部ではインストラクション人材の確保による、完成度の高い作品の増加を目指す。歯学部では、引き続き、教学推進センターにおいて全学的な教育改善を図ることにより

高度な教学機能の推進を図っていく。

2 改善すべき事項

(大学)

法学部では、より具体的な取り組みが実現できるよう各研究所の連携が必要である。また、芸術学部においては施設、機材の更新と指導スタッフの確保が重要と考える。

基準Ⅲ 教員・教員組織

1. 現状の説明

1 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか。

[評価の視点]

- ・ 教員に求める能力・資質等の明確化
- ・ 教員構成の明確化，編成方針の共有方法
- ・ 教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化

(大学)

大学教員に求める教員像については，大学設置基準に規定される教員資格を基本として「教員規程」を制定し，更にこれに準拠した各学部独自の「教員資格審査基準に関する内規」や「教員の任用に関する内規」等を整え，具体的な基準を明確にした上で，採用，昇格，任用等の人事と編成を行っている。一方，多様な学生が入学してくる現下において，従来型の研究業績偏重の基準から多角的な評価基準に合致した教員による教育推進が必要との観点から，「研究」「教育」「貢献度（学内・学外）」などの項目について評価基準を定め，研究業績偏重の人事考査を改善している学部もある。

また，大学院の教員に求める能力・資質等については，多くの研究科で，各研究科独自の教員資格審査基準等を制定し，採用，分科委員への昇格，任用等の人事考査を行っている。ただし，研究科独自の教員資格審査基準は設けず，教授・准教授としての能力と資質のある教員を大学院分科委員会で総合的に判断している研究科もある。

(短期大学部)

短期大学部教員に求める資質の判断は，本学の「教員規程」と「教員の採用，昇格，再任等に関する内規」等に則して行っている。また，短期大学部から4年制大学へ編入を希望する学生に配慮した教育指導ができる教員を配置している。

(専門学校)

看護師養成の専門学校の教員に求める能力・資質は「看護師等養成所の運営に関する指導要領」に則り判断し，これによって採用等の人事を行っている。また，歯科衛生士や歯科技工士を養成の専門学校においては，それぞれ資格を有した教員を採用・配置している。

2 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

[評価の視点]

- ・ 編制方針に沿った教員組織の整備
- ・ 法令に定める必要専任教員数の確保，年齢構成バランスの適切性
- ・ 授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備
- ・ 研究科担当教員の資格の明確化と適正配置（修士，博士，専門職）

(大学)

各学部で掲げた教育理念・目標を具現化する教育課程（カリキュラム）に適合した教員を配置し、教員組織の充実に努めている。教員数については学部によって差はあるが、大学設置基準を下回るような人事編成を行い、大学として設置基準を満たす教員数で編成できるよう努めているが、学部によっては、大学設置基準を大きく上回る教員数となっている場合もある。また、教員の編成は、各学部での教育課程に則って、必修科目、選択科目、理論と実践の架橋に関わる科目など、科目の特徴とそれに適した教員の配置を考慮し、学科、学務委員会、人事委員会などが緊密に連携しつつ、人事計画案として学部長が策定し、最終的には学部長から提出された人事計画を基に、学長及び理事会が全学的な視点を視野に入れながら決定している。授業科目と担当教員の適合性については、主として、教員の専門性と研究分野などを考慮し、学科内の会議や学務委員会等で検討し、最終的に教授会での審議等を踏まえて学部長が決定している。また、学生による「授業評価アンケート」の結果を授業科目と担当教員の適合性の判断材料に活用している学部も一部出てきている。さらに、講義科目、実験・実習科目、演習科目等で、それに相応しい教員を配置している。専任教員でカバーしきれない領域については、非常勤の教員を配置し、教育課程の一貫性を担保している。

大学院（研究科）の教員数についても、大学院設置基準を充足する教員組織になっている。また、授業科目と担当教員の適合性については、各専攻で教員の研究分野や業績等の資格要件等を内規などと照らし合わせ編成案を起草し、その案を大学院又は研究科委員会等で検討し、最終的には大学院分科委員会での審議等を踏まえて研究科長が決定している。さらに、実務的、変化の激しい内容を扱う授業科目については、非常勤の実務者を採用し、教育の質と一貫性を担保しており、適正な教員編成になっている。

(短期大学部)

教育課程に相応しい教員組織は学務委員会等で検討され、担当教員の適合性についても内規等に則り適正に行われている。教員数は設置基準を満たしている。

(専門学校)

看護師養成の専門学校の授業科目と担当教員の適合性は主事・主任等で検討し、適正な教員配置になっている。また、非常勤の教員の採用については、所属分野の医学部教授の推薦により行っている。一方、歯科衛生士や歯科技工士を養成の専門学校においては、教科担当責任者や授業担当責任者を置き、授業科目と担当教員の適合性は図りつつ、適正な教員配置を行っている。教員数は基準を満たしている。

3 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

[評価の視点]

- ・ 教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続きの明確化
- ・ 規程、内規等に従った適切な教員人事
- ・ 本学の教育者・研究者としての適性を図るための審査・選考

(大学)

学部教員の採用（再任を含む）・昇格等の人事については、大学の「教員規程」に基づき、各学部で審査基準（内規や申し合わせを含む）を整備し、その手続きについても明確に示している。ただし、その諸手続き過程は学部によって異なる。例えば、教員の採用計画の原案を作成する部署が、学科単位で作成する学部、学務委員会で作成する学部、人事委員会等で作成する学部など様々である。また、教員の採用計画案による教員募集についても、公募制を導入している学部もあれば、教授等の推薦で候補者を募っている学部など様々である。さらに、採用に関わる面接も、人事委員会が行う学部、選考委員会が行う学部、執行部が行う学部など様々である。このように教員募集から採用決定までの手続きはさまざまであるが、これらの選考手続きは各学部での学問領域や教授法などの特徴を考慮したものもあり、すべて諸規程に則り、公平かつ公正な手続きを経て行っている。

大学院（研究科）教員の人事に関する諸規程（内規や申し合わせを含む）は研究科ごとに整備しており、その手続きについても明確に示している。研究科教員の採用などの選考手続きはこれらの諸規程に則り、公平かつ公正な手続きを経て行っている。

(短期大学部)

教員の採用、昇格、再任等に関する内規等を整備し、この内規等に則り人事を行っている。本学の教員としての適正は、併設学部の学部長や人事委員会との面接等で審査し、短期大学部教授会等の審議を得た上で、学長が決定している。

(専門学校)

看護師養成の専門学校での教員採用は、看護教員資格を有する人物から、校長・副校長・主事・主任等が採用面接基準にそって面接を実施し、教育目標に則した教育ができる教員を採用している。一方、歯科衛生士や歯科技工士を養成の専門学校での教員採用の基準は資格を重視するが、明確な規定はない。

4 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

[評価の視点]

- ・ 教員の教育・研究、学内運営、社会貢献等の活動状況に対する評価の実施
- ・ ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況と有効性

(大学)

大学教員に求める資質は「教員規程」に明記しているが、その中で特に、教育する能力と研究する能力は欠かせない資質である。前者の「教育する能力」については、学部内に設置している FD 委員会等が中心になり、学生による授業評価アンケートを実施し、集計結果を教員にフィードバックして授業改善に役立ててもらいつつ、教員の資質（教育する能力）向上を図っている。教育業績については、採用時に提出させる学部もあるが、教育業績を教員から毎年提出させ、これを教員の資質向上に役立てる学部は少ない。また、後者の「研究する能力」は教員から研究業績を毎年提出させ、この成果をもって教員の資質向上を図っている。さらに、教員の資質の向上のために、教員相互による授業参観の実施、学部内での FD 関係の講演会やワークショップなどの開催、そして、学外での FD 研修会

などへの積極的な参加など、さまざまなFD活動を推進している。これらの諸活動は教員資質の向上に一定の効果をもたらしている。一方、FD委員会等の「活動報告書」の作成、「授業改善のすすめ」の発行、「授業改善計画報告書」の提出など、さまざまな活動を通してFD活動をより活性化している学部も一部にある。なお、「日本大学FDハンドブック」等の配布は全学部で実施している。

大学院研究科でも教員資質向上の取組として、院生による「授業評価アンケート」を定期的実施しており、集計結果を研究科教員にフィードバックするなど授業改善、教員の資質の向上を図っている。一方で大学認証評価における助言として、「研究科としてFDに関する組織的な取り組みが不足あるいは欠如していることから改善が望まれる」との指摘を受けており、学部との連携でFD活動を実施している研究科も未だ多いことから、大学院独自のFD組織体制や実質化を検討する必要もある。独立大学院研究科又は専門職大学院研究科では研究科内にFD委員会を設置して授業評価アンケートの実施をはじめ、学生との意見交換の機会や教員間での相互授業参観、学内外のFD研修会などを通じて、教員の資質向上に努めている。

(短期大学部)

教員資質としての教育する能力については、学生による授業評価アンケートを実施し、集計結果を教員にフィードバックして授業改善に役立ててもらいつつ、教員の資質向上を図っている。また、教員の研究する能力の向上を図るために、教員から研究業績を提出させ、この成果をもって教員の資質向上に努めている。さらに、教員による教育懇談会や授業研究などを通してFD活動を活性化し、教員の資質向上に役立てている。

(専門学校)

看護師養成の専門学校では、学生による授業評価アンケートを行い、教員の資質向上を図っている。また、教員の研究する能力の向上を図るために、研究活動を助言する体制を整えている。一方、歯科衛生士や歯科技工士を養成の専門学校では、FD研修会や歯科医学教育に関するワークショップへの参加等を通じて、教員の資質向上を図っている。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

(大学)

教員の教育力向上に資するための「学生による授業評価アンケート」の実施は、教員の資質向上とFDに一定の効果をもたらしてきたが、さらに「日本大学学生FD CHAmmiT」や「全学FDワークショップ」及び各学部における学生と教員との懇談会など、学生と教員が直接的に意見を交換し情報を共有する活動に取り組んでいる点は評価できる。このことはFDの活性化と教員の資質向上に有効であると認められる。

(短期大学部)

併設学部との連携は、基準の明確化やFDの推進などに効果をもたらしている。また、四年生学部への進学希望者への対応などもとられている。

(専門学校)

教員の適正配置により、国家試験の合格率を全国平均以上に維持できている。

2 改善すべき事項

(大学)

大学の教員数は大学として概ね設置基準を満たしているが、学部・研究科によっては、人員超過、年齢構成の歪みなど、一部改善すべき点が認められる。

(短期大学部)

併設学部との連携は重要であるが、一方で必要に応じて独自の基準や内規などの整備に努めることが望まれる。

(専門学校)

歯科衛生士や歯科技工士を養成する専門学校で、専任教員の不足があることから、速やかな充足が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

(大学)

学生と教員との懇談会など、修学環境の改善につながる学生の意見や要望を聴く機会の設置をすべての学部拡大していくことは全学的なFDと教員の資質向上に有効な方策であろう。

(短期大学部)

「FDニュース」などの冊子を継続的に発行・配布することは、教員の資質向上に有効な方策である。

(専門学校)

国家試験の合格率の水準に保つために教育指導体制の充実に努められたい。歯科技工教育においても新たに求められる教育指導体制への移行（時間制から単位制）を引き続き進められたい。

2 改善すべき事項

(大学)

定年制厳守と再雇用制度の適切な運用を行い、大学教員数を大学設置基準に見合った水準に維持しつつ年齢構成のバランスを保つ必要がある。そのために、各学部等の人事委員会等が中・長期的な教員採用計画等を作成し、必要に応じて教員採用規程等の見直しを行うなどの方策を講じることが改善に繋がる。

(短期大学部)

学内外の研修会参加等の推進は教員資質の向上に繋がる。専任教員の年齢の適性化は中長期的な人事計画を策定し、それに基づいて持続的に実施していくことが適当である。

(専門学校)

必要かつ十分な教員組織を維持するうえで教員採用計画の策定が必要である。

基準Ⅳ 教育内容・方法・成果

Ⅳ－1 教育目標，学位授与方針，教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

1 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

[評価の視点]

- ・ 学士課程・短期大学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示方法
- ・ 教育目標と学位授与方針との整合性
- ・ 学位授与方針における修得すべき学修成果，その達成のための諸要件等の明示

(大学)

1) 文理・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科

本学の教育理念・目的である「自主創造」を踏まえ，育成すべき人材像としての教育目標を掲げ，その目標達成のための学位授与の方針を履修要覧（学部要覧）に記載するとともに，ホームページ上で公開している。学位授与の条件となる学修成果についても卒業要件として履修要覧等に明示している。また，大学院研究科においても同様に，本学の教育理念・目的である「自主創造」を踏まえ，修士課程・博士課程の教育目標に基づき学位授与の方針を学則，入学試験要領，大学院履修要覧（大学院要覧）やホームページ上で明示している。

一方，国際関係学部では，学科別に育成すべき人材像としての教育目標は示されているものの，学部として統一的な教育目標となる人材像が明確化されていない。

2) 法・経済・商学部，法務研究科，知的財産研究科

各学部，研究科ともに，それぞれの教育目標・研究目標に沿ったディプロマ・ポリシーが設定され，それに基づいたカリキュラム・ポリシーが展開されている。とくに法学部では，学科ごとに求められる人材をきめ細かく規定し，修得すべき学修成果なども明示されており，それを実現するための個別具体的なカリキュラムが編成されている。また法務研究科は「人間尊重」を理念としつつ，知財研究科は「総合的・体系的な文理融合教育」を実践できるようなカリキュラム編成の下，実践的な研究・教育が行われている。

3) 理工・生産工・工・薬学部

各学部・各大学院研究科では，日本大学の「教育理念」である『自主創造』に則した「教育目標」を策定し，これに基づいた学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を制定している。この方針を達成するために，各学部では学科ごとに学術分野の特性を考慮した「教育研究上の目的」を定めている。これに適合した教育課程（カリキュラム）を学修し，一定の学士力を身につけたと認められる者に対して，学士（工学）などの学位を授与するとして，教育目標と学位授与の方針との整合性が保たれている。

教育目標，学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー），教育研究上の目的などは，学部

要覧に記載すると共に、ホームページで公表している。学位授与のための履修単位数、それを達成するための諸要件は、キャンパスガイド、学部要覧、履修の手引き、シラバス等に明示されている。また、各大学院研究科の教育目標及び学位授与の方針（論文の審査基準を含む）、各専攻の教育研究上の目的などは、大学院入試要項、大学院要覧などに記載すると共に、ホームページで公表している。

4) 医・歯・松戸歯・生物資源科学部

各学部ともに、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は教育研究上の目標に基づいて定められており、これを学部要覧、シラバス、入試ガイドブック、進学ガイドブックあるいは学部ホームページに明示している。

各学部の研究科においても、教育目標との整合性を保ちつつディプロマ・ポリシーが策定され、大学院履修要項と要覧、学修便覧、入試ガイドブック、入試試験要項あるいは学部・研究科のホームページにより、広く社会に明示されている。

（短期大学部）

1) 短期大学部 [三島校舎]

本学の教育理念・目的である「自主創造」を踏まえ、学科別に、育成すべき人材像としての教育目標を達成するための学位授与の方針を策定し、履修要覧、ホームページ上で明示している。また、修得すべき学修成果についても履修要覧等に卒業要件として明記している。

2) 短期大学部 [船橋校舎]

短期大学部船橋校舎では、本学の教育理念である「自主創造」に則した三学科ごとの「教育目標」を策定し、これに基づいたディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を制定している。それを具体化した「教育研究上の目的」を達成したと認められる学生に対して、短期大学士（工学）の学位を授与するとして、教育目標と学位授与の方針との整合性が保たれている。

教育目標、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育研究上の目的などは、短期大学部要覧に記載すると共に、ホームページで公表している。また、学位授与のための履修単位数（卒業単位数）、それを達成するための諸要件は、短期大学部要覧に明示されている。

3) 短期大学部 [湘南校舎]

短期大学部湘南校舎では、本学の教育理念である「自主創造」を踏まえた教育研究上の目的を達成するための教育方針の一つとして学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を学科ごとに策定し、履修要覧等に記載している。また教育目標及び修得すべき学習成果についても履修要覧、ホームページに明示している。

2 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

[評価の視点]

- ・ 教育課程の編成・実施方針の策定とその明示方法
- ・ 教育目標・学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との整合性

- ・ 科目区分，必修・選択の別，単位数等の明示

(大学)

1) 文理・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科

教育課程の編成・実施の方針をカリキュラム・ポリシーとして示すとともに，科目一覧，教養・語学・専門の科目区分，必修・選択の科目区分，科目配当年次，単位数及び履修方法等を，履修要覧，ホームページ上で明示している。また各年度初めには，改訂した講義要項を都度学生に配付している。大学院研究科も同様に，カリキュラム・ポリシーとともに，科目一覧，必修・選択科目区分，単位数等について，大学院履修要覧やホームページ上で明示している。

2) 法・経済・商学部，法務研究科，知的財産研究科

各学部ともに，学部要覧，学部案内やホームページ等で，カリキュラムの編成・実施方針を明示している。また，各研究科においても，大学院案内・要覧，ホームページ等でそれらを明示している。

3) 理工・生産工・工・薬学部

各学部・各大学院研究科では，教育目標，学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育研究上の目的を達成するための教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を制定し，これに基づいてカリキュラムが編成されている。

各学部のカリキュラム・ポリシーは，キャンパスガイド，学部要覧などに記載されると共に，ホームページで公表されている。また，各大学院研究科のカリキュラム・ポリシーなどは，大学院要覧などに記載されると共に，ホームページで公表されている。

毎年，授業科目のシラバス（授業計画）を作成する際に，キャンパスガイドや学部要覧などを参照しながら，「教育目標」，「学位授与の方針」，「教育研究上の目的」，「教育課程の編成・実施の方針」といった各階層との間の整合性を確認できる。また，シラバスが公表されることで，授業科目の内容を担当教員同士で確認し合うことができる。

授業科目の区分，必修・選択の別，卒業単位数等は，キャンパスガイド，シラバス，学部要覧，大学院要覧などに明示されている。

4) 医・歯・松戸歯・生物資源科学部

教育目標・学位授与の方針と整合性のある教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を各学部ともに策定している。各学部とも全学年を通しての過程を解りやすくシラバス，入学案内あるいは学部ホームページに明示している。

学部研究科においては，すべての学部でカリキュラム・ポリシーが設定されており，これを大学院要覧，ガイドブックあるいは学部ホームページに明示している。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [三島校舎]

学科別の教育目標，カリキュラム・ポリシーをホームページ上で公開するとともに，科目区分，必修・選択科目区分，単位数等を履修要覧に明記している。

2) 短期大学部 [船橋校舎]

短期大学部船橋校舎では，教育目標，卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリ

シー)及び教育研究上の目的を達成するための教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を制定し、これに基づいたカリキュラムが編成されている。カリキュラム・ポリシーは、短期大学部要覧に記載すると共に、ホームページでも公表している。

3) 短期大学部 [湘南校舎]

短期大学部湘南校舎では教育方針として、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーをそれぞれの関連性を意識して履修要覧等に明記しているほか、短期大学部又は併設する学部のホームページに掲載して公表している。また単位の設定は適切かつ明瞭であり、四年制大学への進学、編入など将来のキャリアアップに対応できるように配慮されている。

(専門学校)

専門学校では、すべての科目に単位数を設定し、これを学生便覧、シラバスあるいは学校案内に掲載しており、ホームページにも掲載して公表しているが、歯学部附属歯科技工専門学校、同附属歯科衛生専門学校では明示箇所が不明である。

3 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員及び学生等)に周知され、社会に公表されているか。

[評価の視点]

- ・ 学内への周知方法とその有効性
- ・ 社会への公表方法とその適切性

(大学)

1) 文理・芸術・国際関係学部、通信教育部、総合社会情報研究科

教育目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを学則、履修要覧に明記するとともに、ホームページ上で公開している。同時に履修要覧は、大学院研究科を含めて新入生ガイダンスや新年度履修ガイダンス時に説明資料として活用することで、学生や教職員にその周知徹底を図っている。

2) 法・経済・商学部、法務研究科、知的財産研究科

各学部、研究科ともに、学部要覧・案内、大学院要覧・案内、またホームページ等で明示し、周知を図っている。法学部では、年次初めのガイダンスの際に、各方針を直接学生に伝えている。

3) 理工・生産工・工・薬学部

各学部・各大学院研究科では、教育目標、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を、学部要覧、大学院要覧、シラバスなどに記載して大学構成員(教職員及び学生等)に配布し、ガイダンスなどを通じて周知徹底を図ると共に、ホームページで社会に公表している。

4) 医・歯・松戸歯・生物資源科学部

各学部ともシラバス、学部要覧、学修便覧を配布することにより大学構成員(教職員及

び学生等)へのディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの周知を図っている。一方、社会への公表は、学部ホームページ、入試ガイドブックあるいは進学ガイドを活用し、これを行っている。

学部併設の大学院研究科については、大学構成員への周知及び社会への公表は主に学部ホームページを通じて行っているが、その他進学ガイド、大学院ガイドブックあるいは大学院要覧も活用されている。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [三島校舎]

大学・大学院研究科と同様に、教育目標や、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを履修要覧に明記するとともに、ホームページや広報誌に掲載することで学生や教職員に周知させている。

2) 短期大学部 [船橋校舎]

短期大学部船橋校舎では、教育目標、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を、短期大学部要覧に記載して大学構成員(教職員及び学生等)に配布し、ガイダンスや教職員研修会を通じて周知徹底を図ると共に、ホームページで社会に公表している。

3) 短期大学部 [湘南校舎]

短期大学部湘南校舎では、教育目標や、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを履修要覧等に明記しているほか、それらをホームページや広報誌に掲載することで学生や教職員に周知している。

(専門学校)

医学部附属看護専門学校、歯学部附属歯科技工専門学校及び歯科衛生専門学校の教育目標、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、学生便覧あるいはシラバスにより教職員に周知させており、看護専門学校、松戸歯学部附属歯科衛生専門学校では、ホームページ及び学校案内を通じて社会への公表を行っている。

4 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

[評価の視点]

- ・ 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性を検証する責任主体・組織、検証方法

(大学)

1) 文理・芸術・国際関係学部、通信教育部、総合社会情報研究科

時代の要請や入試事情、学生の動向やFDなどの情報を基に、大学学部においては学務委員会が、大学院研究科においては大学院委員会が、必要に応じて、あるいは定期的に検討・検証を行っている。

なお国際関係学部では、学務委員会内にカリキュラム改定ワーキンググループを組織し、卒業予定の4年生を対象に「教育課程のアンケート」を行っており、教育課程の問題点を学生の立場から見直す情報を収集している。

2) 法・経済・商学部，法務研究科，知的財産研究科

各学部ともに、カリキュラム委員会，自己点検評価委員会，学務委員会，カリキュラム検討特別委員会などの部署で、定期的に検証している。各研究科においても、学務委員会，運営委員会，自己改革ワーキンググループ等で検証する体制を整えている。

3) 理工・生産工・工・薬学部

各学部では、学術分野の動向や産業構造の変化等に対応するため、教育目標、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の適切性について、各学科での検討結果に基づき、学務委員会，カリキュラム検討委員会，教育検討専門委員会などで検証し、定期的に見直している。各大学院研究科では、大学院委員会などで、教育目標、学位授与の方針（論文の審査基準を含む）及び教育課程の編成・実施の方針の適切性について検証し、定期的に見直している。

4) 医・歯・松戸歯・生物資源科学部

医学部，歯学部及び松戸歯学部においては、教育目標，学位授与方針及び教育課程の編成・実施の方針の適切性について、学務委員会を中心に、その他の関連小委員会において定期的あるいは必要に応じての検証が行われ、さらに教授会において確認が行われている。生物資源科学部においては、学科ごとに適切性について検証し、カリキュラムの改正が行われている。

併設大学院については、教育目標，学位授与方針及び教育課程の編成・実施の方針の適切性の検証は、医学部，歯学部，松戸歯学部共に研究委員会を中心とした定期的な、あるいは必要に応じた検討が行われている。生物資源科学部では、これら項目について学部全体としての定期的検証は行われていないが、学科ごとに適切性の議論が行われ、必要に応じた改正がなされている。

（短期大学部）

1) 短期大学部【三島校舎】

FD委員会が卒業予定の2年生を対象に、「教育課程のアンケート」を実施し、教育課程の問題点を洗い出す作業を毎年行っている。

2) 短期大学部【船橋校舎】

短期大学部船橋校舎では、教育目標，学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の適切性について、各学科での検討結果に基づき、学生に対する「教育課程改善のためのアンケート」の調査結果なども参考にして、学務委員会で検証し、定期的に見直している。

3) 短期大学部【湘南校舎】

短期大学部湘南校舎では、教育目標，学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針の適切性については短期大学を含む学部全体の定期的検証は行われていないが、短期大学部内での議論が行われている。

(専門学校)

医学部附属看護専門学校では、本項目の適切性についての検証が年度ごとにカリキュラム検討委員会で行われている。歯学部附属歯科技工専門学校では、平成24年度に学則変更を行い、歯科衛生専門学校では、平成19年度から3年制課程への移行に伴って大幅なカリキュラムの変更を実施したが定期的検証についての記載はない。松戸歯学部附属歯科衛生専門学校では、学事委員会等で適切性の検証が行われている。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

(大学)

1) 文理・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科

全体を通じ、ホームページへの掲載，履修要覧等への明記を通じて、教育目標，学位授与の方針の学外・学内への周知徹底はできている。また、国際関係学部における卒業生を対象にした「教育課程のアンケート」は、学生の4年間を通じた学部授業の体験を反映した意見を収集したものになるため、教育課程の編成・実施の方針の再考の際の有益な資料になっている。

2) 法・経済・商学部，法務研究科，知的財産研究科

各学部ともに、現行カリキュラムの改善・改革に取り組んでいる。とくに法学部では、 Semester制の導入，初年次導入科目の設定などの大きな改革を推進し、教育体制を前進させた。また法務研究科では、昼夜開講制などの取り組みがなされ、社会人などへのきめ細かい配慮が追加された。知財においても自己改革ワーキンググループの立ち上げによって、さらに充実した改革への視野が開けている。

3) 理工・生産工・工・薬学部

各学部・各大学院研究科ともに、教育目標，学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー），教育研究上の目的，教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）をホームページ等で明示することによって、学部生・大学院生に対して教育目標や学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）などを周知し易くなっただけでなく、外部に対しても本学の教育目標や学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）などを適切にアピールできるようになった。また、責任主体・組織を明示し、内部質保証体制を構築することで、それらの適切性について定期的な見直しを行い、学術分野の動向や産業構造の変化等に適合するように努めている。

4) 医・歯・松戸歯・生物資源科学部

医学部では医学教育分野別認証評価受審にも対応する新教育課程の編成として、平成27年度入学者から、モデル・コア・カリキュラムの改正，医師国家試験出題基準の改訂をも視野に入れ、教職員のみならず初期研修医，現役学生へのヒヤリング調査に基づいた新カリキュラムを導入している。歯学部においては、平成26年度に第6学年に先行導入された新カリキュラムが、平成27年度入学者より開始されている。6年次への先行導入の成果は歯科医師国家試験の合格率にすでに反映されている。生物資源学部においては、平成25年

度と26年度に学科名称とカリキュラムの改正を5学科において施行し、平成27年度に1学科が学科名称とカリキュラムの改正、また新たに1学科の設置が行われた。

歯学研究科では、授業科目内容について、先進のものとなるように毎年ブラッシュアップが行われ、研究に活用できる環境を提供している。その効果は多くの博士号の学位取得者の輩出に繋がっている。生物資源科学研究科では、アドミッション、カリキュラム、ディプロマの3つのポリシーを設定するにあたって、これらの適切性を検討しカリキュラム改正がなされている。また獣医学研究科においても、3つのポリシーを設定するにあたってはこれらの適切性の議論が行われている。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [三島校舎]

国際関係学部と同様に、卒業生を対象とした「教育課程のアンケート」は教育課程の改定や履修方法の改善のための有益な情報源になっている。

2) 短期大学部 [船橋校舎]

短期大学部船橋校舎では、平成25年度から2年生を対象に「教育課程改善のためのアンケート」調査を行い、その結果や定期試験の成績分布などを参考にして、学務委員会が中心となり、現行の教育課程(カリキュラム)が教育目標及び教育研究上の目的を達成するのに適切かどうかを検証している。

(専門学校)

歯学部附属歯科技工専門学校では、授業開始時間を午後3時に学則変更し、第3学年の臨床模型実習は、必要に応じて附属歯科病院の開院時間内に実習を行うことができる体制とし、教育効果の高揚に繋がっている。同附属歯科衛生専門学校では、必要とされる知識に裏付けされた手技の習熟、また病める人を対象に業務を行う技術者の養成として人格形成に重点を置く教育が行われている。

2 改善すべき事項

(大学)

1) 文理・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科

全体として大きな問題は見られないものの、国際関係学部では、学科別の育成すべき人材像としての教育目標はあるものの、学部として提示すべき教育目標が不明確になっている。また同研究科も同様に、育成すべき人材像を提示してはあるが、これを研究科としての教育目標として明示していない不具合が認められる。

2) 法・経済・商学部，法務研究科，知的財産研究科

法学部では、新カリキュラムの実効性の検証が課題であり、商学部では学科とコース制の相関を明確化するという課題がある。

3) 理工・生産工・工・薬学部

従来、教育課程(カリキュラム)の編成が学部・大学院研究科ごとに実施されてきたが、第三者機関による調査、学外評価委員の参加、学部・大学院研究科を超えて相互評価するなど、本部主導で多様な意見が外部から入る仕組みを作り、各学部・各大学院研究科のカ

リキュラムに特色が出るように工夫すべきである。

日本大学の教育理念である「自主創造」の気風をはぐくむために、全学共通初年次教育科目「自主創造の基礎1」のガイドラインにそった授業を行うことで日本大学の自校教育が明確になったとする学部もあるが、そこまで至っていない学部もあるようだ。本部主導の下、各学部の責任主体・組織が中心となって、早急に計画を進める必要がある。

大学院博士前期課程への進学率の低下、大学院博士後期課程は常に定員を満たしていないことから、各大学院研究科の研究環境の改善や奨学金制度の充実など、また社会人志願者を増やすための広報活動を充実させるなどして、早急に対策を講じる必要がある。

4) 医・歯・松戸歯・生物資源科学部

歯学部では、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとしての明確な記載がない。また生物資源科学部においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの適切性についての定期的検証を学部全体で行っていない。

歯学研究科では、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとしての明確な記載がない。また生物資源科学研究科及び獣医学研究科では、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施の方針の適切性についての定期的点検・評価が組織的に行われていない。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [三島校舎]

学科別の教育目標は示すものの、短期大学部として達成すべき教育目標を明確に示しているとは言えない。

(専門学校)

歯学部附属歯科技工専門学校、同附属歯科衛生専門学校では、カリキュラム・ポリシーの社会への公表が行われていない。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

(大学)

1) 文理・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科

現在の努力を維持するとともに、必要に応じて検討を行う。

2) 法・経済・商学部，法務研究科，知的財産研究科

各学部，研究科ともに，具体的に導入された改革・改編が，それによってどのように教育効果を上げたのかを検証する枠組みを構築することが望まれる。

3) 理工・生産工・工・薬学部

各学部・各大学院研究科の教育課程（カリキュラム）は，学術分野の動向や産業構造の変化などに対応するために，その適切性について定期的に検証しているが，より効果を上げるには，大学教員だけの状況判断だけでなく，学生に対するアンケートや外部調査機関

を適切に利用して、多面的な視野から検討することが重要である。

4) 医・歯・松戸歯・生物資源科学部

医学部では、医学教育モデル・コア・カリキュラムの改正及び医師国家試験出題基準の改訂は3～4年ごとに行われており、最新の情報を入手して教育課程の編成・実施を今後も適切に行っていく。またアウトカム基盤型教育にも取り組みながら、日本医学分野別認証評価の受審に対応した教育課程の編成・実施を行う。歯学部においては、平成27年度入学生から導入した新カリキュラムを検証し、改善する仕組みを継続して検討する。生物資源科学部では、学科主任によって構成される学部のカリキュラム委員会において、カリキュラムの改正が審議された。この過程で、各学科がそれぞれの教育課程の編成・実施の方針の検証を行い、カリキュラム改正の是非を判断した。なお学科によっては、カリキュラム委員会による定期的検証が行われている。

医学研究科では、横断型医学専門教育プログラムのカリキュラム内容の充実に努めていく。歯学研究科ではシラバスへのカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの掲載により、学内者に学部の指針を認識させることができている。また生物資源科学研究科においては、学科のカリキュラム改正の過程における教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施の方針の適切性についての議論が、研究科へ有効にフィードバックされている。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [三島校舎]

現在の努力を維持するとともに、必要に応じて検討を行う。

2) 短期大学部 [船橋校舎]

平成25年度から2年生を対象に導入した「教育課程改善のためのアンケート」について、その調査内容の改善を図りながら、今後も継続的に実施していくことで、カリキュラム・ポリシーの検証の精度が高まることが期待できる。

(専門学校)

歯学部附属歯科技工専門学校では、引き続き歯科技工士国家試験全国統一化及び歯科技工教育の大網化に向けたカリキュラムの編成を行っていく。また授業開始時間の変更による実習における教育効果の高揚の継続を行っていく。

2 改善すべき事項

(大学)

1) 文理・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科

全体的には特に大きな問題はないものの、国際関係学部，同研究科における教育目標，学位授与方針の記載について、より整合性のとれたものに改善していく。

2) 法・経済・商学部，法務研究科，知的財産研究科

「事後的検証」のシステムを作るには、全学部・全研究科の総力を挙げた中長期的な取り組みが必要で、一朝一夕に具体的な改善方策を示すことはできない。これは大学だけの問題ではなく、企業や社会全体に求められている大きな課題でもある。

3) 理工・生産工・工・薬学部

教育目標，学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育研究上の目的を達成するために教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）が策定され，教育課程（カリキュラム）が編成され，授業科目が開設されていることが分かるように説明されていないため，教育目標，ディプロマ・ポリシーが学生に浸透していない。各学部・各大学院研究科の教育目標，学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー），教育研究上の目的，教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー），履修科目系統図などにおける階層性を明示して，学生に理解させるように努めるべきである。

4) 医・歯・松戸歯・生物資源科学部

歯学部の学位授与の方針については，学部要覧にも掲載し，学部の方針を学内者に認識させる。また生物資源科学部では，平成8年に学部名称を変更し，平成21年と平成22年に3学科で，平成27年に1学科でカリキュラムの改正と名称の変更を行った。また平成27年に1学科の設置も行われた。学科名称変更，カリキュラム改正が一段落した今，時代の要請や受験生の志望動向を見ながら，教育効果の検証を行っていく。

歯学研究科においては，学部要覧へカリキュラム・ポリシー，ディプロマ・ポリシーを掲載し，学部の指針を学内者に認識させる。また生物資源科学研究科及び獣医学研究科では，研究科として将来に向けた発展的方策の検討を行う。

（短期大学部）

1) 短期大学部 [三島校舎]

異なる学位を授与する学科で構成されているため，短期大学部としての統合された教育目標を提示することの難しさはあるが，継続的に検討を進めていく。

（専門学校）

歯学部附属歯科技工専門学校では，臨床実習時間を増やし，歯科におけるチーム医療の認識を強化するとともに，新しい技工学問を導入して先進的な教育を行う。また歯科技工及び歯科衛生の両専門学校においては，ホームページにシラバスを掲載・公表する。松戸歯学部附属歯科衛生専門学校では，教育課程の編成・実施の方針の原案を学事委員会で検討し，教員会で決定する。

IV-2 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

1 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

[評価の視点]

- ・ 必要な授業科目の開設状況
- ・ 順次性のある授業科目の体系的配置とその適切性
- ・ 専門教育・教養教育の位置づけと量的配分の適切性（学士）
- ・ コースワークとリサーチワークのバランス（修士，博士）
- ・ 教育課程の適切性を検証する責任主体・組織，検証方法

(大学)

1) 文理・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科

学部にあつては学務委員会，大学院研究科にあつては大学院委員会といった専門的な組織体制の下，教育課程の編成・実施の方針であるカリキュラム・ポリシーに基づき，時代に合った授業科目の新設や改正，専門教育科目と教養科目のバランスのとれた構成と配分，学年別・目的別配置など，適切な開設が行われている。また国際関係学部では，次年度の開講講座を，過去の開講状況や履修者数を踏まえ，毎年きめ細かく決定している。

2) 法・経済・商学部，法務研究科，知的財産研究科

各学部，研究科において，教育のグローバル化などを視野に入れて，体系的なカリキュラム構成を編成する努力を重ねている。例えば法学部では， Semester制，初年次導入科目を設定し，コース制とともに実践的な科目配置を行っている。また法務，知財両研究科でも，基礎科目，実践科目，先端科目などを体系的に配置している。

3) 理工・生産工・工・薬学部

各学部・各大学院研究科では，教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき，それに必要な授業科目を領域ごとに区分整理し，教養教育と専門教育との量的配分に考慮しつつ，順次性のある授業科目を体系的に配置している。また，学生がカリキュラムを理解し，授業科目を効率よく履修できるよう，履修科目系統図又は科目関連図などを作成して，学部要覧，シラバス，大学院要覧等に記載している。

大学院研究科におけるコースワークとリサーチワークのバランスについては，学部4年次から大学院科目を履修可能にすることで，コースワークに時間的余裕が生まれ，各自の判断で適切なバランスがとれるようにしている。

教育課程（カリキュラム）の適切性については，学務委員会，カリキュラム検討委員会，大学院委員会などにおいて，当該学術分野の動向や産業構造の変化などを注視しつつ，授業アンケートによる評価結果なども踏まえて多角的な視点から検証を行い，カリキュラム編成に反映させている。また，JABEE 検討委員会を設け，学外評価委員などを交えて検証

している学科もある。

4) 医・歯・松戸歯・生物資源科学部

各学部共にカリキュラム・ポリシー，ディプロマ・ポリシーとの整合性を確認し，教育課程を体系的に編成，策定している。常にカリキュラムの検証が行われ，時代にニーズに対応して変更が行われている。医，歯系はモデル・コア・カリキュラムを踏まえて各学部のポリシーを十分に反映したカリキュラムを策定している。特に臨床実習を多く取り入れることにより，臨床現場に即した学習ができるような考慮がなされている。また医学部では6年間の一貫した英語教育により実践的な英語力を育成している。生物資源科学部では，各学科における必要な授業科目を適切に開設しており，授業科目履修の順序を明瞭にするために「履修モデル」を学科ごとに作成し，履修科目の体系化を図っている。学科によっては資格取得のための学科内コースも開設している。また教養教育と専門教育の関連性を円滑にする主旨から，基礎専門科目を5科目設置し，相互の連携を強化している。

医学・歯学・松戸歯学研究科では，主科目を中心に副科目，選択科目を学年に応じ体系的に編成しており，また医学部では複数の教員指導制を採用するなどして修了までに独創的な研究成果を論文としてまとめられるようにしている。生物資源科学研究科では，所属分野の関連科目の修得により修了要件を充足できるようにし，オムニバス講義である生物資源科学特論Ⅰ，Ⅱの2科目を設定し，専攻分野にとらわれない知識の教授も行っている。また各専攻に4～5分野を設定して，分野ごとの科目を編成することで，授業科目の体系的配置を行っている。獣医学研究科では，教育領域を6分野として構成し，各分野の授業科目を体系的に配置すると共に，附属病院や動物医科学センターと連携することで高度な専門知識を教授している。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [三島校舎]

学科別のカリキュラム・ポリシーに基づき，かつ学科別に今日的なニーズに対応する適切な授業科目を開設している。また外国語教育では，習熟度別授業，1クラス20名以下の少人数教育といったきめ細やかな対応が行われている。

2) 短期大学部 [船橋校舎]

短期大学部船橋校舎では，教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき，それに必要な授業科目を領域ごとに区分整理し，教養教育と専門教育との量的配分に考慮しつつ，順次性のある授業科目を体系的に配置している。補充教育科目，総合教育科目，専門教育科目などの設置目的を短期大学部要覧に明示している。

3) 短期大学部 [湘南校舎]

短期大学部湘南校舎では，カリキュラム・ポリシーに従って適切な授業科目を開設しており，「履修モデル」を作成することで，各学年における履修科目の体系化を図っており，履修指導体制も構築されている。

(専門学校)

医学部附属看護専門学校では，保健師，助産師，看護師学校養成指定規則に基づき，教育理念・目的・目標を具現化するためのカリキュラムが構成されている。歯学部附属歯科

技工・歯科衛生専門学校、松戸歯学部附属歯科衛生専門学校では、モデルカリキュラムを参考に適切な授業科目を開設し、各学校の教育方針に従い、入学から卒業までの一貫したカリキュラムの中で教育がなされている。

2 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

[評価の視点]

- ・ 教育課程の編成・実施方針と教育内容の関連性
- ・ 学士課程教育に相応しい教育内容の提供（学士・短期大学士）
- ・ 初年次教育・高大連携に配慮した教育内容の実施状況（学士・短期大学士）
- ・ 入学前教育の実施状況（学士・短期大学士）
- ・ 専門分野の高度化に対応した教育内容の提供（修士・博士）
- ・ 理論と実務との架橋を図る教育内容の提供（専門職）
- ・ キャリア教育や実践的な職業教育の実施状況（専門学校）

(大学)

1) 文理・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科

学部レベルでは、スタディ・スキルズといった初年次教育により大学4年間の学習における基礎能力の育成が実施されている。また、低学年では教養・語学，専門基礎中心，高学年では専門，専門展開・応用中心といった教育課程編成の原則を踏まえつつも、各学部の教育ニーズに合わせた専門科目の統廃合，学科共通の総合科目の開設，外国語教育における習熟度別，少人数クラス授業など，学修効果を高める柔軟な運用が行われている。さらに，高大連携教育，他学部相互履修，入学前教育など，学部間に濃淡はあるものの，多彩の教育内容を提供する方向に進んでいる。

2) 法・経済・商学部，法務研究科，知的財産研究科

各学部ともに，基礎科目，専門科目，演習科目などを有機的に配置し，教育内容を充実・拡充させている。また，高大連携科目を積極的に取り入れたり，企業からの寄付講座，地域との連携を図る授業などの意欲的な試みも導入している。各研究科においても，理論と実務を架橋するような内容をもつ授業を展開するなど，意欲的な工夫がなされている。

3) 理工・生産工・工・薬学部

各学部・各大学院研究科では，教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき，多様化，学際化，グローバル化に対応したカリキュラムを編成して学士課程教育に相応しい教育内容（学士）を提供し，また最先端科学の特別講義を組み入れるなどして専門分野の高度化に対応した教育内容（修士・博士）を提供するように努めている。

ある学部では，新入生全員にプレースメントテスト（英語・数学・物理・化学）を受験させて基礎学力を把握し，リメディアル教育，初年次教育に役立てている。AO入試及び推薦入試入学許可者に対して，学習課題の提出を義務付けたり，希望者に対してはDVD教材などを用いた入学前教育を実施している。

4) 医・歯・松戸歯・生物資源科学部

各学部共に本学の「N. グランドデザイン」に基づく自主創造型パーソン育成のための、また大学生としての基本的な資質を育成することを目的とする全学共通初年次教育科目「自主創造の基礎」を導入し、自己啓発型教育を図っている。医学部では、初年時教育として未履修者を対象に基礎物理、基礎生物学を開設しており、コミュニケーションや論理的思考能力を育成するために人文科学科目の充実を図っている。また、テュートリアル、小グループによる授業等様々な授業形態を採り入れ、効果的な教育を行っている。歯学・松戸歯学部においても、学士課程にふさわしい教育内容を提供している。テュートリアル形式等の授業科目を積極的に取り入れ、自己学習意欲の向上を図っている。また、入学前教育を行うことで、読解力、英語力向上と理科未履修者のフォローアップを行っている。

生物資源科学部では学士課程にふさわしい教育内容を提供しており、初年時には学部全体に「生物資源科学フィールド実習」を設置し、学部教育の多様性を習得させている。さらにキャリア教育及び自校教育を包含する本学及び学部の教育課程、教育内容に合致した2つの全学科共通の初年次科目を平成27年から開設している。また高大連携教育に関しては学習支援センターにおいて学習相談を行い、平成23年度より生物、化学の補習授業を行っており、さらに推薦入学者には通信添削方式のDVD教材を用いた入学前教育も行っている。

医学・歯学・松戸歯学研究科では、博士課程に相応しい教育内容を提供している。医学研究科では大学院担当教員のうち研究指導教員と研究指導補助教員が主科目と副科目を開設し、両科目で用いる実験技術と理論については選択科目を設置し、体系的な研究指導を行っている。歯学研究科では国際化に対応し得る社会知識を身に付けるとともに、社会の構成員及び医療人として主体的に個を磨き、学年進行にともなって人格形成を推し進めることを目標とした科目が提供されている。また社会人大学院カリキュラムの採用などにより、特に臨床医を対象に研究に参加する道を開放し、科学的に根拠のある事実から診断・治療方針を決定していく能力の育成を行っている。松戸歯学研究科では医療の高度化に対応した専門性を高める指導に加えて、幅広い視野を得るために8つの共通科目と4つの演習科目も取り入れられている。生物資源科学研究科では、複数教員によるオムニバス方式の教育により、学生が幅広い知識を吸収できるようにしている。また学外の先端的、あるいは著名な研究者による特別講義を行い、専門分野の高度化に対応した教育内容を提供している。獣医学研究科でも、斯界の著名な研究者を招聘し大学院特別講義を行うことで、専門分野の高度化に対応した教育内容を提供している。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [三島校舎]

入学時から短期大学レベルの教育をスムーズに導入するために、入学予定者全員を対象に入学前教育を実施するとともに、入学後初年次においては、学修効果を高める基礎力を養う「スタディ・スキルズ」、早くから卒業後進路を意識させる「キャリアデザイン」を必修科目として設置している。

2) 短期大学部 [船橋校舎]

短期大学部船橋校舎では、教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、短期大学部に相応しい教育内容を提供するように努めている。入学前教育では、

入学準備のための学習課題（数学・物理）の提出と入学前講座を実施している。

3) 短期大学部〔湘南校舎〕

入学予定者を対象に、入学時から短期大学レベルの教育をスムーズに遂行するために入学前学習を実施しており、湘南校舎では学習支援センターにおいて学習指導を行うとともに、生物や化学の補修授業を行うことで教育内容を充実させている。また推薦入学者には通信添削方式によるDVD教材を用いた入学前教育を行っている。

（専門学校）

看護専門学校では看護の実践者を養成目的としており、理論と実践を統合する場である臨床実習を最重要科目としている。また入学前に生物の学習内容を郵送し、学習の動機づけを行っている。歯学部附属歯科技工、衛生専門学校では、衛生士や技工士として必要な基礎知識や技能を修得させる一貫した教育を実施している。松戸歯学部附属歯科衛生専門学校では臨床実習時間を多くした教育課程を編成している。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

（大学）

1) 文理・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科

入学前教育や初年次教育が、その後の4年間の学修効果を高める効果をもたらしている。また専門の枠を超える「総合」という観点で開設する科目が一定の学修効果を高めている。なお、通信教育部では、スクーリング単位をメディア授業で充足できる制度変更により、社会人学生や遠隔地学生の受講利便性を高める学修環境の改善が行われた。

2) 法・経済・商学部，法務研究科，知的財産研究科

初年度教育科目の導入（法，商）により、大学での学びのインセンティブが高まっている。研究科においては、先端的な展開科目の導入が学生の関心を高め、両研究科の相互履修制度により、より高度な実践的教育体制が開かれつつある。

3) 理工・生産工・工・薬学部

各学部・各大学院研究科では、学務委員会又は大学院委員会が中心となって、教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、それに必要な授業科目を領域ごとに区分整理し、教養教育と専門教育との量的配分に考慮しつつ、順次性のある授業科目を体系的に配置している。

その適切性については、当該学術分野の動向や産業構造の変化などを注視しつつ、授業アンケートによる評価結果なども踏まえて多角的な視点から検証を行い、カリキュラム編成に反映させている。

各学部では、多様な入試形態の導入により、入学時における学力差が明らかなことから、入学前教育、リメディアル教育（補充教育科目などの設置を含む）、初年次の習熟度別クラス編成、学習支援センターの開設などが実施され、専門教育への導入が円滑に行われるようにしている。

4) 医・歯・松戸歯・生物資源科学部

医学部では経年的に医師国家試験の高い合格率を維持しており、社会的要請に即応できる医師を多く輩出している。歯学部では全学共通初年次教育科目の導入により、能動的学習能力の開発に努めている。生物資源科学部では、全学科学学生が受講する「生物資源科学フィールド実習」で学部教育の多様性を体感し、修得させている。

医学研究科では「横断型医学専門教育プログラム」の開設により、専門医取得のための臨床研修を継続しながら研究の従事することが可能となった。歯学研究科では毎年のブラッシュアップにより、先進的、学際的な学修を可能とするカリキュラムが編成されている。生物資源研究科、獣医学研究科でも、部外の研究者による講義により、専門分野の高度化に対応した教育が学修できるようになっている。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [三島校舎]

入学前オリエンテーションや入学前講座により、入学者の学習意欲を向上させている。

2) 短期大学部 [船橋校舎]

短期大学部船橋校舎では、短期大学部要覧に科目関連図を記載し、科目区分別に必修と選択の区別・単位数・履修要件等を記し、学生が教育課程（カリキュラム）を体系的に理解すると共に、卒業要件を満たすように履修計画を立てることを容易にしている。また、入学前講座や補充教育科目を開設し、学力不足な学生に対して学習支援をすることで、成績不良による留年者や中途退学者の低減を図っている。

入学時に学力格差が見られることから、一部の科目で習熟度別クラスを編成し、順次性のある工学教育の授業内容に対応できるようにしている。また、一部の学科において一年次前学期開設の「入門ゼミナール」や「短大入門講座」を通じて各専門分野の内容を理解した上で主専攻を選択できるようにしたところ、ミスマッチが減少した。

(専門学校)

医学部附属看護専門学校では、科目を体系的に配置することにより学生の理解を深め、結果的に国家試験の高い合格率を維持している。

2 改善すべき事項

(大学)

1) 文理・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科

学部間に違いがある。文理学部では履修単位数のCAP制・シラバスの第三者チェック・相対評価制度の導入などカリキュラム運用問題の検討，芸術学部では全学共通初年次教育科目（創造の基礎Ⅰ・Ⅱ）の検討と導入，国際関係学部では学生の体系的な科目履修の改善，通信教育部ではキャンパス移転に伴う大規模スクーリングのスムーズな開設などがある。

2) 法・経済・商学部，法務研究科，知的財産研究科

高大連携については，設定科目の設定時限の再考を含めた見直しが望まれる。

3) 理工・生産工・工・薬学部

本学全体の取り組みであり、全教員が参画することが決定されている全学共通初年次教育科目「自主創造の基礎1」と「自主創造の基礎2」が準備されつつあるが、実施に当たっては各学部における責任主体・組織と検証方法を明らかにした上で、実施範囲、実施方法、実施場所などについて十分に検討し、柔軟に対応できる体制を整備しておく必要がある。なお、「自主創造の基礎2」のガイドラインの早急な作成が待たれる。

4) 医・歯・松戸歯・生物資源科学部

歯学部はほぼ全ての科目が必修で、体系的な学修が自動的に可能なカリキュラムであるが、より視覚的に履修科目相互の関連を把握、理解できるようなカリキュラムツリーの表示物の作成を検討する。生物資源科学部においてはフィールド実習の地域によるアンバランスの是正の検討が課題である。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [船橋校舎]

短期大学部船橋校舎では、従前から卒業後に就職を希望している学生は修得単位数が少ない傾向にあり、今後とも履修計画上での指導を徹底する必要がある。

(専門学校)

松戸歯学部附属歯科衛生専門学校では、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの策定による教育の充実を行う。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

(大学)

1) 文理・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科

初年次教育や特色のある「総合」科目のさらなる運用の改善を進める。

2) 法・経済・商学部，法務研究科，知的財産研究科

とくに初年次教育については、さらなる拡充が望まれるが、そのためには、専任教員が専門分野の垣根を越えて、積極的に初年度教育科目を担当し、大学の多様な視点を初年次から学生に提供することが必要である。

3) 理工・生産工・工・薬学部

各学部では、入学前教育、リメディアル教育、初年次の習熟度別クラス編成、学習支援センターの開設などが実施され、一定の効果をあげているが、それを検証し発展させていく必要がある。また、全学共通初年次教育科目の取り組みを検証するために、全学的なフォーラムの定期的な開催が必要である。

4) 医・歯・松戸歯・生物資源科学部

医学部では社会的要請に即応できる医師を輩出するため、平成27年度入学者から導入した新カリキュラムを検証し、継続して教育の質的向上を求めていく。歯学部では、全学共通初年次教育の先行導入学部として、実践に基づく検証を行う。生物資源科学部では、通

信添削方式によるDVD教材を推薦入学者に実施しており、その実効性を検証する。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [船橋校舎]

短期大学部船橋校舎では、授業科目をユニットとしてまとめることにより、科目編成や科目間の関連の理解を容易にすることを目指してきたが、これを検証し発展させていく必要がある。また、一部の学科において1年次前学期に十分検討した上で主専攻を選択できるようにしてミスマッチを減らしたが、これと共にグループ担任が個別指導や助言を行い、退学者の減少につなげていく必要がある。

2) 短期大学部 [湘南校舎]

湘南校舎では、平成23年度より開設した生物、化学の補習授業の効果について検証する。

2 改善すべき事項

(大学)

1) 文理・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科

開設科目、学修効果を高める教育課程の運用など、教育内容の充実と質的向上を目指す。不断の改善努力を怠りなく行うとともに、効果的な管理体制を構築する。また、ICTを活用した良質な授業の提供にも目を向けていく。

2) 法・経済・商学部，法務研究科，知的財産研究科

多くの高校生に大学の授業・講義に参加してもらうためには、まず高大連携授業科目の設定時間を高校の授業終了後に設定する、第二部の時間を活用するなどの工夫が必要である。これとは別に、大学から高校への出張講義をもっと積極的に展開することも求められる。ただし、出張講義の担当者は偏る傾向にあり、この点については、大学教員全体の根本的な意識改革が先決である。

3) 理工・生産工・工・薬学部

全学共通初年次教育科目である「自主創造の基礎1」と「自主創造の基礎2」が準備されつつあるが、実施後、学生からアンケート調査を行い、責任主体・組織による検証を行い、問題点を整理した上で次年度に向けて改善していく必要がある。

(専門学校)

松戸歯学部附属歯科衛生専門学校では、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの策定が課題である。

IV-3 教育方法

1. 現状の説明

1 教育方法及び学習指導は適切か。

[評価の視点]

- ・ 教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用
- ・ 履修科目登録の上限設定，学習・学修指導の充実
- ・ 学生の主体的参加を促す授業方法
- ・ 研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導の実施状況（修士・博士）
- ・ 実務的能力の向上を目指した教育方法と学習・学修指導（専門職）

(大学)

1) 文理・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科

教育目標の達成に向けた授業形態に関しては，各学部・大学院研究科とも適切な対応がなされている。芸術学部は，その特性上，演習・実習に力を入れ理論と実践のバランスに工夫が見られる。通信教育部が採用しているeラーニングを利用したメディア授業は，教員=学生間のみならず，学生同士のコミュニケーションも可能としている。この点は，大学院総合社会情報研究科が導入しているサイバーゼミシステムによるディスカッションの可能性として，今後益々注目されていくことになる。

履修科目登録の上限設定に関して，文理学部（含む大学院）では上限設定が行われていない。しかし，卒業・修了に向けた着実な指導の実現のためにも今後設定は必要となってくるだろう。

成績不振等の学生に対する対応も，各学部・大学院研究科とも，適切な対応がなされており，文理学部における学部で統一した学生面談シートの活用，国際関係学部の学期初めにおけるクラス担当者によるGPA履修指導が注目すべき取り組みである。

大学院各研究科における修士論文，及び博士論文の作成における指導体制も，その準備から完成に至るまで細やかな指導がなされている。

2) 法・経済・商学部，法務研究科，知的財産研究科

各学部及び各研究科において，教育目標の達成に向けた授業形態が適切に採用されている。例えば，法学部では，教育目標の達成に向けた講義科目や演習科目を展開している。総合科目で多く採用しているオムニバス方式による講義や専門科目においてもゲストスピーカーを招いての講義など，学習効果向上のための講義を展開している。また，法務研究科においては，基礎的知識及び理論の体系的理解の段階から，実務に対応し得る能力修得の段階へ，バランス良くかつ無理なく進めるよう，カリキュラム編成，授業内容等に工夫を重ねており，法理論教育と法実務教育の架橋を図ることに意を注いだ教育を行っている。まず，法律基本科目については，基礎的知識及び体系的理解の定着を確実なものとすると同時に，理論と実務との架橋を実現するために，1年次に基礎的な理解を図るための講義

科目を配置し、2年次及び3年次にソクラテスマソッドまたは演習形式を取り入れた授業形態である「総合」科目及び「演習」科目を配置している。つぎに、法曹倫理に関する科目、民事訴訟実務、刑事訴訟実務に関する科目の必修科目として、「法曹倫理」、「民事訴訟実務の基礎」、「要件事実と事実認定の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」、「刑事事実認定論」の各科目が、いずれも法律実務基礎科目の必修科目として開設され、法情報調査及び法文書作成を扱う科目として、「法情報調査」及び「法文書作成」が、法律実務基礎科目として開設されている。さらに、法曹としての実務的な技能、責任感を修得・涵養するための実習科目も法律実務基礎科目として開設されている。「クリニック・ローヤリング」では、地域住民を対象とした無料法律相談への対応を学ぶ形で行っている。「エクスターンシップ」は、主に夏期休暇期間に1週間、研修員として協力法律事務所へ派遣し、法律実務について研修するという形で開設している。模擬裁判については、刑事第一審公判手続における、裁判官、検察官、弁護人の訴訟行為などを疑似体験させることにより、同手続の全体の流れを理解させるとともに、各手続における種々の法律問題につき最高裁判例などを通じて理解させることを行っている。

各学部及び各研究科において、履修科目登録の上限設定は適切になされている。例えば、法学部では、履修登録において上限（46単位）を設定し、無理のなく学習効果を高められるような配慮をしている。経済学部では、各学年において履修登録上限を設定し、学生に対して計画的に勉学を進めるよう指導している。商学部では、教育における内部質保証のために、CAP制を導入し、各学年の履修登録単位数の上限を設定するとともに、2年次から3年次への進級に際して履修単位数を制限（2013年度まで）、1年次から2年次への進級に際して一部科目の履修登録を制限（2014年度から）する制度を導入している。これらは十分な学修時間の確保と相俟ってディプロマ・ポリシーの実質化を支えている。法務研究科では、文部科学省告示第53号「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」第7条の定めに基づき、各学年次における履修上限単位数は、過重とならない科目履修をすることで学生の自主的な予習・復習が可能であるとともに、学習を深化させることを期待して、1年次、2年次は36単位（ただし、既修者単位認定試験不合格科目については、上限6単位まで上乗せを認める。）、3年次は44単位を上限として設定している。

各学部及び各研究科において、充実した学習・学修指導がなされている。例えば、法学部では、専任教員全員にオフィスアワーの設定を依頼し、学生からの履修相談等に対応するなど学習指導の充実を図っている。経済学部では、各年度の当初に、ガイダンスを開催し履修指導を行っている。法務研究科では、年度開始時に履修のためのガイダンスを実施し、教員によるクラス担任制度を設けるなどにより、履修指導を適時適切に実施している。また、専任教員は、毎週最低1回のオフィスアワーを設定し、これを学生に周知して、学生から相談等を受ける体制を整備している。さらに、助教による学習相談体制が整備されており、相談内容は、学習方法、論文の書き方、試験に対するモチベーションの保ち方などから学生生活一般に関する事柄まで、多岐にわたっている。

各学部及び各研究科において、学生の主体的参加を促す授業方法が実施されている。例えば、法学部では、学生の自主性、主体性を育むために、ゼミナールを3年次から2年間履修させ、卒業時にはゼミナール論文を課している。また、キャリア教育やインターシップなどの科目も開設し、学生の主体的参加を促す授業を行っている。経済学部では、到

達目標、教育目的、各回授業内容に対する準備学習、成績評価の方法を各科目のシラバスに明記し、担当教員は講義、小テスト、ビデオ視聴などの授業方法を通して学生の理解を高めることに努めている。また、課題解決型の少人数教育として「専門研究」や「教養研究」などの研究科目には全学生の参加を義務づけるカリキュラムになっている。商学部では、初年次教育として設置した「専門基礎研究」では、大学生としての基本的資質を獲得させるために、演習形式でレポートの書き方等のリテラシー教育に重点を置いているほか、学祖教育も行っている。法務研究科においては、少人数教育の実施を徹底するとともに、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に至る科目において、双方向の討論・質疑応答方式あるいはケースメソッドによる実践的な教育方法が広く実施されている。

法学研究科、新聞学研究科、経済学研究科、商学研究科及び知的財産研究科において、研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導が適切に実施されている。法学研究科及び新聞学研究科では、学生は、指導教授と綿密に計画を練りながら履修計画を立て、修士論文を最終の成果物として作成していくべき指導を受ける。指導において指導教授・副指導教授又は主査・副査といった関係を早い段階で選任する副指導体制を設定しており、複数で学生指導を行っている。また、指導の中では、プレゼンテーション力を高めるべく、修士論文中間報告会や研究会などを設け研究指導をしている。経済学研究科では、入学時に研究計画と指導教員を決めており、指導教員の下で研究指導に沿った指導、学位論文作成が行われている。また、平成24年度から博士前期課程で複数指導体制を設け、副指導教員による不断のアドバイスを受けてより充実した指導体制となっている。なお、大学改善意見の「副指導教授の役割の明確化」に関しては、現状、副指導教員の講義を受講するように推奨し、毎年、指導教員と副指導教員による指導実績書を作成し、経済学研究科に提出している。商学研究科では、論文提出前に一般の公聴会に相当する研究概要のプレゼンテーションを実施し、複数の教員による論文内容改善のための助言の場を設けている。知的財産研究科では、学生は、指導教授と綿密に計画を練りながら履修計画を立て、修士論文を最終の成果物として作成していくべき指導を受ける。副指導体制を採用しており、複数で学生指導を行っている。また、指導の中では、プレゼンテーション力を高めるべく、修士論文中間報告会や研究会などを設け研究指導を強化している。

法務研究科及び知的財産研究科において、実務的能力の向上を目指した教育方法と学習・学修指導が適切に実施されている。法務研究科では、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に至るいずれの科目においても、まずは基礎的知識及び体系的理解の修得に努め、そしてそれらを実務に応用する能力を養成する、いわゆる「理論と実務の架橋」の実現を目的とする授業が行われている。また、実務的能力の向上を目指した教育に関する個別的指導として、「エクスターンシップ」において、平成26年度は14人の受講者に対し14の指導担当事務所が、それぞれ指導を行った。「クリニック・ローヤリング」においては、平成26年度は受講者5名に対し延べ5名の担当弁護士が担当している。知的財産研究科では、実務家教員を擁していることから、実務的能力の向上を目指した授業科目や研究指導を展開している。

以上により、各学部及び各研究科における教育方法及び学習指導は適切であると考えられる。

3) 理工・生産工・工・薬学部

(大学)

理工系3学部では、教育目標の達成に向けて相応しい授業形態（講義・演習・実験等）を含めた科目を、その教育課程の基礎をなす学科各々の学問分野や専攻領域の体系性等を考慮して配置している。学生の過剰な学修負担を防止するために、年間の履修登録科目単位数の上限を48単位（工学部は49単位）と定めると共に、1年次後期より成績優秀者には各学期最大30単位（年間60単位）までの履修登録を認めることで、学生の意欲と能力に基づき学習計画を策定できるよう配慮している。なお、個別の学習指導については、ガイダンス時等にクラス担任により実施している。薬学部でも年間履修単位数に上限を設けており、担任を定めて学修指導に当たっている。

学生の主体的参加を促す授業方法については、理工学部で専門教育科目への導入のための動機づけを実施する「インセンティブ」科目と、大学での学習の方法を習得させるための「スタディ・スキルズ」科目を全学科に1年次前学期の必修科目として置いたり、薬学部でスモールグループ・ディスカッションなどを取入れた学生参加型の授業を1年次に設置するなど、専門的な分野への関心を引き起こすと共に大学での創造的な勉学のための技法を修得させている。また、生産工学部ではキャリアパスイングリッシュを設置して、コミュニケーション能力や専門科目へのモチベーションを向上させるよう配慮している。

(大学院)

博士前期課程では、広い視野に立って清新な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うために、各専攻での専門分野について体系的な授業科目を配置している。

研究指導・学位論文作成指導の実施状況においては、研究指導計画に基づき、博士前期課程では大学院生の自主的な研究の支援を内容として本研究科の優れた研究施設及び設備の有効な利用を促し、実験、計算、実習並びに実務的な研究の促進に努めた、多様な指導の下で学位論文作成指導を行っている。薬学部では、副科目を設置して指導教員以外の2つの研究室で指導を受ける体制を敷いており、博士後期課程では、研究者として自立して研究活動を行う能力を身に付け、研究職に就くことを前提とした教育研究指導及び学位論文作成指導を行っている。

4) 医・歯・松戸歯・生物資源科学部

医学部は学年進級制のため、ほぼ全ての科目が必修である。6年間を通じて、問題解決能力の醸成に力を注いでおり、一般教育・基礎医学・臨床医学・社会医学の各分野が有機的に結合するよう講義と実習・演習の時間配分に配慮し、3・4年次のPBLテュートリアル、5年次の臨床実習や6年次の選択臨床実習などでは小人数教育にも力を注いでいる。また、診療技能習得のため、人体模型や医療機器等を常置するスキルズラボが設置され、自学自習の場として提供されている。さらに大学院医学研究科では講義や演習、臨床的な実習等を個人の研究テーマに沿って総合的に研究指導を行う主科目のほかに、副科目及び選択科目を配置しており、高度な知識と技能及び研究手法獲得した研究者の育成が行われている。また、複数の教員で担当する選択科目においてはモデレーター制を採り入れている。全ての科目は、シラバスに明示された学習目標、目標達成のための授業方法に基づき指導がなされている。

歯学部は学年進級制のため、ほぼ全ての科目が必修である。6年間を通じてテュートリアルが多く行われており、問題解決能力の醸成に力を注いでいる。1・2年次人間科学・基礎科学で講義と実習・演習の時間配分に配慮し医療人としてのモチベーションの育成に、3・4年次の生命科学・口腔科学で専門的知識と技能の習得に、5年次の臨床実習や6年次の口腔科学では歯科医学全般の修得に力が注がれている。また、1～6年次を通じて総合科学が設けられており学習のレベルアップが図られている。歯学研究科は主科目・副科目及び選択科目が設けられ、各々の科目で成績等に対する責任の所在も明示されており、広い領域をカバーする歯科医学研究者・教育者育成の教育目標達成に向けて、適切な授業形態及び指導体制がとられている。学位論文の指導は、複数の専門領域の教員が共同で行っており、学位論文の殆どは英文の学術雑誌に掲載されている。

松戸歯学部では専門科目のほとんどが講義と実習で構成され、知識と技能の確実な習得を容易にしている。専門科目は全科目必修科目である。各学年に学習サポート委員会を設置し、特に高学年では少人数グループ制とグループ担任制により、きめの細かい指導を行って、学力のレベルアップが図られている。松戸歯学研究科は大学院講義要項(シラバス)には、専攻学科目について、詳細な研究指導計画が掲載されており、研究成果は、学位論文として大学院学修便覧掲載の論文審査基準により審査される。

生物資源科学部は教育目標の達成に向けて、各学科により講義・演習・実験等が実施されている。下級学年における演習や実験は必修としている。また、いくつかの学科では必修選択にしている学科もあるが、それぞれの学問の進展やカバーする学問分野の多様化に対応するべく科目を設置している。学外実習やインターンシップの科目は、進路に向けての実務経験のための科目であり、学生は主体的に参加している。高学年においては、少人数制のゼミナール形式の演習を各学科で行っている。この科目ではパソコンを使用し、パワーポイントを利用したプレゼンテーションによる発表形式を採用している。学生の参加型であり、主体性が要求される科目である。生物資源科学研究科では各専攻は複数の分野の教員から構成されている。博士前期課程及び博士後期課程における研究指導や学位論文作成指導は、研究室単位できめ細かく行われている。獣医学研究科では大学院入学時に研究計画を作成し、それに基づいた指導計画をたてて指導に当たっている。研究領域においても「獣医比較形態学分野」「獣医比較機能学分野」「獣医感染制御学分野」「獣医疾病予防学分野」「獣医病態制御学分野」「獣医病態情報学分野」の6分野に所属する教員が、附属家畜病院及び動物医科学センターの教員と連携を保ち、指導を行っている。さらに、年に1回の科内の研究発表会を行い、獣医学研究科に属する全教員によりアドバイスを提供している。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [三島校舎]

短期大学部三島校舎においては、迅速かつ効果的な学習指導をめざして、必修科目に限り、再履修科目の次学期開講という早期再履修が実施されている。また、成績不振等の学生に対しても、学期始めのクラス担任によるGPA履修指導がなされている。

2) 短期大学部 [船橋校舎]

短期大学部船橋校舎では、教育課程編成・実施の方針に基づき、講義、演習、実験・実

習の各授業形態を導入し、総合的な理解が得られるよう多角的な授業方法を実施している。2学期制のセメスターを採用し、さらにサマーセッション（夏季集中授業）及びスプリングセッション（春季集中授業）を設定して、特色ある授業科目（体験型学習）等を開設している。3学科共通の履修科目登録単位数の上限を設け、グループ担任、オフィスアワーなどの制度を用いて、履修指導・学習指導を徹底している。

入学が決まった学生に対し入学前講座を開設し、学力に不安のある学生に対して導入的教育を実施し、学習意欲の喚起を促す機会として位置付けている。

3) 短期大学部〔湘南校舎〕

短期大学部湘南校舎においては、教育目標の達成に向けて総合教育科目と専門教育科目に大別された科目が設けられており、各々の科目の中に多くの教科があり講義・演習・実験等が実施されている。特徴的なのは「フィールド科学実習」を1・2年次に設置したことで、初年次からフィールド教育の実践を可能にしたことがあげられる。また、それぞれの学問の進展やカバーする学問分野の多様化に対応するべく科目も設置するとともに、生物資源科学部開講科目を最大20単位まで修得することができるようにすることにより、学部への編入学への動機付けと編入後の学習が円滑に行えるようになった。学習指導の充実を計るために、履修科目登録の上限設定を平成25年度入学者から実施する。1年次から研究室には配属し、少人数制のゼミナール形式を行い、主体的参加を促す授業方法として、きめ細かな指導を行っている。さらに、資格取得のサポートも行っている

（専門学校）

医学部附属看護専門学校では、保健師助産師看護師養成所指定規則に係る単位に基づき本校の教育目的である「専門的知識・基本的技術及び態度を備えた看護の実践者を育てる」ことに努め、学内の授業科に関しては各科目の特徴、内容、履修形態に応じて単位数を決定している。15時間から30時間を1単位、社会福祉・法規に関連した科目は30時間2単位、実習科目に関しては45時間を1単位に設定している。特に基本的技術を身につけさせるために、1年次に「基礎看護学技術グループ学習」を導入している。各授業科目の特徴、内容、履修形態等を考慮し、かつ学習の順序性を考慮した配次に設定している。また、看護師資格を取得する必要から、臨地実習科目を履修する場合の履修条件を課している。

歯学部附属歯科技工専門学校では全国歯科技工士教育協議会において明示されるカリキュラムに従い、指定される教科書等を使用することで、国家試験をクリアすることは当然のことで、歯科技工士として高度な幅広い知識を身につける教育が行われている。さらに、卒業後に科目等履修生になり歯学部の科目を履修することで学士としての単位を習得する制度があり、学修に対する意欲の向上が図られている。

歯学部附属歯科衛生専門学校では、歯科衛生士法に定められた教育内容を基に、そしてコ・デンタルスタッフとして活躍するための科目が幅広く設けられており、卒業後の資質の向上に有意義な貢献を果たしている。2年次後半からは、1年間に渡る歯学部附属歯科病院での臨床実習が組まれており、臨床実習による歯科衛生士としての人間形成も図られている。

松戸歯学部附属歯科衛生専門学校では、学んだ知識を効率よく身に付けられるよう、専門分野科目のほとんどが講義と実習で構成されている。授業は大部分が必修である。1学

級40人定員で、担任制を採っており、きめの細かい指導を行っている。

2 シラバスに基づいて授業が展開されているか。

[評価の視点]

- ・ シラバスの作成と内容の充実
- ・ 授業内容・方法とシラバスとの整合性、及びその検証方法

(大学)

1) 文理・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科

シラバスに関しては、インターネット上で公開するといった方式が一般化し、教員・受講学生のみならず、第三者的な視点にも触れるよう客観化されつつある。また、授業内容とシラバスの整合性に関しては、授業評価アンケートで確認されている。シラバスの内容に関しては、芸術学部（含む大学院），国際関係学部（含む大学院），通信教育部が、準備学習に関する項目を加えて、その充実を図っている。

2) 法・経済・商学部，法務研究科，知的財産研究科

各学部及び各研究科において、シラバスが作成され、その内容も充実している。法学部、法学研究科及び新聞学研究科では、Webシラバスシステムを平成22年度から導入し、以前冊子やCD-ROMで配付していたシラバスに替え、ホームページ上で公開し、容易に検索やダウンロードができるなど、学生に利用しやすいものとしている。また、シラバスの記載項目は、「授業目的」「到達目標」「履修条件」「授業方法」「準備学習」「成績評価」「教科書」「参考書」「オフィスアワー」「授業区分」で、担当教員は、記載漏れのないよう徹底管理を行っている。経済学部では、シラバスに半期15回分、あるいは通年30回分の講義内容に加えて、到達目標、教育目的、各回の授業内容と準備学習、成績評価方法、テキスト、参考文献、オフィスアワーなど学生が履修を検討したり、履修登録後に授業準備を行う上で必要不可欠な項目について詳細かつ網羅的に示し、Webで公開している。特に、到達目標については「行動目標」の形式で設定し、当該授業を受講し目的を達成できた結果、修得できる知識・能力など学生を主体として具体的に記載している。経済学研究科においても平成22年度から経済学部と同じように詳細なシラバスを作成し、Webで公開している。商学部では、シラバスのオンライン化を行い、参照する必要がある時、どこからでも参照できるようにしている。シラバスは、表現形式が統一されて内容が把握しやすくなったばかりでなく、授業方法や内容の明確化、並びに成績評価の透明性及び公平性が担保されると同時に、学生による授業評価の信頼性を確立するための基盤を提供している。商学研究科では、シラバスのオンライン化は行っていないが、大学院「履修・講義要項」に明示されており、授業方法や内容の明確化、並びに成績評価の透明性及び公平性が担保されている。法務研究科では、学生の主体的学修を促すという狙いから、単に授業内容にとどまらず、授業方法、使用予定教材、進行予定などを、次年度以降開講分も含め、カリキュラムの全ての科目について詳細にシラバスに明示し、年度開始前にこれを学生に配付している。知的財産研究科では、Webシラバスシステムを平成22年度から導入し、以前冊子やCD-ROMで配付していたシラバスに替え、ホームページ上で公開し、容易に検索やダ

ダウンロードができるなど、学生に利用しやすいものとした。シラバスの記載項目は、「授業目的」「到達目標」「履修条件」「授業方法」「準備学習」「成績評価」「教科書」「参考書」「オフィスアワー」「授業区分（15回）」であり、担当教員は、記載漏れのないよう徹底管理を行っている。

授業の内容・方法とシラバスとの整合性及びその検証方法は、次のとおりである。

経済学研究科では、授業がシラバスどおりに行っているかは大学院協議会を通じて大学院常任委員会で検討している。法務研究科では、シラバスの内容は、法務研究科の領域別教育到達目標に従ったものであり、授業はこのシラバスに従って実施されているが、学務委員会及びFD専門委員会による「学生による授業評価アンケート」あるいは「教員による授業評価アンケート（講義・演習）」の中のシラバスに沿った授業の実施に関する項目におけるアンケート結果や教員相互間の授業参観により、授業がシラバスに沿ってなされたことが確認されている

以上により、各学部及び各研究科においてシラバスに基づいて授業が展開されていると考えられる。

3) 理工・生産工・工・薬学部

(大学)

理工系3学部及び薬学部のシラバスは、それぞれ共通様式の基に作成されてWeb上に掲載され、明示された各授業科目の学修目標、授業方法及び成績評価方法・基準等に従って、厳格な成績評価が実施されている。薬学部では、一般的なシラバス記載事項の他に、薬学教育モデル・コアカリキュラムの項目該当番号を明示して、どの段階の学習をしているのかを学生自身に分かるようにして、教育効果を高めようとしており、学務委員会及びFD委員会が、学生による授業評価に加え、教員相互の授業参観及び定期試験のレビューを随時実施し、教育課程の適切性について検証を行っている。さらに、1～3年次の学年末に実力試験を行い、各学年で学修した内容の到達度を確認している。

(大学院)

学部と同様にシラバスが作成されWeb上に掲載されており、薬学研究科では大学院学務委員会の教員による授業参観、各授業科目に関する学生による授業評価を行って、授業内容・方法とシラバスとの整合性について検討している。

4) 医・歯・松戸歯・生物資源科学部

医学部ではシラバスを学年別に作成している。教育方針や年間授業日程等の全学年にわたる重要事項の他、科目ごとに講義担当者、学習目標（GIO, SBOs）、目標達成のための授業方法（LS）、成績評価基準等について明示されており、学習指導の基となっている。また、学務委員会の各種カリキュラム小委員会と科目責任者、チーフモデレータが連携して、時間割を編成し、講義担当者を決定している。医学研究科では教育方針、履修に伴う諸手続き、教員組織及び学位申請に係る事項等、全学年にわたる重要事項の他、科目ごとに講義担当者、学習目標（GIO, SBOs）、目標達成のための授業方法（LS）、成績評価基準等について明示されており学修指導の基となっている。

歯学部、歯学研究科でも、医学部及び医学研究科と同様にシラバスに基づいて適切に授業が展開されており、シラバスの内容から逸脱した点は認められない。シラバスも医学部等と同様に詳細な記載がされており、シラバスと実際の授業との整合性についても、授業

評価と一部での聴講による検証が実施されている。

松戸歯学部もシラバスには授業を受ける上で必要なすべての情報が網羅されており、授業は完全にシラバスに従って展開されている。併せて松戸歯学研究科でも共通科目については松戸歯学部同様のシラバスが作成され、その授業計画に則って授業が行われている。

生物資源科学部ではシラバスの作成と内容の充実については毎年見直しを行っている。授業各回の内容記載の充実と、学習目標や成績評価基準の記載の徹底化により教員ごとの内容の多寡は少なくなり充実した。そして、授業内容・方法とシラバスとの整合性が計られている。しかしながら、この整合性の確保については、各教員に依存し、学部全体での検証は行っていない。同様に生物資源科学研究科、獣医学研究科においてもシラバスの作成と内容の充実については毎年見直しを行っている。授業内容・方法とシラバスとの整合性が計られているように動いてはいるが、この整合性の確保については、各科目担当者に依存し、研究科全体での検証は行っていない。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [三島校舎]

国際関係学部同様、シラバスに準備学習に関する項目を加えて、その充実を図っている。

2) 短期大学部 [船橋校舎]

短期大学部船橋校舎では、開講科目ごとにシラバスを作成し、学習目標、授業形態及び授業方法、履修条件、準備学習の内容、授業計画、教科書・参考書、成績評価基準、質問への対応、研究室又は連絡先、オフィスアワー、学生へのメッセージの各項目についてホームページ上で公開している。

シラバス作成に当たっては、学科・一般教育ごとにシラバス作成に関する担当者を選任し、それぞれが所管している授業科目について取りまとめを行っている。また、授業内容・方法は、直接的には授業評価アンケートと授業参観により評価され、それに基づき教職員教育改善委員会がシラバスを含めて検証を試みている。

3) 短期大学部 [湘南校舎]

短期大学部湘南校舎では、シラバスについて毎年見直しを行っている。教科全般での学習目標や成績評価基準の記載の統一と徹底化や、教科間での授業回数ごとの内容記載の充実を図ることで、教科間の内容の多寡は少なくなり充実した。そして、授業内容・方法とシラバスとの整合性が計られている。しかしながら、この整合性の確保については、各教員に依存し、短期大学部内での検証は行っていない。

(専門学校)

医学部附属看護専門学校では、シラバスは掲載内容を統一し、3学年分の各授業科目の学修目標、授業方法、授業計画、授業回数と学習内容、教科書・参考書、評価方法が明示されている。学生配布は当然のこととして、講義を担当する非常勤講師全員に配布することで、関連科目や看護師に必要な知識・技術の情報が共有・提供できている。なお、授業内容とシラバスの整合性は授業終了後に授業評価を実施し検証している。

また、歯学部附属歯科技工専門学校、歯科衛生専門学校及び松戸歯学部附属歯科衛生専門学校においても同様に、シラバスに学習目標、教科書、授業時間、成績評価、注意事項

等の授業を受ける上で必要な情報を掲載しており、シラバスに従って授業が展開されている。

3 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

[評価の視点]

- ・ 成績評価方法及び成績評価基準の明示
- ・ 成績評価方法及び成績評価基準の公正性・厳格性の確保
- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性
- ・ 既修得単位認定の適切性

(大学)

1) 文理・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科

各学部，大学院研究科とも，成績評価方法，及びその基準をシラバスに明示している。また，成績評価の厳格化の一環として，芸術学部（含む大学院）のように，GPAの積極活用も見られる。

単位認定・既修得単位認定に関しては，文理学部が交換留学の修得単位について精査のうえ学務委員会及び合同教授会における審議を経ることを，また，文学研究科，理工学研究科（地理学専攻），総合基礎科学研究科が大学院分科委員会における審議を経ることを条件とするなど，厳格化されている。

国際関係学部ではTOEFL®580点以上を英語Ⅰ～Ⅳに認定し，芸術学研究科では首都大学院コンソーシアム学術交流に関する協定に基づく認定など，外部機関の評価を積極活用する例も見受けられる。一方で，国際関係研究科では外部機関の評価の認定や入学前既修得単位の認定は行っていない。

2) 法・経済・商学部，法務研究科，知的財産研究科

各学部及び各研究科において，成績評価方法及び成績評価基準は明示されている。法学部，法学研究科及び新聞学研究科では，シラバスに，全科目とも成績評価欄を設け，評価種別（定期試験・平常評価），評価割合（定期試験（％）・平常評価（％））及び評価基準を必ず明示するようにしている。経済学部では，評価方法は複数の基準（試験，レポート，小テスト，出席状況，その他担当教員が設定した項目）に基づく総合評価で，各評価項目の割合はシラバスに明示している。経済学研究科では，シラバスで成績評価基準を公表している。商学部では，今年度改正された相対評価基準が公表されている。商学研究科では，各科目の成績評価について，シラバスに明示されている。法務研究科では，成績評価方法及び成績評価基準については，「大学院要覧」において明示し，学生に周知している。また，各科目についても，「評価方式（評価基準・割合）」（全体の評価のうちに占める期末試験，小テスト，平常点などの各割合）を，シラバスにおいてあらかじめ明示している。

各学部及び各研究科において，成績評価方法及び成績評価基準の公正性・厳格性は確保されている。法学部では，学業成績の判定は100点法により，S・A・B・C及びDの5種をもって表し，GPAによる成績評価の方法を採用している。GPAについては厳格な成績

評価についての更なる検討が求められ、厳格な GPA のガイドライン作成のための小委員会を設け、今まで相対評価と絶対評価、評価の割合や GPA の活用などについて慎重なる検討を重ねてきたが、具体的なガイドラインの作成には至っていない。法学研究科及び新聞学研究科でも、法学部と同様に GPA による成績評価の方法を採用している。経済学部では、単位認定については、平成 23 年度より GPA 評価の実質化を図るため、相対評価基準制度を設け、教員便覧に記載して、単位認定が公平・公正なものになるよう取り組んでいる。なお、このような取り組みに加え、成績評価結果を継続的にモニタリングし、大学改善意見にある「GPA の実質化による教育の質保証」を持続的に確保するよう努めている。商学部では、相対評価基準も公表されているため、不適切な成績評価方法の余地がなくなり、成績評価に透明性・公平性が確保され、教育の内部質保証システムの構築が期待できるようになった。また、併せて成績評価の GPA システムが徹底されることによって履修登録の偏りが矯正され、学生の純粋な向学心に基づく履修科目選択が促進されるようになった。さらに相対評価による採点評価も一般化し、厳正な成績評価が実践されている。法務研究科では、GPA 及び相対評価による成績評価基準を設定し、分科委員会及び FD 活動を通じてすべての教員に成績評価基準を周知徹底し、その遵守状況について、学務委員会において確認している。各授業担当者は、担当科目の成績評価後に、科目毎の成績評価基準（シラバスに明示された「評価方式」）に則って採点した結果及び所感、今後の学修における留意事項等を学生に公表している。さらに、受講生の成績評価に関する疑問等に対応するため、学生からの成績評価の照会及び異議申立てを認めている。知的財産研究科では、GPA による厳格なる成績評価の方法を採用し、相対評価をもって成績の評価を行っている。

各学部及び各研究科において、単位制度の趣旨に基づく単位認定が適切に行われている。例えば、法学部においては、単位制度の趣旨に基づく単位認定が次のように確保されている。単位制は、所定の授業科目を履修し科目ごとに定められている単位を修得し、卒業に必要な単位数を修得する制度である。単位は所定の時間数の授業をもって与えられ、例えば、講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲の授業をもって 1 単位とする。実験、実習及び実技については 30 時間から 45 時間までの範囲の授業をもって 1 単位とする。以上の基準に則り年間の授業日数、試験期間を定め、授業科目に対する課程を修了した者に、単位を与えている。また、法務研究科においては、授業回数、授業方法、教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮した上で、講義科目、演習科目とも 90 分の授業（2 時間とカウント）を半期で 15 回行い、2 単位として設定している。1 年間の授業期間は、原則として 35 週にわたるものとして設定され、期末試験以外に各期 15 コマの授業を確保している。

既修得単位認定（入学前に他の大学院において修得した単位）について、法務研究科は、専門職大学院設置基準第 22 条、第 25 条第 3 項及び日本大学学則に基づき、以下のような取扱いをしている。まず、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目のうちの基礎法学科目及び展開・先端科目については、既修得単位の認定を行わないこととする一方、基礎法学・隣接科目のうちの隣接科目については、他の大学院（他の法科大学院を除く。）で修得した授業科目で、基礎法学・隣接科目の趣旨に適合し、かつ本研究科で開講する授業科目に相応するものに限り既修得単位の認定を行うものとしており、このことは大学院要覧において学生に周知している。研究科長に対して行われた既修得単位の認定の

申請については、学務委員会が第一次審査を行い、その結果をもとに、分科委員会で認定の可否を決定する。これにより、既修得単位認定の適切性は確保されている。

以上により、各学部及び各研究科において成績評価と単位認定は適切に行われていると考えられる。

3) 理工・生産工・工・薬学部

(大学)

理工系3学部と薬学部のシラバスにおいて、明示された各授業科目の学修目標、授業方法及び成績評価方法・基準等に従って、厳格な成績評価を実施している。

現在、国内外の大学との単位互換は、他学部との相互履修制度及び短期大学部船橋校舎、本大学及び本学部が協定又は覚書を締結している海外学術交流提携校との間で実施している。また、本大学の短期海外研修についても、修了した研修コースの内容に応じて単位を認定している。

入学前に他の大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校において修得した単位の認定については、単位制度の趣旨に従って、学習内容、時間等をシラバス等に基づき精査し、授業科目に対応する大学レベルの授業科目の履修により修得した単位として認定することが適当であると所属学科が判断した場合にのみ、教授会の審議を経て、個別に認定している。

(大学院)

薬学研究科では、講義科目、実習科目、演習科目、薬学特別研究（必修科目）及び分野研究（副科目）ごとに、科目の到達目標を明示している。薬学研究科では大学院学務委員会の教員による授業参観、各授業科目に関する学生による授業評価を行って、授業内容・方法とシラバスとの整合性について検討している。

4) 医・歯・松戸歯・生物資源科学部

医学部では筆記試験による総括評価のほかに小テスト・レポートやグループディスカッションのアクティビティ等を評価に加えている科目もあり、授業の形態や到達目標によって工夫が施されている。実習においては実技試験、口頭試問等の方法が一般的である。そのほか2年次、3年次、4年次、5年次、6年次に学力・技能を総合的に評価する試験を実施し、進級判定時の判定指標として用いられている。進級判定・卒業認定の基準は、学習要項に掲載して学生に周知している。学年進級制を敷いている医学部では、従来から独自にGPAと類似する方法で成績評価をしており、現在も成績評価については医学部独自の方法で進級判定・卒業認定を実施している。医学研究科でもシラバスに明記された評価方法に基づき、成績評価及び単位認定が行われており、研究態度や意欲、専門知識などに対する諮問、医局会研究発表等も含め、総括的に判定する。最も履修期間が長く、4年間を通じて履修する主科目は、毎年度末に研究テーマと中間成績を提出し、成績評価の透明性を保っている。

歯学部では、全学年を通じて成績評価点と成績評価表示で行われており、その評価については評価の実際と評価判定を構成する要素等についてシラバスに明記して全学生に周知されている。成績評価点で評価する科目あるいは成績評価表示で行う科目はシラバスに明記すると同時に、ガイダンスにて周知が図られている。また、実習や演習科目の成績評価についてもシラバスを用いて学生に明示されている。学年進級制を敷いており、成績によ

る進級判定についても学生に周知され、厳格に行われている。歯学研究科も成績評価基準をシラバスに明示しており、成績評価及び単位認定は適切に行われている。さらに、学位論文の作成と評価についても明示されており、教員がそれに従って論文の指導を行い、学生は指導と評価に対してどのように行うべきかを熟知している。

松戸歯学部でも同様に成績評価方法と基準はシラバスに明示されており、シラバス記載の行動目標、学習の目標の達成により単位が認定される。全科目平均点による進級制度により、厳格な成績評価が行われている。松戸歯学研究科も専攻学科目、共通科目及び演習科目の成績評価方法は、講義要項(シラバス)に明示され、厳格に単位認定されている。

生物資源科学部でも厳格な成績評価、すなわち評価方法や評価基準は、科目ごとにシラバスに明示してある。単位制度の趣旨に基づく単位認定方法としてGPA制度を採用しており、これに基づき単位認定が厳正に行われ、結果として単位認定の適切性及び公平・公正な成績評価が行われている。また、既修得単位の認定についても学則を前提にした申し合わせや取扱要領に基づき、適正かつ厳格な単位認定が行われている。生物資源科学研究科や獣医学研究科でも成績評価の方法や基準はシラバスに記載され、大学院学生に明示している。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [三島校舎]

短期大学部三島校舎では成績評価方法及びその基準をシラバスに明示しており、その公正性は授業評価アンケートで担保されている。なお、外部機関の評価は認定していない。

2) 短期大学部 [船橋校舎]

短期大学部船橋校舎では、成績評価方法・基準をシラバスに明示し、GPA制度による成績評価方法により厳格な運用が図られている。平常試験及び理解度確認テストを導入し、授業内容の理解度を反復的にチェックし、単位認定が適切に行われる体制を構築している。既修得単位については、各学科・一般教育の学務委員及びクラス担任が授業内容やシラバスの照合を行い、学務委員会において協議し、教授会において審議を経るなど、適切に認定作業が行われている。

3) 短期大学部 [湘南校舎]

短期大学部湘南校舎では、評価方法や評価基準をシラバスに明記している。また、単位制度の趣旨に基づく単位認定方法としてGPA制度を採用しており、これに基づき単位認定が厳正に行われ、結果として単位認定の適切性及び公平・公正な成績評価が行われている。なお、学生に対しては単に講義時間だけでなく予習復習を含んだ学習であることをガイダンス時あるいは授業の初回時に学生に強く指導しており、それを前提とした成績評価である旨を学生に周知している。

(専門学校)

医学部附属看護専門学校では、60点を合格基準にし、合格した科目は単位を与えている。講義科目はシラバスに成績評価基準を明示し、また実習科目の成績評価は学生及び指導者にも実習指導要項に明示している。実習科目は成績評価基準により、形成評価及び面接試験で実習目標の到達度を測定している。保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表三に

掲げる学校等において、また社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号に該当する者に対し基礎分野の科目は既修得科目については単位認定をしている。また大学・短期大学卒業者に対し、入学前に本人の申請手続きを経て「単位認定委員会」で審査のうえ単位認定している。

歯学部附属歯科技工専門学校、歯科衛生専門学校及び松戸歯学部附属歯科衛生専門学校は、いずれにおいても講義科目及び実習科目の試験方法、成績評価はシラバスに明示されており、定期試験や実習試験等の結果及びシラバス記載の到達目標の達成により単位が認定される。平均点による進級制度により、厳格な成績評価が行われている。成績評価が適正で厳格に行われていることは、各専門学校の国家試験合格率が極めて高いことから伺われる。

4 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

[評価の視点]

- ・ 教育成果の検証方法及び検証結果を教育課程や教育内容・方法に結びつける方策とその有効性

(大学)

1) 文理・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科

教育成果の検証に関しては、文理学部（含む大学院）、芸術学部（含む大学院）がFD委員会によるアンケート検証を行い、通信教育部でもこれに準じたアンケートの実施と結果の『部報』での掲載を行っている。

大学院総合社会情報研究科では、検証結果をもとに毎年教員研修会を行なっている。ただ国際関係学部では、教育成果の検討を行なう仕組み自体がなく、改善が求められよう。

2) 法・経済・商学部，法務研究科，知的財産研究科

各学部及び各研究科において、教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけている。法学部では、FD委員会及び学務委員会、さらに学部執行部が連携して、教育の内容及び方法等の改善を図るよう具体的な方策を検討する。法学研究科及び新聞学研究科では、それぞれ独自のFD委員会が設置され定期的な検証を行っている。年2回の授業評価アンケートの実施、アンケート結果のフィードバックとアンケート結果に対応した教員研修会の実施、また学生と教員による修学環境懇談会の実施など、教育成果についての検証や教育課程、教育内容、教育方法の改善充実に向けた検証を行ってきている。経済学部では、教育成果の定期的な検証は、毎年実施している「学生による授業アンケート、教員による講義評価アンケート、基礎研究アンケート」の結果に基づいて、FD委員会が中心となって行っている。その結果は教育内容・方法の改善に資するため、毎年、報告書としてまとめ、学部内で公開している。なお、大学改善意見の「学生による授業評価アンケート結果の公表義務化」については、平成26年より大学ホームページを通じて、授業アンケート結果を開示しており、継続して実施する予定である。経済学研究科では、教育が適切かを大学院協議会との協議をもとに大学院常任委員

会が不断に検討している。なお、基準協会の改善意見である「研究科としての FD の組織的な対応」に関しては、平成 27 年度後期から科目を選択した上で、大学院講義にも「学生による授業アンケート」を行うことを決定している。その結果の公開も教育内容・方法のさらなる改善に資すると期待される。商学部では、GPA による評価と学生による授業評価が行われているほか、教員自らが執筆する「授業改善のすすめ」が定期的に発行されているなど、教員一人ひとりが自主的に教育改善に取り組む雰囲気が醸成されている。商学研究科では、GPA による評価や学生による授業評価は行われていないが、ほとんどが個別指導でもあるため、各担当教員が個別的に改善を工夫する雰囲気が醸成されている。法務研究科においては、FD 委員会が毎月 1 回開催され、①定期 FD 研修会（平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間で計 16 回開催）、②学務・FD 全体研修会（年 1 回、非常勤教員を含めた全教員を対象に、学務及び FD に関する全体研修会を実施している）、③教員相互の授業参観（前期と後期に 1 回ずつ、2 週間の期間を定めて授業参観を実施している。参観した教員は授業参観報告書を提出している。授業参観報告書は、FD 委員会及び学務委員会に提出され、検討される。）、④教員による授業の評価アンケート（自ら担当する授業科目に関して、学生の受講態度、講義内容、講義環境、総合評価等を質問項目とする教員による授業評価アンケートを年 2 回実施している。集計結果については、FD 委員会、分科委員会に報告する。）、⑤学生と教員との意見交換会（前期と後期に分けて、教員と全在学生との意見交換会を実施し、授業、学生生活等について要望や意見を聴取している。）、⑥学生による授業評価アンケート（前期、後期の学期末に、全科目を対象に学生による授業評価アンケートを実施している。平成 26 年度前期の回収率は 95.5%、後期の回収率は 91.8%であった。）等を活発に行っている。学生によるアンケート調査結果については、科目別に集計・整理し、科目別の集計結果（数値）を全教員に配付するとともに、学生に対しても教育支援システム（TKC）において公表している。なお、改善に取り組んだ結果については、年度初めのガイダンスの際に FD 委員会委員長より学生に説明され、また教育支援システム（TKC）にも掲載されている。知的財産研究科では、平成 26 年度に暫定的に立ち上げた自己改革ワーキンググループと従来からの学務委員会とが連携・協働しながら、教育成果についての定期的な検証の組織として今後検討していく。

以上により、各学部及び各研究科において、教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけていると考えられる。

3) 理工・生産工・工・薬学部

(大学)

理工系 3 学部及び薬学部には、ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会が設置され、毎年度学期毎に実施している学生による授業評価アンケートの集計が行われている。理工学部では、その結果を担当教員及び各学科の教室主任に伝達し、寄せられた意見、要望などを取り纏めた結果に対する取組みを Web サイトにて公表している。FD 委員会は、「FD・SD 研修会」、「授業参観」、「授業評価アンケート」を実施し、教育効果についての研究、授業及び教育環境の改善、教育活動のレベルアップを図っている。

(大学院)

理工系 3 研究科においては、授業評価アンケートの活用に加えて、博士前期課程では、学内で実施している学術講演会や学会での研究発表を推奨し、学外の専門家や他専攻の教

員・学生を含めた討議，審査員との質疑によって教育成果を検証している。理工系3研究科及び薬学研究科の博士後期課程では，研究成果の査読論文誌への投稿，特別研究の実施状況を通じた質問への対応などで評価し，博士論文の審査内容とその前提となる査読論文等の研究実績で検証している。

4) 医・歯・松戸歯・生物資源科学部

医学部では医学教育企画・推進室が中核的な役割を担い，授業評価による教育技法の改善と医学教育ワークショップの継続的な実施に当たっている。医学教育ワークショップは，学務委員や科目責任者・授業担当者等，教育カリキュラムで中心的な役割を担っている教員の参加が多く，その成果は学務委員会や参加者自身の担当科目の指導法改善に反映され，学生指導の基となるシラバスにその成果が集約されている。医学研究科でも学生による授業評価は，大学院修了時に個々が履修した科目を対象に実施している。

歯学部，歯学研究科ではFDの一環として，学生による「授業に関する評価」を実施しており，結果は公開されており，教員相互が自身の教育に対する責任を明確にする方策が講じられている。また，学生の授業に対する評価に対し学務委員会で集計結果及び自由記述内容を確認・検証の上，指摘事項がある場合はコメントを添えて教員に返却しており，学生のコメントに対するフィードバックも教員に義務付けられている。さらに，教育に対するFD活動も定期的実施されている。歯学研究科では学位論文の研究に対する進捗を研究科としてチェックするために，大学院3年次に公開で研究中間報告会が実施され，関係する広い分野の大学院教員からの指導が受けられる評価を実施している。

松戸歯学部では成績評価の妥当性は，学年ごとに行われる科目責任者会議により検討され，調整される。さまざまなデータは教育・学習総合センターにおいて解析され，教員にフィードバックされる。松戸歯学研究科は1年次，2年次及び3年次に研究成果報告を義務付け，特に3年次では口頭発表を行い，学生の行っている研究について，他分野の教員等から有意な助言を受けることを目的としている。

生物資源科学部では授業の内容及び方法の改善を図るための全学部による組織的研修やその研究は実施していない。しかし，学科によっては演習委員会や学生実験委員会などにより解析した結果に基づき定期的な検証を行っており（植物資源科学科，生命化学科，海洋生物資源科学科，生物環境工学科），その結果を教育内容や方法の改善に結びつけている。学部全体としては，学生による授業アンケートは各教員当たり少なくとも1科目に対して行われていて，その結果は集計後教員へフィードバックされている。生物資源科学研究科も授業の内容及び方法の改善を図るための組織的研修・研究については実施していない。しかし，教育成果については博士後期課程では，専攻内における研究の進展状況の定期的な中間発表を行い検証している。博士前期課程においては，研究科全体で行う修士論文発表会により検証している。また，その成果は「修士論文発表会要旨集」として冊子にまとめ，公開している。さらに，博士前期・後期課程の大学院学生が発表者又は筆頭著者となり国内外での学会及び論文で発表していることは教育成果である。同様に獣医学研究科も教育成果についての定期的な検証は行っていないが，その結果は博士課程においては，専攻内における研究の進展状況の中間発表を行い検証している。また，大学院学生による学会発表や論文の公表は教育成果の検証の一端となる。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [三島校舎]

短期大学部三島校舎でも、上記国際関係学部同様、教育成果の検討を行う仕組み自体の構築が求められる。

2) 短期大学部 [船橋校舎]

短期大学部船橋校舎では、成績評価方法・基準をシラバスに明示し、GPA制度による成績評価方法により厳格な運用が図られている。平常試験及び理解度確認テストを導入し、授業内容の理解度を反復的にチェックし、単位認定が適切に行われる体制を構築している。既修得単位については、各学科・一般教育の学務委員及びクラス担任が授業内容やシラバスの照合を行い、学務委員会において協議し、教授会の審議を経るなど、適切に認定作業が行われている。

3) 短期大学部 [湘南校舎]

短期大学部湘南校舎は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的研修やその研究を実施し、その結果は教育内容や方法の改善に結びつけている。学生による授業アンケートは、各教員当たり少なくとも1科目に対して行われていて、その結果は集計後教員へはフィードバックされている。

(専門学校)

医学部附属看護専門学校では、専任教員に対する授業評価を平成22年度から実施し、評価を領域担当毎で共有し、次年度の授業改善に向け検討している。また看護師国家試験を分析し、各領域で出題傾向や授業の整合性、教育内容の見直し、強化すべき教科を教員が周知するよう会議で報告している。

歯学部附属歯科技工専門学校、歯科衛生専門学校及び松戸歯学部附属歯科衛生専門学校は、授業内容及び方法の改善を図るための組織的研修について、週1回又はその都度教員会を開き、学生の修学状況を把握し、個々に適応した指導を検討しているほか、学部で開催している歯科医学教育に関するWSに参加している。また、各国家試験の問題を分析することで、授業内容を評価し、次年度の教育内容の改善を試みている。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

(大学)

1) 文理・芸術・国際関係学部、通信教育部、総合社会情報研究科

文理学部においては、指導の効果として退学者の減少が、また英語における習熟度別クラス編成が教育効果を上げている。

通信教育部では、授業評価アンケートの結果を当該教員に送付して授業改善に役立たせている。

大学院では、国際関係研究科が修了者の質保障を最終試験により具体化するという取り組みを行ない、また、総合社会情報研究科では、教育成果の検証を教員研修会の開催にお

ける意見交換により実施している点が評価されよう。

2) 法・経済・商学部，法務研究科，知的財産研究科

法学部，法学研究科及び新聞学研究科では，Webシラバスの導入により，成績評価基準を含む詳細なシラバスの作成が義務付けられたことから，授業に対する教員の真摯な取り組みが図られた。また，全教員にシラバス上にオフィスアワーを設定したことから，学生への対応を向上させた。法学研究科及び新聞学研究科では，修学環境懇談会を実施してきていることから，年々修学環境の改善充実が図られている。また，修士論文中間報告会や院生合同研究発表会といった研究発表の機会を設けてきていることから，学生と教員の密なる連携が求められ，論文指導の強化が図られた。

経済学部では，シラバスに到達目標，教育目的，授業計画，各回の授業内容，準備学習，成績評価基準など，学生が勉学を進める上で必要な項目を網羅しており，本学FD推進センターが作成した『Teaching Guide 2015』で示されているシラバスの記載項目をすべて満たしている。また，相対評価制度を設け，GPA評価の実質化を図り，成績評価の公平性・公正性を確保しようという教育施策は日本大学全体としても先駆的な取組であると言える。さらに，成績評価結果を検討し，制度の現実的な運用を実現するべく取り組んでいる。経済学研究科では，平成28年度から博士後期課程でも複数指導体制を導入する。

商学部では，学生による授業評価を行い，教育改善に役立てている。初年次教育は少人数制で授業が行われているが，演習形式で，大学生の基本的資質として求められる自己表現力や文章力の開発に力点を置き，成果を上げている。また，教育改善シンポジウムを開き，いわゆる品質改善（TQC）を実施している。学生による授業評価アンケートの分析結果について，学部学生向けには，学内ポータルシステム上でサマリーを公開している。商学研究科では，若手教員が大学院科目を担当する機会も増えており，学生と一体となった改善が進みつつある。

法務研究科では，シラバスは，授業の目的，授業計画，到達目標，授業の内容・方法，成績評価の方法，教科書・参考書，準備学習の内容を明示するのみならず，到達目標については，当該科目の到達目標に加えて，15回（半期）の授業の各回の到達目標を明示し，成績評価の方法については，成績評価の割合も（例えば，①期末試験（70%），②課題（20%），③平常点（10%）というように）明示しており，シラバスの内容は充実したものになっており，学生に十分な学修を促す効果を上げている。さらに，学務委員会が指名した第三者が各科目のシラバス原稿をチェックする体制を整え，記載内容に不備がある場合は，該当する科目担当者に修正の依頼をしている。成績評価については，成績評価基準のシラバス等における明示，GPAに進級制限の導入，法律基本科目以外の科目の再試験の廃止など，成績評価が客観的かつ厳格に行われるよう仕組みが改善され，その目標はおおむね達成されている。また，組織的かつ熱心にFD活動に取り組んでいる。定期FD研修会が活発に開催されており，授業参観も，毎回多くの教員が参加しており，それにより一定の成果を挙げている。また，授業評価アンケートは，法務研究科が設置された平成16年度から実施しているが，平成21年度からは，授業評価アンケートの結果（科目別の集計結果）を，当該科目の教員のみならず，他の教員にも開示するとともに，学生に対しても公表して教育効果の向上に努めている

知的財産研究科では，平成26年4月のカリキュラム改定において，セメスター制への完

全移行や知的財産に関する実践活用科目の増設，経営ビジネス関係の授業展開など，カリキュラムの充実と授業内容の改善を図った。

3) 理工・生産工・工・薬学部

(大学)

カリキュラムを適宜チェックすることにより，社会のニーズに対応した教育課程を策定し，学生の自主的な学びを引き出す授業方法をFD研修会などから取り入れている。

(大学院)

学生の資質向上の状況を数値で検証する試みにより，教育指導の根拠が明白となった。

4) 医・歯・松戸歯・生物資源科学部

医学部はシラバスを学生だけでなく，関係教員にも配付しているため，教育方針の達成目標やカリキュラム，具体的な授業手法等の情報が共有されており，授業評価は全講義担当者を対象として行われ，その評価は教員へフィードバックされている。また，医学教育ワークショップは時宜に実践的なテーマで実施し，多数の教員が参加し効果を上げている。医学研究科では，主科目の個々の研究テーマについて研究指導教員が4年間を通じて指導をし，副科目・選択科目では，関連領域間で学系・分野の枠を越えたボーダーレスな指導をする。研究指導計画に基づく一貫した研究指導及び論文作成指導に加えて，多面的な研究指導を可能にしている。また，成績評価方法及び学習に関する項目をシラバスに明記することにより，研究指導教員だけでなく学生や指導補助教員も到達目標を共通認識できるうえ，評価基準に対する適正な運用が保証されている。

歯学部では，成績評価点による評価を行う教科において，平均点が他教科より極端に高値であった教科（評価の方法に問題があると考えられた教科）の担当責任者に対して，学務委員会委員によるヒヤリング及び改善指摘を実施している。また，「授業に関する評価」結果は，内容を学務委員会で確認の上，指摘事項がある場合はコメントを添えて教員に返却し，教員はフィードバックコメントを必ず記述しており質向上に有用である。さらに，シラバスチェックを必ず学務委員会が行っており，体裁と内容の向上が図られ高い水準にあるシラバスを学生に提供することができている。歯学研究科でも歯学部と同様にシラバスチェックを行っており高い水準のシラバス提供ができ，学修に有用である。主科目及び副科目において自らが考え研究に反映する体制が取られており，主科目においては必要に応じて常に研究指導を行う体制が確立されており，学生は研究に専念できるシステムが構築されている。

松戸歯学部はシラバスの充実により，授業を受ける上で必要な情報が事前に学生に周知されるので，適切な予習をして授業に臨むことができる。松戸歯学研究科は3年次研究成果報告会で学生が研究発表の場に慣れるとともに，他分野の教員等からさまざまな助言を得ることができることで，研究の深化と先進性が図られている。

生物資源科学部は学科内で委員会を設置し，その解析に基づき定期的な検証を行なっている。複数の学科においては，その結果を教育内容や方法の改善に結びつけている。海洋生物資源科学科や生物環境工学科では，教員に対する学生の意見によるベストティーチャー賞を設け，教員の教育内容や方法の改善に役立てている。大学院生物資源科学研究科は博士前期・後期課程の大学院学生が発表者又は筆頭著者となり国内外での学会及び論文で多数発表している。獣医学研究科では大学院学生が発表者又は筆頭著者となり国内外での

学会及び論文で多数発表していることにより、効果が上がっている。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [船橋校舎]

短期大学部船橋校舎では、ゼミナール系科目（必修）及びキャリア支援のための科目の開設により、学生の主体的学習を促す機会が増大した。また、グループ担任制の導入により、少人数での学習指導や個別指導の機会が増え、充実した指導体制が整っている。入学前教育の実施により、学力調査の成績が向上しており、高校教育から短期大学教育への段階的導入に有効であった。

3) 短期大学部 [湘南校舎]

短期大学部湘南校舎は、概ね適切な教育方法及び学習指導がされており、学生はシラバスを有用に活用し、ほとんどの教員が逸脱することなくシラバスに沿った授業を展開している。また、それら実施の現状について学生による授業アンケートによって聴取し、分析しており、総括した結果が公開されている。また、従来2年次に開講していた「フィールド科学実習」を1・2年次に変更・設置した。このことにより初年次からフィールド教育の実践を可能にし、教育目標の達成に有効であり、効果が上がり、資格取得にも役立っている。

(専門学校)

歯学部附属歯科技工専門学校及び歯科衛生専門学校は国家試験を見据えて教育を実践していることや、教員が学生のフォローアップに努めていることで教育効果が上がっている。さらに、授業評価のアンケートを活用することで、授業の質向上が果たされている。

2 改善すべき事項

(大学)

1) 文理・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科

改善すべき事項として、文理学部（含む大学院）では、シラバス内容の適切性に関する客観的な第三者チェックの必要性を検討している。

芸術学部では、授業評価アンケート結果のフィードバック形態が、学生は図書館での閲覧のみ、教員は報告書の配布のみで、さらなる実質的な改善効果を図る仕組みが検討されている。この点は、通信教育部でも同じような認識がもたれている。同時に、各学部（含む大学院）での授業評価アンケートの全科目実施の取り組みも必要となろう。

国際関係学部では、必修科目や英語を中心とする外国語科目を複数の教員に依頼しているため、成績の分布に隔たりが生じるという問題点が認識されている。

大学院総合社会情報研究科では、ビデオ・オン・デマンド(VOD)の開発と教育教材としての活用が喫緊の課題となっている。

2) 法・経済・商学部，法務研究科，知的財産研究科

法学部，法学研究科及び新聞学研究科では、冊子体やCD-ROMのシラバス配付からWebシラバスに変更したことで、Webシラバスをあまり活用しないまま授業に出席する学生がいるという懸念があり、冊子のシラバスを教務課窓口などに多数設置し、履修登録前や初

回授業前に必ずシラバスを確認するよう対応した。Webシラバスを必ず活用するような方ガイダンスを強化する。また、GPAによる成績評価の方法を採用しているものの、GPAのガイドラインが作成されていなく、またGPAが十分に活用されていない現状であるので、学務委員会において、早急にその運用を検討する。法学研究科及び新聞学研究科では、授業アンケート結果の公表や検証に向けた検討が不十分である。大学院のFDへの関心が低い。

商学部では、相対評価を導入しているが、各教員が評価基準を遵守しているかについて、教育改善委員会等で、精査する必要があると思われる。学生による授業評価アンケートの分析結果について、学内ポータルシステム上でサマリーを公開したが、学外者も閲覧可能なホームページ上での公開には至っていない。教育課程全体についての卒業時における学生による評価については、その方法と内容の検討が必要であり、現在検討が進んでいない。商学研究科では、現行の商学研究科の指導体制において、研究発表等について指導教授以外の教員が助言をすることはあるが、副指導教授の制度化は難しく実現に至っていない。教育課程全体についての修了時における学生による評価については、その方法と内容の検討が必要であり、現在検討が進んでいない。

法務研究科では、入学者数の減少に伴い、1クラスを構成する受講者数が当初の想定より少なくなっており、科目によっては、ソクラテスメソッドによる授業を予定通りに円滑に進めることが難しい場面も生じている。

知的財産研究科では、シラバスの有効的な活用方法の検討が必要である。

3) 理工・生産工・工・薬学部

(大学)

学力調査により教養科目の改善が図られているのに対して、3年次以降の専門科目の点検評価が明確でない。また、履修登録科目単位数に上限が「教育目標」達成に有効であることの評価が導入から期間が短いためになされていない。

(大学院)

研究関連科目を設置するためカリキュラム改正が少ないことは妥当だが、講義内容は適宜検証がなされていない。

4) 医・歯・松戸歯・生物資源科学部

医学部では、医学教育の変革に即した教育を実践するために、医学教育ワークショップとのFD活動を積極的に実施し、次世代の医学を担う人材の育成が必要である。

歯学部では教員相互評価への取り組みを拡大し、授業の改善に務める。歯学研究科では大学院独自でのFD活動が行われていないことから、大学院教育に焦点を当てたFD活動を行うべく取り組む。

生物資源科学部は学生による授業アンケートは実施しているが、組織的な検証は行っていないことからアンケートの有効な活用と教員の教育に対する適切な手法を検討する。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [三島校舎]

短期大学部三島校舎では、英語を中心とする外国語科目を複数の教員に依頼しているため、成績の分布に隔たりが生じるという問題点が認識されている。

2) 短期大学部 [船橋校舎]

短期大学部船橋校舎では、理解度確認テストの実質的効果について、継続的にチェックしていく必要がある。また、授業評価アンケート及び授業相互参観は学期ごとに行われているが、その結果に基づいた改善への方策の策定が明確でない。また、オフィスアワーとして、学生の質問・相談等の時間を設定しているが、有効的に機能していない状況にある。

3) 短期大学部 [湘南校舎]

短期大学部湘南校舎では、学生による授業アンケートは実施しているが、組織的な検証は行っていないことからアンケートの有効な活用を検討する。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

(大学)

1) 文理・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科

文理学部における成績不振学生に対する学部統一の「学生面談シート」の活用は、退学者の減少傾向にみられるように着実に効果を上げている。なお、大学院文学・理工学（地理学専攻）・総合基礎科学の各研究科における教育成果の検証方法に関する具体策は、カリキュラムの改正以外にも今後検討する必要があるようだ。

通信教育部における授業評価アンケートの結果を授業改善に反映させる取組，さらにはその効果の検証に対する取組は今後期待される。

2) 法・経済・商学部，法務研究科，知的財産研究科

法学部，法学研究科及び新聞学研究科では，シラバスが重要であることから，教員のオフィスアワーの情報を掲載するようにしたが，更にシラバス内容の充実改善の検討を行う。法学研究科及び新聞学研究科では，大学院シラバスの内容，公表方法など改善充実に向けた検討を継続して行う。また，修学環境懇談会や教員研修会を実施しているが，大学院のFDへの関心が低いことから，各研究科合同企画の「大学院FD研修会」の開催に向けた企画運営をFD委員長及び研究科長の下，早期実施を図る。

商学部では，GPA制度，相対評価制度は各教員に浸透していると思われる。年々の成果の積み重ねによって所期目的はほぼ達成されつつあり，更なる改善・高度化に向けた見直しを検討している。商学研究科では，更なる若手教員の登用によって，学生と一体となった改善をより一層推進する必要がある。

法務研究科では，引き続き積極的にFD活動に取り組んでいくことはもちろんであるが，FD活動のさらなる改善に努めたい。例えば，授業参観に関しては，毎回多くの教員が参加しているが，全員が他の教員の授業参観を行っているわけでない。他の教員の授業のやり方を参観することは大変刺激・参考になるものであるので，このようなメリットの理解を深め，より多くの教員が授業参観を行うことを実現する。また，定期FD研修会のテーマ設定についても工夫する余地がある。

知的財産研究科では，平成26年4月にカリキュラムを改正し，知的財産専門職大学院としての教育内容充実に努めてきているが，企業等が求める実践に即応する授業内容にさらに努めるよう，教育成果の検証や教育方策を講ずる。

3) 理工・生産工・工・薬学部

(大学)

履修登録科目単位数に上限を設け、学生の過剰な学修負担を防止できている。

(大学院)

指導教育が多面かつ複数教員によってなされることにより、コミュニケーション能力の習得が図られ、学・協会での口頭発表及び論文投稿により研究計画の実質的評価がなされている。

4) 医・歯・松戸歯・生物資源科学部

医学部では、「進級判定・卒業認定制度」に基づく評価成果は、近年の医師国家試験の好成績が立証しているため、適切な運用を継続する。今後も変革が進むであろう我が国の医学教育に即応した制度の改変や組織的な運用を継続的に行っていくためには、日々進化する医療や国際化等の社会ニーズに合わせた変革を見据えて学習指導効果を上げていく。医学研究科は専門性の高い分野であるため、個々の研究内容について高度な技術や分析能力の指導が求められる。研究指導教員をはじめ複数の教員が同じ到達目標に向かって指導を行い評価する体制は確立しているが、本学研究科としての特色を打ち出すために、大学院教育にも準用できる内容の医学教育ワークショップの開催等、各専門分野横断的に連携する組織体制の構築を検討する。

歯学部では、教育改善面でのFDにも力を入れており授業アンケートに基づくフィードバックコメントについては、制度・運用について検証や改善を重ねる。歯学研究科はシラバスの内容の改善に努めているが、このことをシステム化し改善のサイクルに載せさらに充実を図る。

松戸歯学研究科は3年次研究経過報告会のみで口頭発表を実施しているが、他学年にも口頭発表の機会を作る。

生物資源科学部はJABEE資格に対応する学科（海洋生物資源科学科や生物環境工学科）においては、毎年定期的に教育内容や方法の改善に継続して取り組む。生物資源科学研究科は博士前期・後期課程の大学院学生が発表者又は筆頭著者となり国内外の学会及び論文発表を行う機会を多く設定する。獣医学研究科は大学院学生が発表者又は筆頭著者となり国内外の学会及び論文発表を行う機会を多く設定することにより、効果を高める。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [船橋校舎]

短期大学部船橋校舎では、ゼミナール系科目（必修）及びキャリア支援のための科目の開設により、学生の主体的学習を促す機会が増大した。また、グループ担任制の導入により、少人数での学習指導や個別指導の機会が増え、充実した指導体制が整った。これらにより、学力調査の成績が向上した。

2) 短期大学部 [湘南校舎]

短期大学部湘南校舎は、生物資源科学部開講科目を最大20単位まで修得することができるようにしたことで、卒業後の学部への編入学への動機付けとなっている。

2 改善すべき事項

(大学)

1) 文理・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科

文理学部（含む大学院）におけるシラバス内容の適切性に関する第三者によるチェックの実施に関しては、まず学部内での担当組織の調整（学務委員会か、FD委員会か、さらには新たな委員会の創設か）が求められる。

芸術学部においては、まず何よりも授業評価アンケート結果のホームページ上での公開が実現されるべきだろう。

国際関係学部での懸案事項である複数教員が担当する同一科目内での成績評価の分布の隔たりは、学生たちの授業選択にも少なからず影響を与えることが予想される。必修科目や外国語科目における学部内での成績評価にかかわる統一基準の作成が求められるよう。

通信教育部では、授業評価アンケート結果をいかに授業改善に反映させるか、またそれをどのように検証していくかといった体制の構築が求められる。

総合社会情報研究科では、VODの開発等、通信制大学院ならではの教材開発の取り組みが今後の重要な課題項目となろう。

2) 法・経済・商学部，法務研究科，知的財産研究科

法学部，法学研究科及び新聞学研究科では，Webシラバスが有効に活用されるよう改善策を講ずる。例えば，学生が目的にあった授業を選択する場合，評価の高い授業を履修するのは当然であり，授業評価アンケートの結果をシラバスに反映させるなど，シラバスの作成に当たって，学務委員会とFD委員会が連携して改善を行う。また，GPAの運用を検討する。法学研究科及び新聞学研究科では，修学環境懇談会での改善意見，院生合同研究発表会の成果，授業アンケートに関する検証などを踏まえた大学院合同のFD研修会の開催に向けた企画運営を，各研究科のFD委員長，3研究科運営委員会，研究科長が主導して早期に検討する。

商学部では，初年次教育をさらに充実したものとするため，それに先立つ入学前教育を，eラーニングによるシステム化も含め再検討する必要がある。商学研究科では，副指導教授の制度化は難しく実現に至っていないため，今後検討が必要と考える。また，教育課程全体についての修了時における学生による評価については，その方法と内容の検討が必要である。

法務研究科では，特に選択科目において，受講者ゼロの科目をいかに減らすか，また受講者をいかにして増やすかを検証するとともに，カリキュラム改正も見据えて協議していく。

3) 理工・生産工・工・薬学部

(大学)

専門科目の評価が十分でないことに対して，卒業生へのヒアリングなどの調査結果をさらに有効に利用することが必要である。

(大学院)

大学院教育に合わせたFD活動が，学部のFD活動に同様に行われる必要がある。

4) 医・歯・松戸歯・生物資源科学部

医学部では変革が進むであろう医学教育に対応するための制度の改変や，組織的な運用を継続して行うためのワークショップ等を積極的に行い，人材の育成を推進することが必

要になる。医学研究科では、専門性の高い本学研究科としての特色を打ち出すために、大学院教育にも準用できる内容の医学教育ワークショップの開催等、各専門分野横断的に連携する組織体制の構築を検討する。国際認証に向けてカリキュラム編成の過渡期を迎えているため、モデル・コア・カリキュラムとの相関性を細かく検証しながら授業内容を見直して決定してゆく必要がある。選択科目において、学習要項に評価方法が明記されていないものがあるため、方法の確立及び明記の徹底を検討する。授業評価は学生によるもののみでなく、客観的な検証方法を検討する必要がある。

歯学部では、現在一部の教員によって行っている教員相互評価への取り組みを拡大し、授業改善の一助とすることが求められる。歯学研究科では、担当教員の問題も含めて、大学院教育に焦点を当てた取り組みを検討する必要がある。

生物資源科学部では、授業の内容及び方法の改善を図るための研修、定期的な検証の実施が求められる。生物資源科学研究科及び獣医学研究科では、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的研修と研究を進める方策を議論する必要がある。

（短期大学部）

1）短期大学部【三島校舎】

短期大学部三島校舎では、限られた修業年限のなかで、迅速かつ的確な教育成果の検証体制の構築が求められる。

2）短期大学部【船橋校舎】

短期大学部船橋校舎では、理解度確認テストの実質的効果について、継続的にチェックしていく必要がある。また、授業評価アンケート及び授業相互参観は学期ごとに行われているが、その結果に基づいた改善への方策を明らかにすることが必要である。

IV-4 成果

1. 現状の説明

1 教育目標に沿った成果が上がっているか。

[評価の視点]

- ・ 学生の学修成果及び目標達成度を測定するための評価指標の開発とその適用
- ・ 学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）

(大学)

1) 文理・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科

評価指標の開発に関しては、大学院総合社会情報研究科が「履修科目とその教育内容の評価」で調査を行っているが、他学部（含む大学院）での積極的な指標開発事例は見当たらない。国際関係学部（含む大学院）では、その対象となる学問領域の広さ、選択される外国語科目の多様さから、統一的な評価指標が作りづらいようである。ただ、芸術学部における（長年の実績を伴った）少人数教育は、学生の学習進度のチェックに大いに貢献しているようである。

学生の自己評価・卒業後の評価に関しては、文理学部（含む大学院）や芸術学部（含む大学院）の調査回答からも実施の困難さがうかがえる。とくに大学院芸術学研究科から指摘されているように、卒業・修了後の評価に関しては、個人情報保護の観点からも評価情報を取得・収集することは困難であるとの指摘もうなずけるところがある。

2) 法・経済・商学部，法務研究科，知的財産研究科

学生の学修成果及び目標達成度を測定するための評価指標の開発とその適用、学生の自己評価、卒業後の評価については、各学部及び各研究科において、次のような検討又は取組みがなされている。

法学部では、平成 26 年度に改定した現カリキュラムの学習成果の測定について、具体的な評価指標の開発や分析などはできていないが、平成 29 年度が完成年度であり、今後の 4 年次生の進路先がどのような結果となるかがその指標となる。コース制の見直しを図り、各学科各コースに加え、資格試験対策に特化した法職課程と行政職課程を設置したことなど、結果を検証していく。例えば、旧カリキュラムの学生に対する調査であるが、GPA での比較分析で、入試区分による在学成績との関係を調査した。来年度には、平成 24 年度卒業の分析結果も比較できるので、教育成果の結果を示すことができる。法学研究科では、院生による研究発表会を年 2 回開催し、修士論文に向けた研究内容の中間発表や修士論文の発表の場を設けることで、お互いが研鑽している。博士後期課程の院生の研究発表もあり、前期課程、後期課程、指導教授が相互にディベートする場となっている。また、年 1～2 回教育環境に関する意見交換会を開催し、大学院の教育環境の改善を図っている。新聞学研究科では、院生による研究発表会を年 2～3 回開催し、修士論文に向けた研究内容の中間発表や修士論文の発表の場を設けたことで、お互い研鑽し合えることができている。

経済学部では、各学年において計画的に学修を進めて単位を十分に修得し、4年間で卒業できるような学修計画（履修計画）を立案し実行することを学生に指導するための取り組みが必要であるとの認識を学務委員で共有している。なお、大学改善意見の「教育課程全体についての卒業時・修了時における学生による評価」については、日本大学本部が3年毎に在学生に対して実施している『学生生活実態調査』並びに経済学部で実施している「授業アンケート」の結果を総合的に検討することで、より充実した教育課程の構築・運営につなげられるものと考えている。経済学研究科では、コース制を導入し、入学時にコースを決め、各コースに基本科目（14単位）を定めて、指導教員がそれらの科目を履修するよう指導している。また『大学院要覧』では大学院生の科目履修の一助となることを期待して、各コースに履修モデルを掲載して段階的系統的な教育ができるようにした。これらに対する成果は、修士論文中間発表会や修士論文口述試問で確認している。また、大学改善意見の「教育課程全体についての卒業時・修了時における学生による評価」については、修了時に大学院協議会から意見を聴取しており、結果について大学院分科委員会で検討を行っている。

商学部では、教育改善委員会から出された指針にそって成績評価のための小テストなどを複数回実施することで、理解度を測っている。この方法は、学生たちの理解度を絶対的に測るということではないが、相対的に測るという点では十分に活用できる。また、そのような評価結果は、学生が自己評価を行うための材料となる。商学研究科では、比較的少人数の授業が多いため、単なる講義形式ではなく、ディスカッションを中心としたアクティブ・ラーニングが行われている。そのため、客観的評価指針ではないにしても、教員が直接的に理解度を測ることができる。

法務研究科においては、学生の学修成果及び目標達成度を測定するための評価指標として、領域別到達目標が策定されている。平成24年2月開催の分科委員会で、教育効果の達成状況の測定・評価に関する基本的考え方を策定している。基本的考え方においては、原則として、文部科学省の「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」の調査研究班が法科大学院協会と連携して検討し、文部科学省法科大学院特別委員会において了承された「共通的到達目標」の内容を本研究科の教育到達目標とし、授業において取り上げるものと自学自習にゆだねる必要に応じて学習の指導を行うものとに分類すること、領域毎に本研究科の具体的な到達目標を策定すること、各科目のシラバスにおいて当該科目の到達目標を明示すること、期末試験等を通じて到達目標の達成状況を評価するとともに到達目標の見直しを行うこと等を規定している。基本的考え方に基づき、共通的到達目標が策定された10の領域毎に領域別到達目標を策定するとともに、各科目においては、該当する領域別到達目標を踏まえた授業を行うこととした。これらの教育到達目標の達成状況については、学生による授業評価アンケート、FDに関する各種研修会等でも把握、検討されることになるが、より具体的には、①科目毎に教員が作成する成績評価基準において、期末試験等から見た学生の到達目標の達成状況を記載する、②教員による授業評価アンケートにおいて、到達目標の達成度について自己評価を行うこととしている。この①及び②の結果については、学期末毎にとりまとめ、FD委員会及び学務委員会等において検証している。また、学生の学修成果、目標達成度及び自己評価の評価指標については、FD委員会が中心となり企画実施している学生による授業評価アンケート結果に基づいて検証

している。授業評価アンケート項目には、授業内容の理解度及び授業の満足度を評価する項目があり、そのアンケートをもって自己評価に活用している。

知的財産研究科では、院生による研究発表会を年2回開催し、修士論文に向けた研究内容の中間発表や修士論文の発表の場を設けたことで、お互い研鑽し合うことができている。

3) 理工・生産工・工・薬学部

(大学)

理工系3学部及び薬学部では、5段階の学業成績判定と、1単位当たりの平均値であるGPAの学期及び累積の値を成績表に明示することにより「学んだ質」の教育目標等に基づき各学科の教育研究上の目的を具現化した学習・教育目標への達成状況が、客観的に把握が可能となっている。

理工学部の卒業達成度評価科目、生産工学部の学修到達度確認試験、薬学部の薬学共用試験センターの共用試験により、学修成果を判別できるシステムとなっている。

生産工学部では、卒業生自身や、卒業生の就職先の評価を、生産実習懇談会並びに生産工学部就職セミナーを通じて情報を収集している。薬学部卒業生の薬剤師国家試験合格率は過去3回において全国平均を上回り、卒業時に学生に対してアンケートを実施しているが、卒業後の評価は実施していない。

(大学院)

理工学研究科では理工学部講演会、生産工学研究科全体での成果発表会を学修成果の発揮の場とし、前期課程修了生に対して、授業、研究指導、成果の外部発表、満足度に関するアンケートを実施して、次年度に向けた課題、問題点についても検討している。

4) 医・歯・松戸歯・生物資源科学部

医学部では、学年進級制を敷いており従来から独自にGPAと類似した採点方法で成績評価をしてきた。科目で獲得した得点をUnit(時間)換算することにより「厳正な成績評価」というGPAの目的と合致する数値が算出できるものであり、日本大学の基準としても学位授与対象者の質は保たれているといえる。また、過年度の進級判定・卒業判定の状況と、その後の就学状況について遡って調査した結果に基づき、学年ごとに成績不振者の基準を定め、平成27年度からはこの基準を指標として進級判定・卒業認定を実施している。学生の自己評価に関しては、5年次の臨床実習と6年次の自由選択学習で自己評価を導入しており、学生から提出後担当教員にフィードバックしている。医学研究科における学業成績の判定は、S・A・B・C・Dの5種類をもって表し、S・A・B・Cを合格、Dを不合格とし、合格した授業科目に所定の単位数が与えられる。また、S・A・B・C・Dの判定を数値化し、各単位数を掛けた合計点を履修登録総単位数で割ってスコア化したGPAの表示も行っている。主科目をはじめ履修科目は、シラバスにて学生が学ぶべき内容を明確にしている。受講した科目毎に、科目担当教員が学生の評価を行っている。なお、評価基準をシラバスにも明記をしており、透明性のある評価基準に基づき評価を行っている。

歯学部では、学習成果及び目標達成度を測定するための一つの方策として「歯科学統合演習I～VI」を6学年までのすべての学年に配置している。当該科目は、その学年で修得すべき内容をただ学んだレベルに留まることなく、演習によって習熟・統合して、確実かつ格段の学力(知識と技能)向上を図る科目であり、年度末にはその効果(成果あるいは学力向上)を測るための統合試験を実施し、蓄積している実績と照合して一定以上の成績

を取ることを進級判定の一つの要件とすることが決定している。歯学研究科では、研究の中間報告会の義務化及びインパクト・ファクター（IF）の取得等により指標の一つとすることができているため、今後も実効性を持って継続することが必要になっている。

松戸歯学部では各学年に歯科医学総合講義を設置し、その総合試験により1年間の学修成果を評価する。平成26年度卒業生の歯科医師国家試験合格率は73%、全国私立歯科大学中第6位の成績で、松戸歯学部の成績評価の妥当性は社会的にも認められている。松戸歯学研究科では4年以上在籍し所定の単位を取得すると同時に、英語試験及び学位論文の審査に合格したものに研究科委員会での客観で厳格な最終審査に合格したものに学位が授与されており適切に行われている。

医歯系学部のように接続する国家資格が明確に定まっている学部においては、当該国家試験の合格率が学習成果を計る有力な指標となる。医学部、歯学部及び松戸歯学部は近年高い国家試験合格率が維持されている。これらは、教育目標に沿った成果が十分に上がっていることを端的に示すものである。

生物資源科学部では、学科ごとに4年次学生による卒業時の評価を数年にわたり集積している学科（動物資源科学科、海洋生物資源科学科）もあり、そのデータをカリキュラム改定への資料としている。また卒業生の社会での活躍状況については、キャリアガイダンスや就職関連における授業・演習での卒業生による講師選定にも関連することから、教員間における情報交換が行われている。また、近年、当学部の求人数が増加したことも社会から卒業生が高く評価されていることの結果と考えられる。生物資源科学研究科及び獣医学研究科では、博士前期・後期課程の大学院学生が発表者または筆頭著者となり国内外の学会における発表及び論文発表の機会が増加していることは、学習の成果を評価する手段の一つといえる。

（短期大学部）

1）短期大学部【三島校舎】

短期大学部三島校舎では、学生の学修成果及び目標達成度を測定するための評価指標は用いられていない。

2）短期大学部【船橋校舎】

基礎的科目では習熟度別クラス編成を実施して、学習成果の向上に繋げている。さらに、学生の学習意欲を刺激する仕組みとして、全学共通の特待生制度とは別に、短期大学部船橋校舎独自の表彰制度として、GPAに基づく成績優秀者の表彰を行う「萌葱賞」を設けている。

3）短期大学部【湘南校舎】

短期大学部湘南校舎はGPA制度を導入しており、授業科目ごとに行う5段階の学業成績の判定と併せて、総合的な評価指標としてGPAを算出している。本学部では、4年制学部への編入学がある。卒業生の80%以上が編入学により進学するため、進学後の評価も含めて解析し、在校生への教育に結びつけている。

（専門学校）

医学部附属看護専門学校では、教育目標達成のための段階的な学年目標を設定し、これ

を達成することを全教員が共通理解したうえで教育活動に望んでいる。さらに、医学部附属看護専門学校、歯学部附属歯科技工専門学校、歯科衛生専門学校及び松戸歯学部附属歯科衛生専門学校のいずれにおいても高い国家試験合格率を獲得しており、教育目標が確実に達成されていることが社会的に認知されている。

2 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

〔評価の視点〕

- ・ 学位授与方針に基づいた学位授与の実施状況とその適切性
- ・ 卒業判定手続きの適切性
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保する方策（修士・博士，専門職）

（大学）

1) 文理・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科

各学部・大学院研究科とも、学則に則り、教授会や大学院分科委員会等の審議を経て、最終的には学長が決定を行っており、卒業・修了判定手続きが適切に実施されている。またホームページに公表されている学位授与の方針に基づいた学位授与も適切に実施されている。

学位審査及び修了認定の客観性・厳格性の確保としては、複数教員が採点する、学外審査委員を加える、予備試験・最終試験を厳格に実施するという形で実行されている。

総合社会情報研究科では、博士後期課程において副指導教授を任命し、複数指導体制を構築している。

2) 法・経済・商学部，法務研究科，知的財産研究科

各学部及び各研究科において、各々の学位授与の方針に基づき、卒業又は修了に必要な単位数を修得した者に対して学位授与が行われており、学位授与の方針に基づいた学位授与は適切に行われていると考えられる。

各学部における卒業判定手続は適切である。例えば、法学部では、卒業判定は、客観性・厳格性が保たれた判定資料に基づき、学務委員会、教授会等の審議を経たのち、学長が決定している。商学部では、卒業判定に当たっては、異議申立てが制度化されており、申立てに関する手続きについても透明性・公平性が確保されている。

各研究科において、学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保するために、次のような方策がなされている。法学研究科では、博士前期課程（修士課程）の修了については、所定の年限（修業年限2年、公共政策1年コースにあっては1年）在学し、専攻科目について30単位以上を修得、必要な研究指導を受け、さらに修士論文の審査及び最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。修士論文の審査は主査・副査の2名による審査となる。最終試験では、外国語及び口述試験による審査となり、いずれも複数の審査員の平均点が60点以上で合格となる。博士後期課程の修了については、所定の年限（修業年限3年）在学し、専攻科目について30単位以上（修士課程を修了した者については、その修得単位を含む）を修得、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。課程修了による博士の学位授与に係る論文の審査及び最終試験を受け

ることができる者は、次のとおりである。①法学研究科の博士後期課程に2年以上在学していること。②研究指導教員の推薦がある者。③予備試験に合格していること。予備試験は、外国語（2か国語）及び口述試験となる。新聞学研究科では、博士前期課程の修了については、所定の年限2年在学し、30単位を修得した者で、修士論文を提出し、論文試験に合格したものに修士（新聞学）の学位を授与する。学位論文の審査体制は、指導教授を含む3名以上の審査員によって厳格に審査される。ただし、指導教授は判定に参加することはできない。審査委員には、他大学等外部の審査委員を依頼することができる。上記修士論文の本審査を受けられる者は、事前の予備審査に合格しなければならない。博士後期課程の修了については、所定の年限（修業年限3年）在学し、専攻科目について12単位以上を修得、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。経済学研究科では、開示されたディプロマ・ポリシーを基に、博士及び修士の学位授与の基準や手続きは『大学院要覧』にて明文化、周知している。また、「学位規程」及び「学位審査内規」による明確な運用が行われている。修士論文及び課程博士学位論文審査に関しては、審査の適正化を図るため評価のポイントを作成し、審査時に適用している。学位審査は、「学位規程」に基づく3名による審査委員会を構成し、審査結果の報告と学位申請論文の開示を通じ、大学院分科委員会委員の投票による学位授与の決定を行っている。平成20年度から、博士前期・後期課程学生（最終学年）に対して中間研究発表会を開催し、論文発表を義務づけている。また、平成23年度から博士後期課程在学学生に対しても研究発表会を開催し、在籍中は毎年論文発表を義務づけている。商学研究科では、博士前期課程における学位審査及び修了認定について、学位授与のための審査手続きは明文化されており、論文審査と口述試問によって行われている。後期課程では、公聴会方式による助言制度を導入し、より厳正な論文審査と口述試問に基づいて審査した後、投票によって学位授与の判定が行われている。法務研究科では、修了認定の厳格性を確保するため、各年次にGPAによる進級制限措置を講じている。進級要件は、（1）未修1年次から2年次へ進む場合、必修科目20単位以上を修得し、かつ、必修科目のGPAが1.50以上であること、（2）未修2年次から3年次へ進む場合、必修科目54単位以上を修得し、かつ総修得必修科目のGPAが1.50以上であること、（3）既修2年次から3年次へ進む場合、総修得単位数が54単位以上であり、かつ必修科目のGPAが1.50以上であることとなっている。修了の判定は、匿名性が保たれた判定資料に基づき、学務委員会の議を経たのち、分科委員会へ上程されている。知的財産研究科では、所定の年限（修業年限2年）在学し、専攻科目について45単位以上を修得、必要な研究指導を受け、さらに論文の審査に合格した者に知的財産修士（専門職）の学位を授与する。学位論文の審査は、指導教授を除く2名以上の審査員によって行う。審査委員のうち1名を主査とし他は副査とし、主査は教授とする。研究テーマ、研究目的、先行研究のレビューあるいは収集した情報の体系的解析、論文の構成などに基づいて厳正に評価・採点を行う。全審査委員の平均点が60点以上を合格とし、1名でも50点以下とする採点があった場合には不合格とする。この採点結果は、専任教員全員により構成される分科委員会に諮られ、審議を受けるものとする。さらに、学位論文については、論文発表会を開催する。このように、審査委員から指導教授を外し、合否の最終判断は分科委員会の承認が必要とすることとし、その学位論文を公表する手段をも講じることにより、学位論文の審査の厳格性、透明性、公平性を確

保している。

以上により、各学部及び各研究科において学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われていると考えられる。

3) 理工・生産工・工・薬学部

(大学)

理工系3学部においては、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針に則って学科目を設置し、その成績評価に関しては、GPAの数値による履修登録単位数の上限設定で、単位制度の実質化と学習時間の確保及び授業内容の理解を徹底するよう指導している。薬学部は、薬学教育モデル・コア・カリキュラムを示し、6年生に進級した学生に対し、薬学教育全体を総括する総合講義を実施してこの試験に合格し、薬学教育モデル・コア・カリキュラムに対応した全ての単位を修得した学生について教授会で確認の上、学位を授与している。理工系3学部でも、学習達成度を自己点検するための卒業達成度評価科目を3年次又は4年次に置き、修得単位の確認に基づく卒業生の質を検証している。4年次の卒業研究と併せて最終的な卒業に必要な要件の具備を学科内で検証し、教授会において卒業判定を実施し、学位授与に際しては厳格に処理している。

学科（コース）によっては、卒業研究論文要旨集を纏め、公開の発表会を（学科内の専門系列あるいは学科を越えた専門系列で）行うこと、また卒業設計では、その成果物を展示し、発表・講評する機会を設けて、卒業時における学生の質を検証する機会としている。

(大学院)

理工系研究科及び薬学研究科においては、学位の授与は、学則、研究科学位授与の方針に則って学位授与の審査基準、手続き等が明文化されている。単位修得と学位論文の提出、学位論文の発表会を経て、各専攻の教員からなる審査委員会の判定が基準となっている。また、学・協会の講演会での発表を奨励し、修士論文作成に向けての進捗状況の把握や指導教員以外の専門家との研究討議や指導を得る機会としている。

博士の学位審査においては、論文提出条件として纏めた研究実績（審査付論文数等）によって、客観的な第三者による新規性・独創性等の担保を得た上で、各専攻内の後期課程特別研究担当教員において当該論文が審査できる段階にあるか否かを判断する。その後、上記研究実績を基にした学位申請論文は、実施専攻内（専攻内説明会）と研究科（論文発表会）を経て、審査委員会において審査している。学位授与の適切性については、審査委員会の審査結果及び学位申請論文を大学院委員会及び大学院分科委員会において検証し、客観性及び厳格性を確保している。

4) 医・歯・松戸歯・生物資源科学部

医学部では、ディプロマ・ポリシーを定め広く周知している。これに則り教育を進め6年次の卒業認定にあたっては、各科目の評点を授業時間数（単位）に比例した評点に換算し、学力統一試験の評点を加えて判定の資料としており、卒業認定予備会議を開催して、学位授与認定（卒業認定）について審査を行い、教授会において審議を行う過程を経て、最終的には学長が学位授与者を決定している。このような手順は、「進級判定・卒業認定制度」に定められており、基準が明確であり、適切に実施されている。平成27年度からは、成績不振者の基準を定め、各学年のシラバスに明示している。医学研究科では、ディプロマ・ポリシーに則り行っている。学位論文は、研究成果を網羅する総括論文として、事前

に予備審査で加筆・修正の指導を受けた上で提出されるこれまでの方式に加え、平成27年度入学者からは、IF付きの学術雑誌に掲載された論文そのものを学位論文として提出できる方式のいずれかを選択できるようになっており、提出後、「学位規程」及び大学院医学研究科学位論文審査に関する内規に基づき、主査1名及び副査3名で構成される審査委員会において審査され、大学院分科委員会及び大学院委員会の審議を経て学長から学位が授与される。

歯学部ではディプロマ・ポリシーを周知させており、それに則り修得すべき単位数を198単位と定め、その中には社会に有為な歯科医師となるための科目も含まれており、厳格な単位認定を経て必要な単位をすべて習得した学生に対し学位を授与していることから適切に行われている。歯学研究科では、ディプロマ・ポリシーに則り、自らの定めたテーマに従って論文を作成するように複数の関係する領域の教員が指導しており、論文の審査は学位論文審査委員会を組織し所属講座以外の大学院担当教員が中心となって複数の教員で行っており客観性と厳格性が保たれている。また、大学院修了に必要な単位数が決まっております、単位認定も適切な判定のもとに行っている。

松戸歯学部では、学位授与の方針はカリキュラム・ポリシーに基づいて明記しており、6年次までに課せられた全科目に合格し定められた単位以上を修得した者に学士(歯学)の学位が授与される。また、6年次後期設置の「歯科医学総合講義6」は、6年間で学修すべき全ての範囲を網羅しプレ国家試験としての位置付けで実施している。当該試験の結果は卒業判定においてかなりの比重を占め、その他の科目もあわせて審議の上、学位授与者を決定し適切に行われている。松戸歯学研究科では、学位授与の方針に基づき4年以上在籍し、所定の単位を修得し、英語試験及び学位論文の審査に合格した者に博士(歯学)の学位が授与される。学位論文の最終審査は、研究科委員会にてプレゼンテーション及び質疑応答をもって実施され、客観性・厳格性が確保されている。

生物資源科学部では、定期試験後の成績登録が各科目担当教員により行われ、教務課により各学生の「単位履修表」が作成される。これらに基づき、各学科での確認を慎重かつ厳正に行う。結果として、学位授与手続きは学位授与基準に基づき、適切に行われている。生物資源科学研究科及び獣医学研究科では、担当教員からの単位認定とともに、博士後期課程における学位授与手続きは規定に基づき、論文公表確認、専攻内、研究科における発表会の実施により客観性・厳格性は確保されている。また、博士前期課程においては、論文発表会と専攻内での担当教員による修了認定により、客観性・厳格性が確保され適切に行われている。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [三島校舎]

短期大学部三島校舎における卒業判定手続きも、教授会で審議の上、大学本部に内申し、学長が決定するという手順が厳守されている。各学科及び専攻科の卒業率はすべて90%を超えている。

2) 短期大学部 [船橋校舎]

短期大学部船橋校舎では、卒業判定については、船橋校舎教務課が作成した卒業判定資料に基づき、各学科教室会議において、学科教員全員が出席の下、学位授与の方針に基づ

き、本短期大学部学則に定められた学科ごとの卒業要件の充足状況について確認・精査（卒業判定下見）を慎重に行い、学科長・主任会議及び臨時教授会（卒業判定会議）において審議の上、最終的には学長が卒業を認定している。

3) 短期大学部〔湘南校舎〕

短期大学部湘南校舎では、定期試験後の成績登録が各科目担当教員により行われ、教務課により各学生の「単位履修表」を作成し、各学科での確認を慎重かつ厳正に行い、結果として学位授与基準に基づき、学位授与手続きは適切に行われている。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

(大学)

1) 文理・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科

文理学部では、退学者の明確な減少傾向が見出される。また文学研究科では、平成26年度に学位請求論文審査に関する基準や手続きを明確にするため、申合せを改訂している。

芸術学研究科では、学位論文の全文と審査結果の要旨のインターネット公開を平成25年度学位授与者から開始した。

通信教育部の着実な教育活動は、卒業資格を毎年500余名が得るという成果を生み出している。

総合社会情報研究科では、前期課程修了率が75～86%（過去5年間）と、通信制大学院としては高い値で推移している。

2) 法・経済・商学部，法務研究科，知的財産研究科

法学研究科及び新聞学研究科では、修士論文の中間研究発表会を夏期休暇の前後あたりに開催し、主査・副査は基より、研究発表会に参加している教員から講評を受けることで、研究の質的向上が図られている。

経済学研究科では、博士前期課程でほとんどの入学生が修了し、平成23年度のコース再編成以降は経済系の修了生も増加傾向にある。また、平成18年度に課程博士を3人授与して以降、平成21年度まで課程博士を輩出していなかったが、平成22年度と平成26年度に課程博士を各1名輩出し、課程修了後の論文博士を平成26年度に1名輩出している。

商学部では、ディプロマ・ポリシーが公表・周知されているため、学位授与については透明性が確保されている。商学研究科では、学位授与に関する手続きは厳正なものであり、透明性が確保されている。

法務研究科では、厳格な成績評価や進級制度等によりGPAの信頼度が増し、学修指導において効果が発揮できている。

知的財産研究科では、知的財産専門職大学院認証評価結果で、一部学生の研究成果が日本知財学会の年次学術研究発表大会において学生優秀発表賞を受賞しているなどの評価を得た。

3) 理工・生産工・工・薬学部

(大学)

理工系3学部においては、平成20年度の教育課程変更時から卒業達成度評価科目を必修科目として設置し、当該科目の単位修得状況及び卒業研究の実施状況により学習・教育目標への達成度を評価し、学位を授与している。これにより、卒業時の質の保証が担保された。

生産工学部では就職意識の形成を目指して一貫したキャリア教育により卒業後の就職先のミスマッチが減少し、卒業生の卒業後3年目の離職率が15%に留まり、厚生労働省による同時期の離職率の調査結果32.4%を大きく下回っている。これは、生産工学の特色でもある生産実習（インターンシップ）の受講により、学生の自己啓発、学習意欲と能力の向上に対する動機付けがなされ、就職意識が明確となり、併せて的確なキャリア選択がなされた結果であると考えられる。

（大学院）

理工系3研究科及び薬学研究科においては、博士論文提出条件として必要な研究実績（審査付論文数等）を定め、客観的な第三者が加わった論文審査を実施して、新規性・独創性等の担保を得ている。

4) 医・歯・松戸歯・生物資源科学部

医学部ではシラバスにて進級判定及び卒業認定に関する項目を学生に明示しており、判定方法が周知されていることから学生にとっては自己の学習成果を測定することができている。ディプロマ・ポリシーに基づき学位を授与しており、学位授与に至る卒業の認定と進級の判定は、適正に行っている。また、国家試験の合格率で教育成果を評価されることが多いが、過去5年間の医師国家試験平均合格率は93%であり、過去5年間の全国平均合格率の90%を超えていることから一定の成果を得ている。医学研究科ではシラバスに明記された各科目の評価方法と評価基準を基に成績提出及び単位認定がなされており、学生の授業評価と照らし合わせても、現時点では概ね教育目標に沿った成果は得られている。修了者の中には、修了後間もなく教員として採用される実力を有する者も多数いる。学位審査は、マッチングシステムにより大学院分科委員会委員から選出された教員4名で公開審査を行っており、指導教員や共同研究者が審査委員になれないことも踏まえて、客観性及び透明性を保った審査が実施されている。また、大学院分科委員会で学位を授与できるものと議決するには、出席委員の3分の2以上の賛成が必要となり、無記名による投票をもって審議しており、学位論文として一定の水準を確保している。平成27年度からは、IF付きの学術雑誌に掲載された論文そのものを学位論文として提出することも可能としたことで、国際的に評価の高い発表が増加することが期待される。

歯学部では、歯科学統合演習の全学年縦断的な設置により、学生の学修達成度を一定の視点からの尺度であるが定量的に測る方法が確立すると想定される。平成26年度第6学年には先行導入されており、その結果に基づけば、学生の習熟度の確認の指標として有効であり、最新の第108回歯科医師国家試験（平成27年2月実施）においては、新卒者合格者を全国私立歯科大学4位という結果を出すことができた。この取組みのチューニングと改善によって、学力的に到達すべき具体的なレベルの明示、学生の学力向上、ディプロマ・ポリシーに適合するような学生の養成と卒業実績をあげるなどを実現できるのではないかと期待される。歯学研究科では、中間報告会の義務化及びIFの取得等で指標の一つとすることができているため、学位論文として一定の水準を確保している。今後についても単に継続

させて形骸化させるのではなく、実行性をもって取り組む必要がある。

生物資源科学部では、定期試験後の成績登録はWebを利用して行われるため、事務手続きの時間的な削減は達成され、学位授与手続きが適切に行うための確認等に対応できることとなった。生物資源科学研究科及び獣医学研究科では、博士後期課程においては、学位授与基準及び学位授与手続きは「日本大学大学院生物資源科学研究科における学位(博士)申請手続(申合せ)」に基づき、論文公表確認、専攻内、研究科おける発表会を実施しており客観性・厳格性は確保されている。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [船橋校舎]

短期大学部船橋校舎では、平常試験及び理解度確認テストにより、学生の学習意欲を持続させながら学習成果を測定することが可能となり、知識・技術の積み重ねによる反復的学習が特に必要となる分野・科目において著しい学習効果が認められるようになった。

2) 短期大学部 [湘南校舎]

短期大学部湘南校舎では、定期試験後の成績登録はWebを利用して行われるため、事務手続きの時間的な削減は達成され、学位授与手続きを適切に行うための確認等に対応でき効果が上がっている。

2 改善すべき事項

(大学)

1) 文理・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科

文理学部(含む大学院)では、学生の自己評価、卒業後の評価の実施を改善すべき事項としてあげているが、この点は、他学部・大学院研究科も改善していく必要がある。また同様のことは、学習成果及び目標達成度測定のための評価指標の開発にも言えよう。

芸術学部では、インターンシップ実施の拡充をあげている。

通信教育部では、通信教育という特殊性により学修が停滞してしまう学生に対する支援体制の充実が求められている。

大学院総合社会情報研究科には、博士後期課程在籍延長者のさらなる減少という課題がある。

2) 法・経済・商学部，法務研究科，知的財産研究科

法学研究科及び新聞学研究科では、一部の学生ではあるが、修士論文が完成しない学生が見受けられ、指導教授との関係がスムーズに行かないケースが出ていることから、指導教授の指導方法等をチェックする体制を検討する。

経済学研究科では、税法コース以外のコースでの教育体制、教育内容を充実させ、入学生を増やし、博士後期課程への入学者も増加させたい。

知的財産研究科では、知的財産専門職大学院認証評価結果によると、一部学生の研究成果が日本知財学会の年次学術研究発表大会において学生優秀発表賞を受賞しているものの、修了生全体の研究成果を修士論文から評価する限り、今後、さらに研究指導を充実させ、修士論文の質の向上を図ることが求められている。

3) 理工・生産工・工・薬学部

(大学)

卒業後の評価を行っていない学部がある。

(大学院)

博士課程前期及び後期課程修了者の評価を行っていない。

4) 医・歯・松戸歯・生物資源科学部

歯学部では、全学年縦断的な設置を行った歯科学統合演習には期待する部分が多いが、その成果を果実として確実に収穫するためには、学務委員会、学習指導委員会及び学習支援委員会で協働して検証、改善、実施のサイクルを実践する必要がある。

生物資源科学部では、機械的処理が増加したことにより、処理過程でのミスの発見を含めた確認作業の必要性が重要視されるため、更なるチェックシステムが必要と思われる。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [船橋校舎]

短期大学部船橋校舎では、「入学から卒業までの目標達成シート」が作られているが、より効果的な運用ができるよう実施体制の改善が求められる。また、学生の卒業後の状況については、学科として組織的に調査を実施しておらず、卒業研究の担当教員に委ねられている。

2) 短期大学部 [湘南校舎]

短期大学部湘南校舎では、機械的処理が増加したことにより、処理過程でのミスの発見を含めた確認の必要性が重要視されるので、その方策を設けなければならない。

(専門学校)

歯学部附属歯科衛生専門学校では、国家試験合格率、就職率ともに100%を目指していく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

(大学)

1) 文理・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科

文理学部では、「学生面談シート」の活用による退学者の減少が実現しており、今後のさらなる発展が期待される。

通信教育部では、卒業生の一部が再入学し、生涯学習の基点となる発展傾向が見出されている。

2) 法・経済・商学部，法務研究科，知的財産研究科

法学研究科及び新聞学研究科では、修士論文の中間報告会や修士論文予備審査といった修士論文に対する厳格化を進めているので、質保証を含め指導体制の充実・強化を図る。

経済学研究科では、複数指導体制を導入し、学会参加、報告に対して助成を行うなど、博士後期課程で課程博士を輩出できるよう研究指導体制を充実させており、研究意欲を醸

成している。

商学部では、ディプロマ・ポリシーが公表されているが、今後、教員・学生に対する周知徹底をより進める必要がある。商学研究科では、学位授与のための審査手続きは厳格であり、学位の質的保証がなされていると考えられるので、厳格な審査手続きを継続する。

法務研究科では、厳格な成績評価及び進級制度により、学生の学修成果を検証しながら、優秀な修了生を輩出すべく組織的な方策を実施していきたい。

知的財産研究科では、多くの優秀論文を輩出するよう、指導教授・副指導教授の複数指導体制を維持させ、論文指導での厳しい指導にて対応する。論文中間報告会や修士論文発表会の厳格評価における質の向上を図る。

3) 理工・生産工・工・薬学部

該当なし

4) 医・歯・松戸歯・生物資源科学部

医学部では、平成 27 年度から導入したカリキュラムに伴っての「進級判定・卒業認定制度」の見直しは実施しなかったが、旧カリキュラム、新カリキュラムともに成績不振者の基準を定めたことから、判定基準がより明確になった。しかし、今後の国の政策や医学教育の情勢によっては、適宜見直しが必要となる。医学研究科は客観性・厳格性・透明性をより重んじた学位論文審査を継続していくため、大学院分科委員会及び研究委員会が主導となり、「大学院医学研究科学位論文審査に関する内規」の見直しと検証し平成 27 年 4 月に改訂を行ったが今後も継続して検証を重ねていく。

歯学部では、効果のある事項及び改善事項にも述べた歯科学統合演習について、継続して検証を進めることで本学部の教育水準向上へつなげることができる。歯学研究科では、現状の取組について、常に検証を続け、形骸化させないようにしていくことが必要である。

生物資源科学部では、定期試験後のWeb成績登録により、単位修得状況がより早く把握できるようになり、事務的な軽減となり、卒業認定を適切に行うことにつながっている。生物資源科学研究科及び獣医学研究科では、博士前期・後期課程とも、研究科全体で行う論文発表会の実施は客観性・厳格性を確保するために効果が上がっている。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [船橋校舎]

短期大学部船橋校舎では、平常試験及び理解度確認テストについては効果を上げているが、実施してからまだ年数が浅いため、検証と改善が必要である。また、講義、実験、実習などの科目の特質に応じた、新たな評価手法の開発を検討していく。

2) 短期大学部 [湘南校舎]

短期大学部湘南校舎では、定期試験後のWeb成績登録により、単位修得状況がより早く把握できるようになり、事務的な軽減となり、卒業認定を適切に行うことにつながっている。

2 改善すべき事項

(大学)

1) 文理・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科

各学部・大学院研究科とも、学生の自己評価、卒業後の評価の実施、さらには学修成果及び目標達成度を測定するための評価指標の開発が検討されるべきであろう。

また、芸術学部のインターンシップの実施に関しては、写真・映画・デザインの各学科は正課授業として単位認定を行なっているが、さらに全学科での実施が求められよう。

通信教育部では、退学者の減少を目標に、支援体制の早期構築が求められる。

2) 法・経済・商学部，法務研究科，知的財産研究科

法学研究科及び新聞学研究科では、修士論文中間報告会や修士論文予備審査を行っているが、最終的に修了できない学生がいることから、論文指導の徹底を指導教授のもと副指導教授と連携させ行っていく。

経済学研究科では、博士後期課程から助手への任用を行っているが、今後もキャリアパスを開拓して博士後期課程の進学者を薦めるよう努めていきたい。

商学部では、成績評価に対する異議申立て制度があるが、今後この制度について見直しを行い、結果を公表するなどの方法によって、より透明性の高いものを目指すことも必要である。商学研究科では、審査に関し、より多彩な審査員を選出し、評価の透明性・公平性をより高めることも検討されるべきである。

知的財産研究科では、質の高い修士論文や研究発表ができるよう、指導教授が厳しい指導にあたり、指導教授と副指導教授が連携を密にし、論文指導の強化を図る。

3) 理工・生産工・工・薬学部

各学部においては、エンロールメントマネジメントの概念に基づき、卒業後の評価等について、検討を行う。

4) 医・歯・松戸歯・生物資源科学部

歯学部では、平成27年度から導入したStudent Sheet（いわゆる学生カルテ）を用いた定期面談の方式は応用の可能性を秘めているが、運用面では未だ試行過程にあるともいえる状況であり、定着させ実績を上げ、発展や応用を期するためには、マンパワーと強いマネジメントが依然必要な段階にある。歯学研究科では、研究科長を中心とした適正な学位授与の実施方法・指針について継続して取り組む必要がある。

生物資源科学部では、機械的処理が増加したことにより、処理過程でのミスの発見を含めた確認作業の必要性が重要視されるため、更なるチェックシステムが必要と思われる。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [船橋校舎]

短期大学部船橋校舎では、授業評価アンケート及び教員による授業参観の結果を授業改善に生かす方策について、現在教職員教育改善委員会を中心として検討を行っており、その結論を待って合意形成した上で具体的に実施していく。学生の卒業後の状況について、学科として調査・管理する仕組みを構築することが必要である。

2) 短期大学部 [湘南校舎]

短期大学部湘南校舎では、機械的処理が増加したことにより、処理過程でのミスの発見を含めた確認の必要性が重要視されるので、その方策を設けなければならない。

基準Ⅴ 学生の受け入れ

1. 現状の説明

1 学生の受け入れ方針を明示しているか。

[評価の視点]

- ・ 大学・学部・研究科等の理念・目的・教育目標に基づいた学生の受け入れ方針の策定とその明示方法
- ・ 当該課程に入学するに当たり、修得しておくべき知識等、学生に求める内容・水準の明示
- ・ 本学への入学を希望する障がいをもつ学生や社会人、外国人留学生等、多様な学生の受け入れ方針の策定とその明示方法

(大学)

1) 法・文理・経済・商・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科，法務研究科，知的財産研究科

文部科学省が「平成23年度大学入学者選抜実施要項」に入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の明確化を示したことを受けて、本学では、入学試験管理委員会の全学的なアドミッション・ポリシー策定のためのワーキンググループでの検討を経て、平成23年度に「日本大学入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」を策定した。各学部においては、入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）の中で求める学生像を明示するとともに、ホームページや学部案内（パンフレット等）、入試ガイド、入学試験要綱等を通じて入学志願者への周知を行っている。

ただし、総合社会情報研究科においては、人材の育成目的については明示しているものの、求める学生像（アドミッション・ポリシー）について特段の記載はない。

修得しておくべき知識等の内容・水準に関しては、入学試験方式ごとに設定されている出願資格や、学部ごとに明示されている教育理念・教育目標、入学前に取得した資格・技能に係る単位認定制度等により、受験生が理解できるよう配慮しているが、学部の合意として決定し、具体的に明示することは行われていない。

障がいのある学生の受入れに関しては、受験前に入学後の履修条件や施設設備（バリアフリーの有無等）の状況を説明し、本人の意思確認をおこなっている。障がいのある学生を受入れた場合には、委員会を立ち上げ対応しているが、一部の学部を除いて障がいをもつ学生に対する受入方針の策定とその明示は行われていない。

2) 理工・生産工・工・医・歯・松戸歯・生物資源科・薬学部

学生の受入方針（アドミッション・ポリシー）はいずれの学部においても策定されており、またホームページや紙媒体にて開示・公表されている。

入学するに当たり、修得しておくべき知識等、学生に求める内容については、取り分け推薦入試を選ぶ者に対して明示されているものの、求める水準・内容については具体的に明記しているとは言えない。

障がいをもつ学生や社会人、外国人留学生等、多様な学生の受入方針について、一部の学部（工学部、歯学部、松戸歯学部など）では障がいを持つ学生に対する受入方針を策定し明示しているものの、社会人や外国人留学生等に関する受入方針については言及されていない。

（短期大学部）

1）短期大学部〔三島校舎〕

入学案内はもとよりオープンキャンパスなどあらゆる機会を通じて、入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）を公開し、短期大学部の各学科が求める学生像と教育目標を明示している。修得しておくべき知識等の内容・水準に関しては、学部・大学院と同様に具体的に明文化されてはいないが、受験生が理解できるよう配慮している。また、入学前教育を実施することで、修得しておくべき知識等の内容・水準の再確認を入学者に対し求めている。

障がいを持つ学生の受入れに関する特別な規定は設けていないが、受験生との間で事前に面談等を実施し個別に対応している。

2）短期大学部〔船橋校舎及び湘南校舎〕

現状については、両校舎共に概ね学部と同様。

（専門学校）

学生の受入方針（アドミッション・ポリシー）はいずれの学部においても策定されており、またホームページや紙媒体にて開示・公表されている。

入学するに当たり学生に求める内容・水準については、具体的に生に欠く傾向が見て取れる。

障がいをもつ学生や社会人、外国人留学生等、多様な学生の受入方針について、点検・評価報告書に記載されていないため不明である。

<h2>2 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。</h2>

〔評価の視点〕

- ・ 学生の受入方針に基づいた学生募集方法、入学者選抜方法の適切性
- ・ 入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

（大学）

1）法・文理・経済・商・芸術・国際関係学部、通信教育部、総合社会情報研究科、法務研究科、知的財産研究科

新聞社等が主催する進学相談会への参加、東京12大学広報連絡協議会や東京・神田5大学広報会議等、同僚私立大学との連携による広報・学生募集活動を行っており、様々な形でのPR活動を全国展開している。また、従前より実施している高等学校や予備校等への個別訪問のほかに、近年外国人留学生に対する学生募集活動の一環として日本語学校への個

別訪問に力を入れている。

入学者の選抜については、アドミッション・ポリシーに基づき志願者の学習成果を十分に評価できるよう、一般入試のほか一般推薦、付属推薦、AO、社会人、校友子女入試等様々な入試を実施している。

入試問題の統一的な作成基準を示した「入学試験問題作成方針」並びに「入学試験におけるミスの防止等の方針」を本部において毎年定め、公正かつ適切な入学者選抜が行われるように努めている。各学部においても、入試問題作成委員会、入試管理委員会、入試委員会、教授会で入学者選抜について慎重に審議した後、最終的には学長が決定しているとともに、その透明性の確保についても、試験問題の管理体制、入学志願者の個人情報の漏洩防止を含めて適切かつ厳格に対処している。

2) 理工・生産工・工・医・歯・松戸歯・生物資源科・薬学部

各学部、アドミッション・ポリシーを作成し、求める学生像を学部案内やホームページ等に明示した上で、学生募集及び入学者選抜を実施している。その他、進学相談会やオープンキャンパスなどの機会にも個別に受験生の対応や周知に努めている。理工学部では、入学者数の割合を検討し、AO入試の募集人数を見直すなどの改善を図った。学生の受入方針に基づいた学生募集方法、入学者選抜方法については、多くの学部で適切性を肯定している。併せて、入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性についても、ほとんどの学部が適切であると評価している。しかしながら、その判断基準について具体的に記載した方がより説得力を有すると思われる。

また、成績開示請求への対応の有無については、一部の学部では開示する、しないの言及がないため、記述が望まれる。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [三島校舎]

大学・大学院と同様、学生の受入方針に基づいた学生募集が行われ、入学者選抜方法の適切性も保たれている。

三島校舎では国際関係学部と合同で実施されるオープンキャンパスに加え、学科ごとにミニ・オープンキャンパスを複数回開催することで、入学志願者に対する情報提供の機会を増やすとともに、AO入学試験等の学習意欲や目的意識を重視した選抜方法に力を入れている。

2) 短期大学部 [船橋校舎及び湘南校舎]

現状については併設する各学部にはほぼ同様である。

(専門学校)

現状については併設する各学部にはほぼ同様である。

3 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
--

[評価の視点]

- ・ 入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率の適切性
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の適切性

（大学）

1) 法・文理・経済・商・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科，法務研究科，知的財産研究科

大学においては，一部の学科に収容定員を若干下回ることもあるが，概ね適切な定員を満たしており，在籍学生数は収容定員に基づき適正に管理されていると言える。

大学院においては，一部の研究科を除き入学定員，収容定員ともに未充足な状態が続いている。定員の見直しや学費の減額改定等を実施することで一定の成果をあげている研究科もあるが，パンフレットの作成や進学相談会の開催等の入試広報の強化が求められている。

2) 理工・生産工・工・医・歯・松戸歯・生物資源科・薬学部

入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率の適切性については，いずれの学部においても適切であると言える。各学部とも入学者比率，在籍学生数の過剰・未充足などに配慮しながら，適切な定員管理に努めている。特に医歯系学部は，国の政策や関係諸機関からの要請により，定員の変更等を受けながらも在籍者数が過剰とならないように管理している。一方で点検・評価報告書には収容定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の適切性について，具体的な記載がなされていないため，各学部共に極端な過剰・未充足が見られていないからと解釈される。しかしながら，入学後の成績あるいは退学や留年の状況など，学生の受入れは入学後の成績等の相互フィードバック，相互関連性の解析を経るといふ，いわばPDCAサイクルという観点から評価することが本来望まれよう。

（短期大学部）

1) 短期大学部〔三島校舎〕

三島校舎では，ビジネス教養学科，食物栄養学科ともに，ここ数年入学定員，収容定員ともに未充足な状態が続いている。ビジネス教養学科においては平成24年度に定員の見直しを行うとともに，編入学に関する受験生への情報提供を強化する等，広報活動の改善を図ってはいるものの，志願者数は依然として減少傾向にある。

2) 短期大学部〔船橋校舎及び湘南校舎〕

入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率の適切性について，湘南校舎においては直接的に言及されておらず，現状について把握できない。

（専門学校）

入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率の適切性について，概ね充足しているものと判断されるが，歯学部附属歯科技工専門学校においては定員を充足しておらず，その充足率は約64%となっている。

4 学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

[評価の視点]

- ・ 学生募集及び入学者選抜について検証する仕組みの確立とその適切性

(大学)

1) 法・文理・経済・商・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科，
法務研究科，知的財産研究科

本部では志望者動向把握のため、当該年度の入学志願者・合格者の実態を調査し、その結果をデータ編及び解説編として報告書にまとめている。また、各学部・研究科では、入学試験管理委員会及び入試情報分析委員会において入試結果の分析を行ったうえで、入試制度の改善と新たな入試制度の計画等を教授会の審議等を経て策定している。

問題の適切性や問題の質等について検証するため、3月末に各学部等の教員で構成される入試問題検討委員会を開催し、教科科目ごとに出題内容と難易度、出題形式、出題数と時間等について検証している。問題冊子及び解答用紙のレイアウト・字体・設問の仕方等、試験問題の内容以外の事柄に関する全般的な検討も行っている。その検討結果は入試問題検討結果報告書として取りまとめられ、次年度以降の入学試験問題作成の参考としている。

2) 理工・生産工・工・医・歯・松戸歯・生物資源科・薬学部

学生募集及び入学者選抜について検証する仕組みの確立とその適切性については、いずれの学部においても入試管理委員会等の組織で審議・検討されていると評価している。さらに大学本部の入学試験問題検討委員会などの検証も踏まえながら、入試の種類、募集人数の適切性などを検討している。しかしながら、いずれの学部においても仕組みはあるものの、自ら適切であるとする判断の根拠が具体的に示されておらず、点検・評価報告書で言及していくことが望まれる。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [三島校舎]

大学・大学院と同様の検証のための仕組みを持ち、学生募集及び入学者選抜は行われている。さらに、三島校舎においては過年度の入学選抜の実績だけでなく、外部機関等からの情報、高等学校等からの意見を参考に、入試管理委員会において翌年度の入学試験募集要項を検討している。

2) 短期大学部 [船橋校舎及び湘南校舎]

大学の現状にほぼ同様。

(専門学校)

大学並びに短期大学部の現状にほぼ同様。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

(大学)

1) 法・文理・経済・商・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科， 法務研究科，知的財産研究科

学部全体では，平成23年度入試から導入した一般入試N方式の志願者数が大幅に増加し，
本学におけるシンボリックな入試として定着したと言える。

法学部では，入学試験方法ごとにアドミッション・ポリシーに合致した学生が入学して
いるかについて入学後に追跡調査が実施され，その結果を学生募集及び入学者選抜にいか
ずことができるようになった。

経済学部・商学部では，「『障がいのある受験生』及び『障がいのある学生』への支援
の基本方針」の作成やボランティア活動の活性化等を進めることで，障がいを持った学生
の受入体制を整備している。平成27年度には経済学部にも重篤な障がいを持った学生が入学
した。

国際関係学部では，AO入学試験の出願要件を明確にし，出願方式別に試験内容を変えた
ことで，受験者が学業以外で修得した資格・能力を持って受験できるようになり，目的意
識の高い受験生が増加した。

通信教育部では，大学中退者や専門学校修了者等の受入れを積極的に行うとともに，通
信制や定時制高等学校への学校訪問を増やすことで入学者を増やしている。

芸術学研究科では，平成26年度に学費の減額改定が行われ，微増ではあるが受験生の増
加につながっている。

法務研究科では，広く社会で活躍する有職者を対象に，退職することなく司法試験受験
資格を取得することができるよう，平成27年度から夜間・土曜日に授業を開講するととも
に，職業を有していること等の事情により学習時間の確保が困難な学生のために標準修業
年限を超えて履修できるよう長期履修学生制度を導入することで，入学志願者の増加を
図っている。

2) 理工・生産工・工・医・歯・松戸歯・生物資源科・薬学部

効果が上がった事項をピックアップすれば以下のとおりである。すなわち，アドミッシ
ョン・ポリシーが浸透してきた（医学部），定員超過していない，もしくは安定した入学者
数を保っている（生産工学部，工学部，医学部，歯学部）。のみならず偏差値も上昇する傾
向にある（生物資源科学部）など。ただ，この上昇傾向は喜ばしいものの一般入試で入学
する学生の学力と指定校制ないしは付属特別推薦などの制度で入学するものとの成績の間
に大きな隔たりが生まれていることは問題視しなければならない。

(短期大学部)

1) 短期大学部〔船橋校舎及び湘南校舎〕

船橋校舎では学生定員が適切に管理されている，湘南校舎においては社会的評価が高く
なると記載されている。社会的評価が高いことは具体的には何を意味するのか？また，
高くなった要因は何か？などの分析が待たれる。

(専門学校)

看護専門学校では推薦入試に志願者数が増加している。歯科技工専門学校では新たに指定校推薦ならびに AO 入試を導入した結果、入学者が微増。歯科衛生専門学校では、志願者数が増加傾向にある。

2 改善すべき事項

(大学)

1) 法・文理・経済・商・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科， 法務研究科，知的財産研究科

各学部とも、受験適齢人口のより一層の減少が見込まれる中で、社会経済の変化に伴う教育ニーズとの間のミスマッチを生じさせることのないよう、より一層の改善・改革に向けた取り組みが求められていると言える。

多様な学生の受入れを図るために入学試験制度は多様化したがるが、その結果、入学試験方法の違いから受け入れた学生の能力に差が生じている。各学部において、入学前教育や初年次教育を充実させるとともに、留年者や卒業延期者に対するきめ細かな教育指導を行うことで対応しているが、入試方法の違いによる入学者の水準を均質化するためには、入学にあたり修得しておくべき知識等の内容・水準について、それぞれの入学試験ごとに明示できるよう検討しなければならない。

さらに、定員超過率の上限引き下げの方針に対し、入学定員の過剰又は未充足に関する適切な対応を図るため、本部における入学者選抜に係る合格内申手続のチェック体制を見直す必要があるとともに、「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育，大学教育，大学入学者選抜の一体改革について（平成26年12月22日付，中教審第177号）」を受け、アドミッション・ポリシーをあらためて見直し，全学一体となった入試改革について検討しなければならない。

大学院においては、一部の研究科を除き志願者の減少が続いているので、学生獲得のために広報活動の検証を行う必要がある。

2) 理工・生産工・工・医・歯・松戸歯・生物資源科・薬学部

これらの学部からはアドミッション・ポリシーの見直し（工学部，松戸歯学部）が挙げられている。その他の学部からは改善すべき事項に対して、特に言及していないが、例えば、基礎学力が十分にともなった生徒を果たして入学し得ているのか，入試制度と入学後の成績など追跡調査し，その上で制度と入学後の成績との相関性など分析がなされているのか，などの観点から検証することが学部の教育力向上と適正な学生受け入れにつながる方策として考えられる。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [三島校舎]

三島校舎においては、課程修了にあたって修得することが求められる学習成果が明示された学位授与の方針（デュプロマ・ポリシー）が策定されていないので、学科の特性が反映された具体的な表現となるよう作業を進めることが求められている。なお、その際には、学生の受入方針（アドミッション・ポリシー），教育課程の編成・実施の方針（カリキュ

ラム・ポリシー），学位授与の方針（デュプロマ・ポリシー）を一体のものと考え、全体の整合性がとれるよう相互の関連を重視しなければならない。

2) 短期大学部〔船橋校舎及び湘南校舎〕

両校舎共に“特になし”との評価である。この点については上記のコメントに同じ。

（専門学校）

看護専門学校では”特になし“。歯科技工専門学校では定員充足率（64％）を増やす必要がある。歯科衛生専門学校でも定員充足率を100％にすることを目指す。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

（大学）

1) 法・文理・経済・商・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科，法務研究科，知的財産研究科

各学部とも，受験産業関係者や高等学校教員との情報交換だけでなく，高校訪問，学部説明会，模擬授業への講師派遣等の受験生に直接アピールすることのできる活動に力を入れている。これらの場において，就職状況をはじめとするさまざまな教育効果に関する情報や，障がいを持った学生の受入体制に関する情報等を積極的に発信している。また，合格者に対する入学前準備教育を充実させることで，入学試験方法の違いから受け入れた学生の能力に差が生じている問題に対応している。

法学部や商学部では，入学試験形態別に追跡調査を実施しデータを積み重ねることで，翌年度の入学試験実施計画の立案に役立てている。

2) 理工・生産工・工・医・歯・松戸歯・生物資源科・薬学部

生産工学部では，入学者の学業成績と入学試験の種類を照合し，各入学試験に於ける募集人員の適切性を検証する。工学部では，新たに策定するアドミッション・ポリシーに合致した学生の獲得に専念している。他の学部においては「点検・評価」で「効果が上がっている事項」として記載した事項について，さらに伸張させるために必要な（又は望まれる）方策の記述や適切な回答例が見られないため，具体的な方策等について学部での考えがあれば報告書への記載が望まれる。

（短期大学部）

1) 短期大学部〔船橋校舎及び湘南校舎〕

大学と同様に「点検・評価」で「効果が上がっている事項」として記載した事項について，さらに伸張させるために必要な（又は望まれる）方策を記述すべきところにも拘らず，適切な回答例がほとんど見られない。

（専門学校）

看護専門学校では学生募集に広報活動を行い，歯科技工専門学校では指定校の数を増や

し志願者像へとつなげる。

2 改善すべき事項

(大学)

1) 法・文理・経済・商・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科， 法務研究科，知的財産研究科

受験生の情報収集手段が紙媒体からインターネットに移っていることを考えれば，入試広報のキーはホームページの内容充実である。学部・学科ごとに明確なアドミッション・ポリシーを明示するとともに，入学するに当たり修得しておくべき知識等，学生に求める内容・水準の明示ができるよう，入学試験管理委員会内にワーキンググループ設置し，その方向性と具体的な方策について，全学一体の入試改革について検討する予定である。

2) 理工・生産工・工・医・歯・松戸歯・生物資源科・薬学部

「点検・評価」で「改善すべき事項」として記載した事項について，必要な改善方策を記述すべきところにも拘らず，わずかに工学部の新たなアドミッション・ポリシーの公表を準備すると回答した以外では“特になし”または無回答が目立った。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [三島校舎]

短期大学部三島校舎では，入学定員・収容定員ともに未充足な状態が恒常化していることから，上記の大学同様の改善策を検討するとともに，多様化しすぎた入試種別の統合ならびにその実施時期についても検討し，より一層の広報活動の強化に努めなければならない。「2018年問題」の影響を考えるとますます入学定員の確保が困難になることが予想されるため，三島校舎においては短期大学の使命である短期職業人育成の観点から，特に静岡県内の受験者に対する募集活動に力を入れる必要がある。

2) 短期大学部 [船橋校舎及び湘南校舎]

大学と同様，「点検・評価」で「改善すべき事項」として記載した事項について，必要な改善方策を記述すべきところにも拘らず，回答されていない。

(専門学校)

歯科技工専門学校では，さらなる学生確保のために進学相談会，学校見学会などの実施，高校訪問，ダイレクトメール発送数の増加など募集体制の強化，歯科衛生専門学校では退学者の防止策を検討する。他には，“特になし”との回答。

基準Ⅵ 学生支援

1. 現状の説明

1 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

[評価の視点]

- ・ 学生に対する修学支援，生活支援，進路支援に関する方針の明確化
- ・ 修学支援，生活支援，進路支援に関する方針の教職員間での共有方法

(大学・短期大学部・専門学校)

○学生に対する修学支援，生活支援，進路支援に関する方針の明確化

本学では，学生担当の副学長を置き，各各部の学生担当（学生生活委員会委員長），学生支援部課長以上の役職者，及び学生担当課長を構成員として，日本大学学生生活委員会（以下「本部学生生活委員会」という）を組織し，当該委員会において，学生に対する修学支援及び生活支援を中心に，それと密接に関連する進路支援についての全学的な方針を審議している。

また，本部学生生活委員会委員だけではなく，学部学生生活委員会委員も含めた研修会を隔年開催し，学生の気質の変化に伴う修学及び学生生活面の対応について集中的に検討することで，学生の修学・生活・進路支援に関する方針の検討に役立てている。

各学部においては，学生生活委員会を組織し，学部に固有の方針及びさまざまな課題を審議し，学部要覧，学生手帳，学部ホームページ，学部ポータルサイト，キャンパスガイド等において，学部に固有の修学・生活・進路支援に関する情報を提供している。

○修学支援，生活支援，進路支援に関する方針の教職員間での共有方法

本部学生生活委員会においては，年度 10 回の定例会議を開催し，学部を横断する全学的な学生生活支援を中心に細かく審議し，学部間の連絡・調整機能をも合わせ持たせることで，教職員間における全学的な課題の共有化を図っている。

また，本部学生生活委員会委員及び学部学生生活委員会委員も含めた研修会において，新しい課題等について教職員間での情報共有に努めている。

各学部においては，月 2 回程度の定例学生生活委員会において，学生生活支援を中心とした課題を審議し，教職員間での情報共有が必要な事項については教授会等において報告するなど意思疎通を図っている。

学部によっては，学生カルテシステムを導入し，修学支援，生活支援，進路支援についての教職員間での共有を図り，学生が学修に専念し，安定した学生生活をおくることができるように努めている。

なお，本学では，全学的な学生生活実態調査を昭和63年度から 3 年ごとに実施し，授業，学生生活充実感・満足度，学外の勉学行動・課外活動，不安・悩み，アルバイトと奨学金，入学から現在までの意識・行動，卒業後の進路についての総合的な分析を行い，学生の修学・生活・進路支援に役立つ情報分析をトータルに実施し，教職員間における情報共有を

図って、学生指導の向上に利用している。

2 学生への修学支援は適切に行われているか。

[評価の視点]

- ・ 奨学金等の経済的支援措置の適切性
- ・ 障がいのある学生等サポートが必要な学生に対する修学支援措置の適切性

(大学・短期大学部・専門学校)

○奨学金等の経済的支援措置の適切性

本学独自の奨学金等の経済的支援措置として、第1に特待生制度がある。当該制度は、成績優秀で品行方正な2年生以上の学生を対象とし、甲種と乙種に分かれている。甲種は授業料1年分及び図書費、乙種は授業料1年分を給付している。

第2に本部主管の給付型奨学金として、古田、ロバート・F・ケネディ奨学金、日本大学エヌドット奨学金、日本大学アスリート奨学金、日本大学附属高等学校等出身アスリート奨学金、日本大学事業部奨学金、小澤奨学金、オリジナル設計奨学金、日本大学創立100周年記念外国人留学生奨学金がある。

また、学部ごとの奨学金も多数あり、本学全体で70種類を超える奨学金がある。このほか、平成26年度には学外からの給付型奨学金として59団体、貸与型奨学金として72団体から受けている。これらの奨学金は、経済的困窮学生に対する支援はもちろんのこと、経済的支援が必要な成績優秀学生、さらには国家試験、スポーツ、社会貢献等で顕著な成績を取めた学生に対しても給付している。

東日本大震災への対応としては、平成23年度から、東日本大震災被災者に対し、授業料等の減免を行っており、被災された在学生等が勉学の機会を失わないようにするための措置を講じている。その具体的内容としては、学費支弁者の死亡又は学費支弁者が居住する家屋の全壊、全焼若しくは流失、半壊若しくは半焼の場合に授業料等（授業料、施設設備資金、教育充実料及び実験実習料）の全額免除又は半額免除を行っている。なお、福島第一原子力発電所事故についても警戒区域又は計画的避難区域に学費支弁者が居住している場合は、授業料の全額免除（避難が6か月を超えた場合）を行っている。

○障がいのある学生等サポートが必要な学生に対する修学支援措置の適切性

障がいのある学生に対する修学支援については、障がいの程度やさまざま個別的な事情に基づいた対応をせざるを得ない面が強い。そのため、状況に応じて、各学部の学生生活委員会及び学生課を中心として、学内各部署、関連教職員が連携して、支障なく学修が行えるようにしている。

また、入学試験時においても申出により、別教室を用意するなど、可能な限り細かな対応を行っている。

これまでの対応としては、聴覚障害等のある学生に対してノートテイクを用意するなどの対応を行ってきたり、バリアフリー化ができていない場合には、各学部の学生生活委員会、学生課、保健室、関連教職員等が連携して対応に当たっている。

また、理系学部を中心に、スロープ、手すり、引き戸、エレベータ内ミラー、障がい者

用トイレ、点字ブロックなどのバリアフリー対策を進めつつある。

3 学生の生活支援は適切に行われているか。

[評価の視点]

- ・ 心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮とその適切性
- ・ ハラスメント防止のための措置

(大学・短期大学部・専門学校)

○心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮とその適切性

本学では、学生相談センターを設置し、全学学生を対象にカウンセラー（臨床心理士）による心身の健康保持・増進及び安全・衛生に対する支援を行っている。各学部へカウンセラーを派遣し大学全体の相談体制の充実も図っている。

本センターでは、学生の保護者や教職員からの相談にも対応することで多角的に学生を支援できる体制を整備している。また、当センターでは、メンタルヘルス調査を各学部に対して実施し、心身の健康に対する自己管理の促進及び問題の早期発見・早期支援に繋げている。

教職員には対しても、学生相談に関する研修やシンポジウム（テーマ：発達障がい学生への支援、学生の自殺、アンガーマネジメントなど）を開催し、学生支援の資質向上を図ると同時に、カウンセラーとの交流や意見交換の機会を設け、学生支援に関する共通理解の促進と連携強化に努めている。

特に、基本的な学生対応の技能と知識を習得する「日本大学インターカー」の養成は、多様な学生への適切な支援の基礎となる人材育成のシステムであり、教職員全体で学生を支援する体制の充実に寄与している。

各学部には、保健室の他、学生相談室が設置されており、医師、看護師、カウンセラーが協働しながら対応している。保健室担当者は、各年度に2回、学内保健室担当者連絡会に参加することになっており、学外の研究会への参加の機会も設けている。これらにより学部間の情報交換や保健室業務の質の向上にも努めている。

なお、本学では、NU祭等の全学的行事、全学部が参加する日本大学体育大会（大学の部11種目）等の課外活動を通じて、心身の健康保持・増進にも努めている。さらに、本部管理の厚生施設軽井沢研修所（収容人数304名、宿泊部屋数76室、研修室等11室、多目的コート・グラウンド）、及び塩原研修所（収容人数128名、宿泊部屋数26室、研修室等6室、多目的コート）をはじめ、各地に学部所管の研修所も有しており、広く全学学生に開放している。

○ハラスメント防止のための措置

本学では、人権侵害の発生を防止するとともに、人権侵害に関する救済及び問題解決を適正・迅速に実施し、学生及び教職員が、公正かつ快適に学び、教育研究を行い、働くことができる良好な就学・就業環境を維持向上していくために、「日本大学人権侵害防止ガイドライン」及び「セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針」を定めている。

また、人権侵害の防止・解決を目的とする、内外から干渉を受けない独立した体制とし

て、「人権侵害防止委員会」、「人権救済委員会」、「人権相談オフィス」の3部門から構成される人権侵害防止・解決体制を設置している。これらの部門は、相互に連携を図った上で、防止、啓発活動及び問題の解決に取り組んでいる。

人権侵害防止委員会では、毎年度、人権侵害防止及び人権意識啓発のためのリーフレット・ポスターを作成して学生及び教職員全員に配布・周知しているほか、学内外の関係分野の専門家である人権アドバイザーが各学部等を巡回し、教職員を対象とした人権侵害等に関する講演会を実施している。

4 学生の進路支援は適切に行われているか。

[評価の視点]

- ・ 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施状況と適切性
- ・ キャリア支援に関する組織体制の整備
- ・ 関連する国家試験に対する支援体制

(大学・短期大学部・専門学校)

○進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施状況と適切性

学生の進路支援については、全学部において共通の初年次教育プログラムにおいて、進路選択、キャリア形成についての内容を取り上げて、早い段階から指導を行っている。

また、複数学部において、キャリア形成論、キャリアデザイン、リーダーシップ養成等の独立科目を設置して、カリキュラムのなかで体系的で専門的な内容を学べるようになっている。

さらに、一部の学部では、早期におけるキャリア教育による動機付けや進路選択の方向付けの重要性から、入学時に就職ガイダンスを実施し、個々の学生が将来の希望進路を明確にすることで、学生時代に必要なスキルアップをイメージさせるための内容となっている。

このように、各学部においてそれぞれの学部特性を生かした指導を行っているが、全学的には就職情報サイト「NU就職ナビ」を用意して（一部の学部では独自の就職情報サイトも用意している）、学生の便宜を図ると共に、本学の教育理念である「自主創造」の下、約110万人にも及ぶ卒業生のネットワークを生かして、自ら行動し、リアルなコミュニケーションを行うことを推奨している。

○キャリア支援に関する組織体制の整備

就職・キャリア支援を総括する組織としては、全学部の就職委員長及び就職指導課長で構成される就職委員会があり、全学における就職関係の各種問題の検討や方針の決定等を行うことで、全学部が共通の意識をもって学生の指導に当たっている。

各学部には就職を支援する委員会組織が設置されており、学生に対する各種ガイダンスの他、求人情報の公開、応募相談、学内選考、推薦、企業等との交渉活動などを行っている。

なお、キャリア支援に関する組織体制としては、就職委員会・就職課等を主管としつつも、学務委員会・教務課、学生生活委員会・学生課等とも、必要に応じて連携を図ってい

る。

○関連する国家試験に対する支援体制

本学では、全学部共通の支援体制として、日本大学公務員試験支援センター運営委員会を設置し、4つの学部にはブランチを設置して所属学部を問わず受講できる講座を運営している。また、各種セミナーや模擬試験、合宿を行うと共に、国家公務員総合職合格を目指す学生を対象としたコースを設置し、合格者の増加を目指している。

多くの学部では、それぞれの学部の特性を生かした国家試験に対する支援体制を整えている。本学では、学部の多彩さから、きわめて多くの講座が設定されており、カリキュラムと連携した講座、卒業生や実務家による指導講座、専門学校との協力講座などがある。

また、複数学部では、国家試験のための奨学金（成果主義による奨励金を含む）を用意して、合格者の増加に努めている。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

（大学・短期大学部・専門学校）

○方針の明確化と共有について

本学では、学部ごとに学生生活委員会を設置しているのみならず、本部学生生活委員会において全学的視点からする課題及び学部間に共通する課題を点検・審議し、各学部にはフィードバックすることで、修学支援、生活支援、進路支援に関する方針が展開される仕組みとなっている。

また、過去9回の学生生活実態調査の実施に際しては、原則として質問内容の変更を極力行わないことにより、学部ごとの比較に加えて経年による比較分析ができるようデータ収集を行っている。調査結果は各学部にもフィードバックし、大学ホームページにも掲載し公表している。

○奨学金等による修学支援について

奨学金等による修学支援状況については、日本学生支援機構奨学金を利用している学生が平成26年度23,060人であり、在籍学生数に対する貸与率は約30%となっている。加えて、日本大学エヌドット等の大学独自の給付型奨学金については、平成26年度251名に給付している。

学部ごとの奨学金も含めると70種を超え、経済的困窮学生に対する支援はもちろんのこと、成績優秀学生、さらには国家試験、スポーツ、社会貢献等で顕著な成績を収めた学生に対しても給付している。

○心身の健康保持及び人権保護による生活支援について

学生の健康管理に関しては、平成21年に作成した保健室業務の手引書により、全学的な保健室業務の質の向上と安定化が図られている。

また、人権に対する意識向上を図るために、平成23年度から人権啓発ポスターコンクールを実施している。例年100件を超える応募があり、最優秀作品を大学内における人権啓発ポスターとして活用し、学内や校内に掲示することにより、教職員や学生・生徒の人権意

識向上の一助となっている。

○キャリア支援等による進路支援について

進路支援については、各学部における早期のキャリア支援等の実施に伴い、積極的にインターンシップに参加したり、キャリアを身につけるイベントに参加することで、早期に就業意識を持つ学生は以前より増加しており、就職率の増加にも寄与している。

また、公務員試験支援センターの各種行事への参加者数は年々増加しており、本学の進路支援が公務員志望者数の増加にも寄与しているものと思われる。

2 改善すべき事項

(大学・短期大学部・専門学校)

○方針の明確化と共有について

本部学生生活委員会において、学生に対する修学支援及び生活支援を中心に全学的な方針を審議しているが、全学的な基本方針が必ずしも明確になっているわけではない。修学・生活・進路支援については、さまざまな課題が複雑に絡み合っているため、包括的な方針の策定は難しいが、具体的な対策を展開するためのベースとなるべき基本方針は明確化しておく必要がある。

○奨学金等による修学支援について

経済的困窮学生に対する奨学金制度はかなり充実しており、東日本大震災に伴う授業料等の減免措置もあるが、その他突発的な自然災害を想定した包括的な奨学金制度の検討が必要である。

また、障がい学生に対する対応が学部によってまちまちであり、具体的な対策が進んでいる学部とそうでない学部がある。障がいといってもさまざまなケースが考えられ、個別の対応が必要とされるが、残念ながら受け入れてから対応を考えるという姿勢がないわけではない。

○心身の健康保持及び人権保護による生活支援について

心のケアが必要な学生は増加傾向にあるが、問題が顕在化する前の段階で対応できる体制が手薄である。最近では、修学の状況、経済的問題、就職活動上の悩み等が原因となっている場合もあるので、各学部において、学務委員会、学生生活委員会、就職委員会等が連携して対応できる体制の構築が必要である。

また、平成26年度における大学全体の人権相談オフィスに寄せられた相談件数は84件で増加傾向にある。申立て件数は19件で前年度に比べて減少しているが、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントに関する相談件数が増加傾向にあることを踏まえると、更なる意識啓発が必要である。

なお、本部の厚生施設である軽井沢研修所及び塩原研修所は、東日本大震災直後に下がった利用者数も年々回復しているが、更なるサービスの向上や利便性を図ることで、利用者の満足度の向上につなげる必要がある。

○キャリア支援等による進路支援について

キャリア支援については、就職委員会・就職指導課を中心としたガイダンスと、独立科目を設けたカリキュラムに組み込まれた指導體制とがあるが、現在のところ必ずしも有機的な連携がとられているとは言い難い現状にある。

また、学生に対する情報提供を一層充実させるため、本学の就職情報サイト「NU就職ナビ」の利用度をよりさらに高める必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

(大学・短期大学部・専門学校)

○方針の明確化と共有について

本部と各学部、及び各学部間の情報共有のためのネットワーク作りによって、「本部学生生活委員会における基本方針の審議⇒それを踏まえた各学部における展開⇒各学部における課題の整理・検討⇒本部学生生活委員会へのフィードバック」からなる学生支援のための質保証のサイクルが、今後、より一層スムーズかつ適時に行われるような仕組み作りが望まれる。

また、すでに学生生活実態調査の結果を大学ホームページにも掲載し公表しているところであるが、本学利害関係者や社会に対するアカウンタビリティ、及び入学志願者の増加という観点から、学生支援に関する大学としてのさらなる情報開示を進めることが望ましい。

○奨学金等による修学支援について

奨学金等による修学支援については、大学全体としての実態把握をさらに進め、必要に応じた金額とタイミングで対応できる体制の構築が望まれる。また、スポーツ、社会貢献等で顕著な成績を収めた学生に対する給付の充実も望まれる。

○心身の健康保持及び人権保護による生活支援について

学生の健康管理に関しては、全学的なネットワークにより情報共有を図り、ニーズに応じた無駄のない対応が可能となる工夫が望まれる。

また、人権啓発ポスターコンクールのみならず、さまざまなソフト面での対応を進め、人権に対する関心をさらに高めることによって、今後も継続して実施することで人権に対する意識向上に努めることとする。

○キャリア支援等による進路支援について

学部ごとの特殊性を生かしつつ、全学的な情報共有と情報提供、及び本学の卒業生ネットワークを生かしたキャリア支援、就職支援を進めることで、より就職率を高めることができるものと思われる。

2 改善すべき事項

(大学・短期大学部・専門学校)

○方針の明確化と共有について

学生支援に関する全学的な基本方針を文書化することで、全学的な観点からする審議に役立てることができ、大学全体としての対応を明確にすることができる。包括的な方針の文書化は難しいが、基本方針は文書化しておく必要がある。

○奨学金等による修学支援について

今後想定される大震災等の突発的な災害を想定した包括的な奨学金制度の検討を進めてゆく必要がある。

また、障がい学生へに対応については、バリアフリー等の物理的対策のみならず、ピアサポートやボランティアによるサポート等のソフト対策もあわせて組み合わせた仕組みの構築が必要である。

○心身の健康保持及び人権保護による生活支援について

心のケアが必要な学生に対してできるだけ早期の対応が可能となるよう、各学部の関連委員会が連携して情報共有に努め、学生の修学、生活、進路等についてのさまざまな悩みを受け付けたり、場合によってはプル型（待ちの姿勢ではなく、問題のある学生への声掛けや呼出し）の指導を行える組織を構築して対応することも必要である。

加えて、現在の日本大学インターカー取得者の増員を図り、その機能を学生支援に結び付けるための仕組みの構築も有効と思われる。

また、引き続き人権侵害防止及び人権意識啓発のためのリーフレットを作成・配布するとともに、各学部に定期的に巡回講演会を開催するよう働きかける。

なお、軽井沢研修所及び塩原研修所については、永年使用による劣化があり、建物の改修工事等を適宜行い、また機器備品の交換等も早めに行うことで、利用者の満足度を図る必要がある。

○キャリア支援等による進路支援について

キャリア支援については、各種ガイダンスと、授業科目としてのキャリア支援との有機的な連携がとれるような工夫を進める必要がある。

また、「NU就職ナビ」の利用度をより一層高めるため、内容の充実についても進めてゆく必要がある。

基準Ⅶ 教育研究等環境

1. 現状の説明

1 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

[評価の視点]

- ・ 学生の学修及び教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化，教職員間での共有方法
- ・ 校地・校舎・施設・設備に係る大学・学部等の整備計画
- ・ 未使用校舎・講堂等の有効活用計画

(大学)

本部，14学部，通信教育部，3研究科は，校舎はそれぞれ独立してはいるが，教職員間で課題を適格に共有し，明確に打ち立て教育環境整備を行っている。

校地・校舎・施設・設備に関しては，老朽化対応の為に改築・建て替えを，年次計画を適切に立案して，着実に実施している。現有の校地・施設の有効活用も進んでいる。

(短期大学部)

2短期学部も，適切な現状認識のもと，それぞれの課題を教職員間で適格に把握し，教育環境整備計画を立案，実行している。

2 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。

[評価の視点]

- ・ 校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成
- ・ 校地・校舎・施設・設備の維持・管理及び安全・衛生・防犯・防災に関する責任体制の確立とシステムの整備状況
- ・ 施設・設備面におけるバリアフリーの整備状況

(大学)

校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成は，学生の安心・安全を視野に現在進行中であつたり，計画立案済みである。

校地・校舎・施設・設備の維持・管理及び安全・衛生・防犯・防災に関する責任体制の確立とシステムの整備状況は，歴史ある我が大学共通の悩みである校舎の老朽化対策が大きな課題である。各学部とも未来志向で順次着実に対応している。

施設・設備面におけるバリアフリーの整備状況は，建築基準に準拠した形で施設を構築し，設備を完備している。

(短期大学部)

何れの課題にも対応するように整備・完備したり，計画立案中である。

3 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

[評価の視点]

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の体系的整備及び量的整備の適切性
- ・ 図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置状況
- ・ 開館日・時間、閲覧座席数、情報検索設備などの利用環境とその適切性
- ・ 国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

(大学)

図書、学術雑誌、電子情報等の体系的整備及び量的整備の適切性に関しては、学問領域の拡大に伴い、資金や保存・保管の難問を抱えながらも暫時進行しており、現状では適切と判断できる。

図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置状況及び、開館日・時間、閲覧座席数、情報検索設備などの利用環境とその適切性に関しては、文系・理系・医学系・芸術系でそれぞれ異なった課題を抱えており難しい現状といえるが、精一杯の努力をしていると判断できる。

(短期大学部)

課題それぞれに学部と協力体制をとって適切に対応している。

4 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

[評価の視点]

- ・ 教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況
- ・ ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA)、技術スタッフなど人的配置の適切性
- ・ 教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保
- ・ 研究成果を発表する機会の確保、支援措置の適切性

(大学)

教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況は、学部の特徴を活かした整備が行われている。学問領域の拡大、社会の要求に応える努力を迫及した計画の実行を視野に入れた展開が行われている。

ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA)、技術スタッフなど人的配置の適切性に関しては、人材の確保に苦勞している学部も見られるが、概ね教育・研究に支障が出ない範囲で適切である。但し、社会環境特に雇用に関しての状況からみると、今後に関しては人材確保に厳しさが感じられる。

教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保は、多くの学部で十分に確保できていない。

研究成果を発表する機会の確保、支援措置の適切性は、多くの学部で適切に行われているが、やはり教員個人の意欲に委ねている部分が多いのも現実のようだ。

(短期大学部)

上記視点の4項目は、学部と同様な課題を抱えている。特に教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保は、それを目指しての全体の努力・協力体制作りに工夫がなされているようである。

5 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

[評価の視点]

- ・ 研究倫理に関する学内規程・内規等の整備状況
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営状況の適切性

(大学)

研究倫理に関する学内規程・内規等の整備状況は、しっかりと考察され整備されている。特に生命に関する諸要件に関しては、現状において充分すぎる考察の元整備が進んでいる。

研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営状況の適切性は、規定・内規等と同様に適切に行われている。

(短期大学部)

大学同様に、整備・設置・運営がなされている。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

(大学)

・本部

重要整備計画の実現は、安心・安全を確保するためには重要なことである。また、現実的なことであるが少子化を迎えての学生数の確保にとっても新鮮さは大切なことである。電子ジャーナル、データベース構築、全学共通図書館システム等の情報インフラ整備の実現は、グローバル化への対応として重要な案件である。

・法学部

空調改修、講堂・研究室の集約等を行い、研究・教育の環境向上を実現。

・文理学部

学内研究費の受給の充実と研究活動、研究者の身分向上。

・経済学部

研究科におけるTA制度の利用増大は、院生、指導師ともに成果を上げている。

・商学部

キャンパス整備の完了により、教育、学生生活が円滑になった。

・芸術学部

研究費の傾斜配分、学部長指定研究、アートプロジェクトと研究・創作に競争意識を導入し自由で活発な活動成果を上げている。

- ・国際関係学部
図書館利用，活用の充実と学内パソコンの利用拡大，語学検定試験対策の充実により教育成果を上げている。
- ・理工学部
6棟の耐震補強工事の実施，駿河台キャンパス南棟の新築工事進行中。教室AV化，ICカード出席管理システム導入予定。
- ・工学部
動物実験，遺伝子組み換え実験の倫理申請，適性審査を行い研究活発化。
- ・医学部
電子ジャーナル，オンラインデータベースの総合検索システム導入。ILLシステムによる情報取得，提供の円滑な遂行。他のモデルになる研究倫理に関する審査・運営体制の充実。
- ・歯学部
教育・研究施設を融合した附属歯科病院機能を持つ新校舎建設。科研費の事前査読制度を実施し，採択率向上を成し遂げた。
- ・松戸歯学部
共同研究室，専門研究施設を設置し，横断的研究を行い，成果向上を成し遂げている。研究支援を行い，科研費獲得をしている。
- ・生物資源科学部
学生支援の一環としての院生等による協働が成果を上げている。
- ・薬学部
安全・安心の推進のため，校舎・施設耐震化を実施。
- ・通信教育部
キャンパス移転に教育環境が向上した。
- (短期大学部)**
- ・船橋校舎
老朽化が進んでいた9号館の耐震補強工事，内部改修工事の完了。研究旅費は一人一律10万円支給し個人研究費の適切な制度化実施。
- ・湘南校舎
研究費の不正使用防止プログラムの施策が効果を上げている。

2 改善すべき事項

(大学)

- ・電子資料の全学的導入の体系的整備の充実と量的整備の適切性，利用率向上。
- ・校舎整備推進における授業等への影響を考慮した，学内コンセンサスの確立。
- ・既存校舎の要支援者への，きめ細かい具体的バリアフリー化。
- ・学内若手研究者の育成。
- ・施設・設備の継続した保守を行い，整備された環境の保全。
- ・蔵書数の増加に伴う収蔵スペースの確保。
- ・アクティブ・ラーニングの推進のための電子機器の早急なる設置。

- ・ 煩雑な管理運營業務の効率化を図り，研究・教育時間の確保。
- ・ 研究・教育領域の拡大に伴う新しい領域への対応。
- ・ 既存図書館の利用率減少に伴う，電子書籍活用率向上。
- ・ 外国雑誌（冊子・電子資料等）の購入・利用単価急騰への対応。
- ・ 革新的な技術開発（イノベーション）が出来る研究施設の整備。
- ・ 現行のTA制度の改革を行い，更なる若手研究者の支援・育成を図る。
- ・ 安全・安心が脅かされている施設・附属施設の老朽化への対応を早急に行う。
- ・ 社会動向に対応したバイオセーフティー委員会，倫理委員会での法整備と運用。
- ・ 実験・研究施設の管理・運行に係る専門スタッフの確保。
- ・ 研究成果向上を目指した研究費の傾斜配分制度の導入検討。
- ・ 感染実験，再生医療等の研究推進体制の充実。
- ・ Windows10への早急な対応を行い，情報検索設備の整備。
- ・ 海外の電子資料の有効な活用と予算対応。
- ・ 教職員，大学院生への研究倫理教育の徹底。
- ・ 教育・研究に必要な十分な校地・校舎・施設・設備の整備。

（短期大学部）

- ・ 電子ジャーナル・データベース，電子図書の利用指導，利用促進。
- ・ 教員数の増員を行い，授業時間数軽減をし，研究時間を確保する。
- ・ 研究費不正防止，研究活動での不正行為防止への対応。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

（大学）

- ・ 幅広い知識と技術力を備えた専門職員の採用し，キャンパス整備計画の推進。
- ・ 学術情報サービスの充実により，高度化，国際化，多用化に対応してきているが，更なる流通基盤と提供システムの構築が求められている。
- ・ 広く学内の意向を反映したキャンパス整備委員会の活動による，計画立案。
- ・ 学外研究費の獲得が進み，研究基盤整備に使用できる経費の確保。
- ・ アクティブ・ラーニング・ルームでのラーニング・コモンズの環境整備。
- ・ 公的研究資金の獲得，民間企業，地方公共団体との連携の強化。
- ・ 国際機関資料室内のグループワーク・エリアの活用の増大。
- ・ 駿河台キャンパスの将来構想基本方針に基づく計画の推進。
- ・ 研究倫理ガイドラインを遵守した研究活動の活性化。
- ・ 各部署個別空調化を実施し，省エネルギーの法的基準数値をクリアした。
- ・ 平成30年，平成33年と大規模キャンパス整備事業の実施が予定されている。
- ・ 教育・研究施設利用者の技術力向上の施策を策定する。
- ・ 学術情報利用環境を整備し，学習支援機能の向上を図る。
- ・ 施設の耐震性強化の整備。

- ・情報通信機器を設置し、授業の収録・配信が可能となった。

(短期大学部)

- ・校舎の耐震補強工事，内部改修工事の計画を策定し，実施する。
- ・図書の新書方法の多様化を図り，貸し出しが増加した。
- ・教職員間の連携を密にし，研究活動が円滑に行える施策を作成中。

2 改善すべき事項

(大学・短期大学部)

- ・安全・安心な大学の整備を着実にいき，受験生，学生，院生の増大を図る。学術情報系の安全・安心理念の実行と，早急な導入の推進をする。
- ・日本一教育力のある大学を目指し，教員・技術教員の増員，機器・機材，図書等，あらゆる教育・研究環境の整備を早急に行わなければならない。

(大学)

- ・管財関係外部サポート体制導入等の改善については，昨今の建設業界の状況から慎重な判断を求められる。例えば，設計管理について設計者責任管理のように併用方式も視野に入れて検討する。
- ・学術情報サービスは，使用頻度等も考慮し，全学的な対応が求められる。但し，教育・研究に支障のない範囲はどこまでなのかを見極めることと，スピード，正確性等を考慮しなければならない。
- ・研究活動の不正・不適切行為の防止には，倫理責任者の配置など体制整備と定期的な倫理教育とでの多面的サポートが必要である。
- ・動物実験の内規は，規定化に向けて検討を開始する。
- ・今後の校舎整備に関しては，学生数の減少を視野に，効率的な管理・運行，魅力ある学び舎，研究者視点等ハードとメンタル比率を考慮する。特に，バリアフリー化は早急な対応が求められている。また，グループワーク・エリアの確保も考慮しなければならない。
- ・学内研究資金の財政的確保に頼らずに，外部からの研究費獲得を研究者だけでなく全学的な規模で目指す。
- ・TA・RA制度の抜本的改革を行い，指導者と院生そして学生それぞれが気持ち良く成果を上げられるような工夫をする。
- ・指導者サポート業務を行う技術者の雇用を推進し，新しい情報端末，新機材・機器の導入を推進し，教育・研究成果の向上を図る。インストラクションを専門に行う教員の採用も視野に入れて検討をする。
- ・図書機能の充実とネットワーク化は，電子書籍の活用も含め重要な案件で現在進行しているが，スピードアップを図る必要がある。また，図書，学術雑誌，電子情報等の体系的整備，量的整備の適切性の確保と維持も行う。その反面既存の蔵書の管理・保管，重要文化財も含む貴重書は大学の財産であるので，活用も視野に入れた管理・運行システム構築が必要である。
- ・老朽化の進んでいる校舎は解体，建築を早急に進行しなければならない。それにより，学生の確保，利用者の確保が可能となる。このことの推進は当然のことであるが，飽く

までも利用者視点を忘れないようにして欲しい。

- ・老朽化の進んでいる機器・機材は使用効率が悪いので、至急に入れ替えなければならない。教育・研究の成果を向上させるためにも進行を早める必要がある。それに伴う機器・機材の廃棄には、「教育遺産の確保」の視点も持って大事に確保することが重要である。できれば動態保存すべきである。価値のある保存こそ大学の使命といえる。

(短期大学部)

- ・大学も同様であるが、広範囲な教育・研究に対応するために教員の増員は重要な案件である。あらゆる手段での教員確保の模索をし、成果を上げる。
- ・eラーニングを使用した研究倫理教育を行い、学生への普及をする。

基準Ⅷ 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

1 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

[評価の視点]

- ・ 産・学・官等との連携の方針の明確化
- ・ 地域社会への連携・協力量針の明確化

(大学・短期大学部)

本学の産学連携活動を推進する組織として設置された産官学連携知財センター（NUBIC）では、「産官学連携ポリシー」を策定しており、多くの学部はこのポリシーに基づき産や官との連携を行っている。

本学は、学部ごとにキャンパスを設置し、その所在地はいずれも異なる地域に点在しているため、学部の所在地や近隣地の地方自治体と連携事業の実施、施策の支援、公開講座などの教育活動が行われている。

なお、上記のポリシーや規程については、本学ホームページに掲載して社会に公表している。

2 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

[評価の視点]

- ・ 教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の実施状況
- ・ 学外組織との連携・協力による教育研究の推進状況
- ・ 地域交流事業等への積極的参加
- ・ 社会連携・社会貢献の適切性を検証する仕組みの確立とその適切性

(大学・短期大学部)

学部の近隣地並びに地方自治体との連携により、研究活動や公開講座をはじめとする教育活動が行われている。また、学園祭や大学祭の開催期間中には市民を対象とした公開講座や相談会を開催しているほか、付置研究所において機関誌の発行や講演会の開催などにより研究成果を社会に還元している。

このほか、図書館、体育館及び室内プールなどの学内施設を地域住民に開放している。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

(大学)

- ・ 文理学部：心理臨床センターによる子育て支援

- ・芸術学部：日藝アートプロジェクト事業
- ・芸術学部：アンアジア財団による寄付講座やその他冠講座が行われている。
- ・生産工学部：地域・社会貢献推進委員会の設置
- ・工学部：公益社団法人郡山地域テクノポリス推進機構との連携事業「マイスターカレッジ」
- ・生物資源学部：附属農場や演習林などの自然の中での体験学習の場を提供
- ・薬学部：地域住民から（実習教育のための）模擬患者を公募
- ・法務研究科：無料法律相談会の実施

（短期大学部）

- ・船橋校舎：教育研究成果を基にした「ものづくり&サイエンススクール」

2 改善すべき事項

（大学・短期大学部）

産・学・官との連携の方針や、地域社会への連携・協力量針が明示されていない学部においては、それらについてできるだけ早い作成と公開が望まれる。

また。社会連携，社会貢献の適切性を検証する仕組みが十分ではないため，その確立が急務である。

基準Ⅸ 管理運営・財務

Ⅸ－１ 管理運営

1. 現状の説明

1 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

[評価の視点]

- ・ 中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知
- ・ 教授会の役割の明確化
- ・ 意思決定プロセスの明確化
- ・ 教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化

(大学・短期大学部)

本学の教育理念である「自主創造」及び本学の「目的及び使命」に基づき、「日本一教育力のある大学」の実現に向けた取り組みを進めている。

平成26年の学校教育法等の一部改正により、学長のリーダーシップを確立することを目途として、副学長・教授会等の職務あるいは役割が改められたことを受け、本学においても、法令を遵守した大学のガバナンス改革を推進するため、法改正に伴う本学の基本的な考え方(基本ルール)を平成27年1月に取りまとめた。ここで、学長は理事会の決定した範囲内で校務をつかさどることとして、学長の権限を明確化すると共に、副学長の職務、教授会の役割等について見直しを行い、教授会については、学長が教学に関する事項の最終的な決定を行うに当たり、教育・研究に関する専門的な観点から議論し意見を述べる機関であることを明確にするため、平成27年4月1日をもって、本学学則を次のとおり改正している。

- ① 教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べることとしたこと。
- ② 教授会は学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ意見を述べるができることとしたこと。

また、関連諸規程についても総点検・見直しを行い、法改正の趣旨を適切に踏まえたものに改正している。

なお、学長は、その権限と責務に基づき、平成27年7月に「教学に関する全学的な基本方針」を定めている。

本学における意思決定プロセスについては、理事会が最終的な意思決定機関である。しかしながら、法令及び寄附行為の定めに従い、重要な事項については評議員会の議決事項あるいは諮問事項と定めている。ただし、通常業務の範囲に限り、常務理事会において議決・執行している。

教育・研究に関する諸事項について全学的な観点から論議・検討する機関として学部長

会議を設置している。学部長会議で審議された事項は理事会において最終的に決定することとなるが、教育・研究に限定される校務に関する事項は、学部長会議の審議を経て学長が決定できることとしている。そのため、学部長会議の議案は常務理事会において事前協議し、学部長会議を経た後の決定手順について判断している。

ガバナンス改革推進の下、経営上の観点による組織の合理的な運用方針を明確に定めることを目的として、平成27年5月に「経営上の基本方針」を理事会において取りまとめている。この「経営上の基本方針」では、全学一体となって、教職員の意識改革を推進し、前例に拘らない新しい発想で実行することとしており、本学資源の効率運用、教学施策との連携による「日本一教育力のある大学」の実現と顧客満足度の向上、安心・安全なキャンパスの実現を図ることとしている。

また、平成27年7月には、学長から、①「日本一教育力のある大学」の実現に向けた取組、②大学院教育改革に関する取組、③国際交流の推進に関する取組、④高大接続と大学入試改革に関する取組、⑤学生支援に関する取組、⑥研究推進に関する取組といった6つの柱から構成される「教学に関する全学的な基本方針」が示された。今後、各学部ではこれら基本方針に基づいて基本計画を策定することを予定している。

なお、これらの管理運営に係る方向性は、関係諸会議において報告するなど、教職員に周知されている。

各学部においては、多くの学部において、学部としての中・長期的な管理運営方針を策定しており、学部長、学部次長、事務局長、事務局次長、事務長及び経理長から構成される執行部会議や役職者連絡会において方針を策定している学部があるほか、毎年度始めの4月に教職員を対象にした説明会を開催し、学部長が学部運営方針を説明している学部もある。

2 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

[評価の視点]

- ・ 関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用
- ・ 学長、副学長、学部長・学科長及び研究科長等の権限と責任の明確化
- ・ 学長、副学長、学部長・学科長及び研究科長等の選考方法の適切性

(大学・短期大学部)

法人全体の管理運営は、「寄附行為」、「寄附行為施行規則」、「事務職組織規程」及び「本部事務分掌規程」等の各事務分掌規程により、また教学の管理運営は学則及び「教育職組織規程」により行われている。

平成27年4月1日施行の学校教育法及び学校教育法施行規則の一部改正を受け、学長のリーダーシップの確立の観点から、大学のガバナンス改革を推進させるため、日本大学学則をはじめとする関連諸規程の改正等を行い、平成27年4月1日から施行している。

学長は、学校法人日本大学の設置する学校の教学に関する事項を統括し、校務について、その権限と責任において裁定を行うことが寄附行為及び教育職組織規程において規定されている。また、副学長については、学長を補佐し、校務の一部を分掌できることが「教育

職組織規程」に規定されている。

学部長は、学長が定めた基本方針に沿って、当該学部及び付属機関の教育・研究に関する事項を統括すること、研究科長は、研究科の教育・研究に関する事項を管掌することが、それぞれ「教育職組織規程」において規定されている。

学長等の選考方法については、学長は、「寄附行為」及び「学長選出規則」に基づき、学部長及び理事長から構成される学長選出会議において選出され、学部長会議及び理事会の議を経て決定されている。副学長については、「教育職組織規程」に基づき、本大学教授のうちから学部長会議及び理事会の議を経て、学長が任命している。また、学部長は、「教育職組織規程」及び「学部長候補者選挙規程」に基づき、当該学部から選挙された学部長候補者について、学長が教育・研究上の適格性を審査した上で推薦し、理事会の議を経て決定されている。

なお、研究科長は、「教育職組織規程」により、当該学部の学部長が兼ねることとなっている。ただし、独立研究科の科長は、学長又は学長が当該研究科の教授のうちから任命した者、専門職大学院の研究科長については、学長が当該研究科の教授のうちから任命した者のほか、当該研究科の運営上特に必要と大学が認めた場合に学長又は当該関連学部の学部長を研究科長とすることができることとなっている。

短期大学部学長については、「教育職組織規程」に日本大学学長とすることが規定されており、短期大学部次長については、関係ある学部長の意見を聴いて、短期大学部教授及び関係ある学部教授のうちから日本大学学長により任命されている。

3 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

[評価の視点]

- ・ 事務組織の構成と人員配置の適切性
- ・ 多様化する業務内容への対応策や事務機能を高めるための方策とその有効性
- ・ 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその運用の適切性

(大学・短期大学部)

本学は、学部ごとに所在地が異なる設置形態であるが、本部及び各学部とも独自の事務組織を設置しており、そのため、学部等固有の事情に合わせた組織運用が可能となっている。

事務組織の構成及び役職は「事務職組織規程」に定めており、本部では、総務部、学務部、財務部、人事部、学生支援部、管財部、広報部及び研究推進部を設置し、各部に部内の業務を分掌する課を置いている。また、各学部では、庶務課、教務課、会計課、学生課、管財課、図書館事務課、研究事務課及び就職指導課等を設置しており、本部及び学部とも、各課の担当業務は、「本部事務分掌規程」又は「学部事務分掌規程」に基づいている。

これら規程に定める事務組織のほか、規程に定める範囲内で学部の実情に即した運用もなされており、学生募集及び入学事務に関する事務を行うセンター、学部の専門教育や外国語等を効果的に実践するための教育センター等を設置している学部もある。

事務組織の人員配置については、職員個々の経験年数、経歴、技能等のほか、各課の業

務内容や業務量を考慮した上で、業務が円滑に遂行できるよう配慮しており、学生や社会のニーズに対応するため、入試係や広報係の配置、就職業務における専門職員の任用等を行っている。また、事務機能を高めるための方策の一つとして、情報共有システム「事務の友」を運用することで、所属部署に限らず本学に関する情報の共有化を図っている。

職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用については、「職員の採用及び資格等に関する規程」に基づき運用されている。

また、多様化する業務内容へ対応として、「専任職員（一般職）における特任・特命役職発令に関する内規」により、事務運営の活性化及び円滑化を促進するため、特に必要であると認められるときに、当該職員の能力が上位役職相当と認められる場合や規程上定められていない役職を配置する必要があるときには特任役職を、特に大学が指定する新たな業務を企画、立案及び遂行する者に対しては特命役職を発令している。

4 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

[評価の視点]

- ・ スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性

(大学・短期大学部)

本学における事務職員の意欲・資質の向上を図るための取り組みとして、本部人事部研修福祉課が分掌する各種研修と、本部の各部が主催して業務上必要なスキル及び知識の習得を目的とする業務別研修が実施されている。

本部人事部研修福祉課が分掌する研修には、①階層別研修（役職や職務経験、採用年数に応じて区分。8階層）、②海外研修（管理職、中堅、長期の3区分）、③一般社団法人日本私立大学連盟主催研修への派遣、④通信教育による自己啓発支援制度（大学が指定する通信教育講座から任意で受講。研修助成金を交付）がある。

業務別研修は、本部の各部署を中心に実施しており、学務部による教務事務研修会、財務部による経理研修会、学生支援部による学生課職員夏期研修会、学生生活委員会夏期研修会及び就職業務研修会、管財部による管財研修、研究推進部による研究事務研修会、総合学術情報センター事務局による図書館業務研修会がある。普段は別々の所在地で業務を行っている職員が業務別研修会に参加することで、業務上必要な能力や知識の向上を図るとともに、業務の標準化を図っている。

これら大学本部が主催する研修に加え、学部単位でも事務職員の意欲・資質の向上を図る取り組みとしてSD研修会を行っており、課長以上の役職者を委員とするSD委員会を設置し、毎年度テーマを定めて研修会を実施している学部もある。また、関係官庁や公益財団法人等が主催する講習会や研修会に職員を派遣し、その研修結果をミーティング等で報告して情報の共有を図っている学部もあり、これらの機会を通じて事務職員の意欲と資質向上に努めている。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

(大学・短期大学部)

私立学校法改正を踏まえた学内諸規程等の見直しにより、業務の決定機関と執行機関が明確に区分され、それぞれの権限及び責任の所在が明らかとなり、また、学校教育法等の改正に即して本学の考え方を取りまとめたことで、学長の権限、副学長の職務及び教授会の役割等が明確化されている。また、「経営上の基本方針」や「教学に関する全学的な基本方針」が示されたことによって、将来に向けた組織運用の方向性が定まり、大学のガバナンス力が強化されたほか、全学的に推進すべき具体的取組が明確となっている。

本部事務組織改変の一環として、平成27年度から法務研究科の所管が大学本部から法学部に移管されたが、これにより従前は一つの課（室）で執り行っていた様々な業務を「学部事務分掌規程」に定める課で担当することに変更したことで、今後ますます複雑化・多様化が予想される業務に対応可能な組織体制を構築している。

また、事務職員の意欲・向上を図るために実施している各種研修も適切に実施されている。本部人事部による階層別研修では、それまでの研修に加え、役職に就任しておらず階層別研修を10年以上受けていない職員を対象にした「中堅職員アドバンス研修」を新たに導入したことで、育児休業等で研修を受けることができなかった職員も研修を受けることが可能になっている。さらに、一部の研修を他大学（中央大学）と合同で実施する取組は、学内者だけの研修では得られない新たな気づきを促す機会となっている。

本部各部が主催する業務別研修や各学部が独自に実施しているSD研修は、いずれも工夫した内容で実施されているが、特に芸術学部においては、職員のモチベーションの維持と資質向上に資することを目的として、本学が3年ごとに実施している「学生生活実態調査」の過年度の集計結果から芸術学部に関するデータを抽出し、学生の満足度を経年比較し、自学部の「強み」と「課題」を分析して、職員全体で共有している。

2 改善すべき事項

(大学・短期大学部)

本部人事部が実施している研修のうち、管理職海外研修及び長期海外研修は募集人員に対して応募者が少なく、通信教育による自己啓発支援制度についても本学の教職員数に対して受講者数及び修了者数がともに少ない。

また、職員の意欲・資質の向上を図るために、学部独自に委員会を設置して定期的に研修会を開催している学部がある一方で、本部の研修会に職員を参加させているものの学部独自の研修会は実施していない学部もある。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

(大学・短期大学部)

「経営上の基本方針」に基づき、人事配置の適正化、部科校間の施設、業務及び財務の

共同化、付属機関等の共用化・合理化等、改革の具体化に向けて対応を進めることとする。また、各学部においては「教学に関する全学的な基本方針」に基づき基本計画を策定し、その計画に沿って教学施策に取り組むことが必要である。

事務組織については、「経営上の基本方針」及び「教学に関する全学的な基本方針」を実現するために、最適となる事務組織について引き続き検討を行うこととし、本部では、各部署における業務分掌の合理化と機能の強化を図ることを目的として、平成27年度中に事務組織の大幅な見直しを実施する予定である。

事務職員の意欲・向上を図るために実施している各種研修においては、階層別研修に「中堅職員アドバンス研修」を導入したことにより、若年層での研修以来、階層別研修を受講する機会がなかった職員にも研修の機会を与え、職員の意欲・資質の向上を図ることが可能となっている。また、他大学（中央大学）との合同研修では、異なる組織風土と文化を持った職員同士が共通の研修プログラムを通し、業務に関する問題意識や業務改善、個人のスキルアップ等に取り組むことにより、学内者だけの研修では得られにくい新たな気付きを促すとともに、所属学部や部署だけに捉われない大学全体の視点に立った考え方を養うことによって、大学職員としての更なる資質向上が期待される取組であるため、今後も継続して実施する。なお、本部における業務別研修及び学部独自のSD研修会等についても継続的に実施するほか、学外機関が主催する研修会にも積極的に参加することとする。

2 改善すべき事項

(大学・短期大学部)

海外研修においては、海外研修に派遣されることにより、管理職海外研修では約2週間、長期海外研修では3～6か月の期間、職場を不在にすることになるため、特に長期海外研修では現場の上長者や同僚の理解を得るための職場環境作りが必要である。また、通信教育による自己啓発支援制度については、制度としてのメリット（受講料の6割）の周知が足りていないことや職務に直接結びつくスキルアップ講座の導入を進めることにより、受講者数を増やす必要がある。

本部における研修を継続的に実施するとともに、学部独自のSD研修会についても毎年度に1回は開催できるよう検討する。

Ⅸ－２ 財務

１．現状の説明

１ 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

[評価の視点]

- ・ 中・長期的な財政計画の立案
- ・ 科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受入状況
- ・ 消費収支計算書（事業活動収支計算書）関係比率及び貸借対照表関係比率の適切性

(大学・短期大学部)

本学は学部ごとにキャンパスが分散して立地していることから、「経理規程」に基づき、学部等ごとに経理単位を設けることで予算及び決算の責任を明確にしている。各経理単位では、予算編成時に執行部を中心に5か年の資金収支及び消費支出長期計画を作成した上で、法人本部に重要事業計画を申請している。

法人本部では、財務部を中心に各経理単位から申請のあった計画を取りまとめ、経営状態の趨勢の把握及び将来計画の具現化を目途として、5年間の収支長期計画を作成している。また重要な施設等整備事業の計画立案に際しても、更に長期の収支計画を作成し、整備計画検討委員会において財源確保の状況や整備期間中及び整備完了後の経営状況などを精査した上で、予算原案への計上の可否を判断している。

消費収支計算書関係比率における「消費支出比率」については、平成23年度において、「文部科学省通知に基づく退職給与引当金計上基準変更」に係る特別繰入を545億円行ったため、一時的に悪化している。また、平成24・25年度においては、幅広い収支改善策の実行により100%を下回ったものの、平成26年度においては、附属病院移転に係る一時的な患者数減少による帰属収入の減少、消費増税による消費支出の増加及び附属病院の収支悪化、安心・安全なキャンパスを実現するための就学環境整備の積極的推進による消費支出の増加があり、100%を上回った。なお各年度の「教育研究経費比率」は全国大学法人の平均値と比べ良好といえ、平成26年度においても就学環境整備の積極的推進により高い比率となっている。

以上のように、「消費支出比率」については、積極的な就学環境整備などの特殊要因を除くと100%を下回っており、また、貸借対照表関係比率での「自己資金構成比率」及び「総負債比率」についても、医歯他複数学部系大学の全国平均並みの比率となっており、教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤が確立されている。

外部資金の獲得については、全学的なシステムである「研究助成金公募情報等通知システム」を利用して周知しているほか、科学研究費補助事業については、全教員を対象とした応募書類のメール配信や説明会の実施等により、申請に対する意識向上及び申請書作成

ポイントの周知等を図っている。また、URA（ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター）の一定期間配置、外部資金獲得支援を目的とする研究支援センターの設置、採択者に対する学内研究費の加算給付等を実施して、科学研究費補助金獲得に向けて継続的に取り組んでいる学部も見られる。

これらの取組により、特に科学研究費助成事業については、大学・短期大学を合わせて、平成24年度には577件／108,137万円であったが、平成25年度には595件／110,664万円、平成26年度には623件／112,317万円と件数及び金額ともに増加している。

科学研究費補助事業以外の外部資金の獲得手段の一つとして、大学から企業への技術移転や企業からの受託・共同研究の仲介などを事業内容とする「日本大学産学官連携推進センター（NUBIC）」による活動がある。NUBICでは、国内外の産業界等との受託・共同研究の実施、外部研究支援機関からの競争的研究資金の獲得など研究分野における産学官連携を積極的に推進することを目指して活動しているが、平成26年度における受託・共同研究の成約件数及び研究費総額は32件／約49,963千円であった。このほか、独立行政法人科学技術振興機構（JST）等からの競争的資金として5件／約23,380千円を獲得しており、件数は大幅に減少したものの、1件当たりの金額は大幅に増加している。

2 予算編成及び予算執行は適切に行っているか。

[評価の視点]

- ・ 予算編成の適切性、執行ルール of 明確性及び内部監査の適切性
- ・ 予算執行に伴う効果を分析・検証し、次年度予算につなげる仕組みの確立

(大学・短期大学部)

予算編成については、「経理規程」に基づき理事長が理事会の審議を経て明示する予算編成基本方針に従い、各経理単位で独自の基本方針を設定した上で十分検討し、部科校の教育研究の向上に資する予算原案が作成されている。さらに、その予算原案を法人本部において経理単位との打合せにより更に精査し、総合予算案を編成している。

予算執行については、「経理規程」に定められた手続に従い行われるとともに、法人本部からも執行段階での再精査を求めている。また、財務管財システムによって制御をかけ、予算の変更が必要な執行を行う場合には、必ず承認手続きを経たうえで執行する体制が整っている。

決算及び予算執行効果の分析・検証については、経理単位において執行段階で事業等の必要性や支出金額の妥当性などの再検討を行っている。更に経理単位から提出された決算報告書が適正に表示されているかを財務部において確認するとともに、決算の分析・検証と将来に向けた収支改善策の立案を義務付け、次年度において効果的な予算編成を行う体制を整えている。

決算の監査については、法人監事による監査と監査法人による会計監査が行われている。法人監事による監査は、事前に法人監事から示される監査項目に基づき資料を作成し、法人監事が各経理単位を往査して決算や財務状況、教育研究活動を含む業務一般の執行状況を監査している。また監査法人による監査は、公認会計士による会計監査、有形固定資産

実査、現金預金・棚卸実査、決算監査などが行われており、適宜、指導・助言を受けている。このほか、科学研究費補助事業を主な対象として、大学が委嘱した公認会計士による内部監査も実施しており、配分機関におけるルールや本学の規程に従って研究費が執行されているかを確認している。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

(大学・短期大学部)

中・長期的な財政計画の立案については、毎年度収支長期計画を作成することにより、収支バランスを考慮した事業計画の立案が行われている。また、重要な施設等整備事業については、収支長期計画に基づき、自己資金または返済計画に無理の生じない借入金等の範囲内で事業計画が立案されている。

予算編成については、予算編成基本方針にうたわれた、「補助金等競争的資金の積極的獲得」、「資金の効率的運用に資する総合運用資金制度の積極的活用」、「ゼロベース予算方式の徹底」、「適正額による予算計上」などの収支改善策を考慮し、適切に行われている。

本学の研究領域の多様性・スケールメリットを生かした学部連携研究を推進するため、学内の18件を対象として学術研究助成金を交付しており、今後、科学研究費補助事業等の外部資金獲得が期待できる。

2 改善すべき事項

(大学・短期大学部)

「消費収支計算書関係比率」等については、予算編成基本方針で目標に定めたとおり、当該年度の経営状況を表す「消費支出比率」が、継続的に95%以内となるよう収支の安定に努める必要がある。また、長期的な収支バランスを表す「消費収支比率」も、学校法人の永続的な維持を鑑みて100%を超えないことを目標としており、消費収支の均衡へ向けた改善策の検討や速やかな実行により、永続的に財政を安定させるために財務比率の更なる改善が必要である。

科学研究費助成事業交付状況については、文部科学省のホームページで公開されている平成27年度交付状況によると、採択件数においては私立大学で3位であるが、交付額においては、4位と順位を落としている。引き続き各部科校において、申請件数増加へ向けての取り組むとともに、本学の研究領域の多様性・スケールメリットをいかした学部連携研究を推進し、大型研究費への申請へ結びつける施策を実行する。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

(大学・短期大学部)

引き続き収支長期計画に基づき事業計画を立案することとし、収支長期計画の作成に当たっては、高等教育政策や入学試験などの動向を踏まえた上で、より具体的で実行可能な計画となるよう、随時見直しを図ることとする。

また、平成24年度に新設され、平成27年度から第2期目を開始している理事長特別研究及び学長特別研究を継続的に推進することで、外部資金の更なる獲得を目指すことが期待される。

2 改善すべき事項

(大学・短期大学部)

財務比率については、学校法人の永続的な維持を鑑みて、引き続き消費収支の均衡に向け改善策を検討するとともに、速やかに実行することで財務比率の更なる改善に努める。特に、入学定員厳格化に伴い学生生徒等納付金収入が減ることが予測されることから、退学者数を減少させる取組を強化する必要がある。

研究委員会及び理事長特別研究・学長特別研究実施委員会により、採択されている学内助成によるプロジェクトや研究成果に対し、助言等を行い、競争的研究費獲得へ結びつける研究環境の創出を図る。

また、外部資金を獲得した研究者に対する研究支援の在り方について検討を行うとともに、間接経費の戦略的な活用を検討することで、更なる研究環境の充実を図る。

基準Ⅹ 内部質保証

1. 現状の説明

1 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

[評価の視点]

- ・ 自己点検・評価の実施と結果の公表
- ・ 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応

(大学・短期大学部)

短期大学部を含む本学の諸活動については、「自己点検・評価規程」に基づき、「全学自己点検・評価委員会」が中心となって、本学の活性化及び合理化を図り、社会的責務を果たすことを目的に自己点検・評価を行い、改善に努めている。

本学の自己点検・評価活動の特長は、自己点検・評価の結果とともに「改善意見」を作成しており、自己点検・評価結果に基づいて改善すべき事項を明らかにし、その改善方を具体的に示すとともに、その後の改善状況についても調査するなど、全学又は学部・研究科、短期大学部等の単位で改善・改革に繋げる仕組みを構築していることにある。自己点検・評価の結果は、3年ごとに『日本大学の現況と課題（全学自己点検・評価報告書）』と題する報告書にまとめているほか、「改善意見」として取り上げた事項については、その後の改善状況を報告書『日本大学改革の歩み』にまとめている。

認証評価機関による第三者評価とは別に、本学独自の取組として学外者による「外部評価」を3年ごとに実施している。「外部評価」は、これまで平成16年度及び平成19年度に大学を対象に実施したほか、平成25年度には短期大学認証評価の受審を見据えて、短期大学部を対象に実施した。これらの「外部評価」の結果については『外部評価報告書』にまとめ、認証評価機関による第三者評価と併せて、本学の自己点検・評価の妥当性の検証及び改善・改革の推進に役立てている。

上述した『日本大学の現況と課題（全学自己点検・評価報告書）』、『日本大学改革の歩み』、『外部評価報告書』については、「自己点検・評価規程」第12条に基づき、冊子を作成して学内に配布するとともに、大学のホームページに掲載することにより広く学外にも公表している。

自己点検・評価の結果のほかにも、社会に対する説明責任を果たし、大学の社会的評価を高めるため、本学における諸活動に関する情報を広く社会に公開している。本学ホームページには、教育研究活動等の現況、毎年度の事業計画・事業報告書、予算・決算等の本学の経営状況に関する情報のほか、「学生生活実態調査」（3年ごとに実施）や「FD等教育開発・改善活動に関する調査報告書」（毎年実施）なども掲載している。また、本学の広報紙「日本大学広報」や「日本大学新聞」、季刊誌「桜門春秋」、「研究者だより NU excellence」等を定期的に発行するとともに、これらのバックナンバーの一部については、本学ホームページでも閲覧が可能とするなど、情報発信に積極的に努めている。

学校教育法施行規則による教育情報については、各学部・大学院研究科・短期大学のホームページに掲載するとともに、学生による授業アンケート結果についてもホームページで公表している。

情報開示については、「日本大学財務情報公開内規」に基づき、法人の財務関係書類は閲覧に供されており、法人との利害関係者であれば誰でも閲覧を申請することが可能である。これ以外の情報について本学関係者から公開を求められた場合は、本部、学部（併設短期大学部を含む）及び通信教育部の事務分掌規程に基づき、各担当部署において公開の可否を判断している。なお、大学院法務研究科では、「日本大学大学院法務研究科における情報公開に関する取扱」を定めて、「情報公開委員会」を設置し、学内外からの情報公開の要請に対応している。

2 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

[評価の視点]

- ・ 内部質保証の方針の策定と手続きの明確化
- ・ 内部質保証を掌る組織の整備
- ・ 自己点検・評価を改善・改革に繋げるシステムの確立
- ・ 構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底

(大学・短期大学部)

本学では、「建学の精神・教育理念に基づく教育・研究及び管理運営等の全般につき、常に自己点検・評価を行うとともに改善に努めることによって、本大学の活性化及び合理化を図り社会的責務を果たすこと」を目的に自己点検・評価を行っている。

この目的を達成するために、「自己点検・評価規程」に基づき、大学における自己点検・評価を全学的・総合的に企画・実施し、後述する「大学評価専門委員会」が行う自己点検・評価の諸事項について調整を図り、改善取組を推進するため、「全学自己点検・評価委員会」を設置している。

「全学自己点検・評価委員会」の下には「大学評価専門委員会」を置き、本部並びに大学院独立研究科、学部（併設大学院研究科を含む）、通信教育部及び短期大学部（以下「学部等」という）の自己点検・評価を総合的な見地から企画・調整している。また、実際に自己点検・評価を実施する組織として、本部に「本部自己点検・評価委員会」、学部等にそれぞれ「学部等自己点検・評価委員会」を設置しており、重層的な組織体制を構築することにより、効果的な自己点検・評価を可能としている。

自己点検・評価に関する事務は、本部においては総務部監査課（大学院総合社会情報研究科は学務部独立大学院事務課）、学部等においては各学部の庶務課が担当している。外部評価や第三者評価（認証評価）については、総務部監査課が中心となり、学部等と連携しながら対応している。

本学の自己点検・評価は、「全学自己点検・評価委員会」が策定する毎年度の「自己点検・評価実施計画」に基づき、学部等の自己点検・評価委員会委員長から構成される「大学評価専門委員会」の総合的な見地からの企画・調整の下、本部及び学部等の自己点検・

評価委員会が中心となり、本部・学部等ごとに実施している。本部及び学部等では、学務委員会、学生生活委員会、研究委員会等の関連する諸委員会及び関連事務組織と連携して自己点検・評価を行い、その点検・評価結果は、学部等の教授会等に報告され、「大学評価専門委員会」の議を経て、「全学自己点検・評価委員会」に報告される。

「全学自己点検・評価委員会」は、全学的かつ総合的に本学の自己点検・評価を企画し、実施することを任務としており、3年ごとに本部及び学部等が実施する自己点検・評価の結果（本部・学部等の「改善意見」を含む）を基礎にして、総合的な見地から自己点検・評価を行うとともに、大学全体に関わる改善事項について改善達成時期及び改善担当部署等を明確にした「改善意見」（以下「大学改善意見」という）を作成し、これらを『日本大学の現況と課題（全学自己点検・評価報告書）』としてまとめている。

この全学自己点検・評価報告書は理事長・学長に提出されるとともに、「学部長会議」及び理事会に報告され、「大学改善意見」に基づく改善取組については理事会の承認を得た上で推進している。報告書を作成した翌年度には、「改善意見」における改善担当部署に対して、改善取組の進捗状況について調査・報告を求めており、さらにその翌年度には、「大学改善意見」に対する改善取組結果を『日本大学改革の歩み（改善結果報告書）』にまとめ、全体的な改善達成状況を確認している。改善が達成できなかった事項については、その原因を分析した上で今後の対策を検討しており、自己点検・評価結果を改善・改革に繋げるシステムが確立されている。

また、自己点検・評価とは別に、毎年度、法人による監査を実施しており、決算、財政基盤、教育・研究、学生の現況、業務一般の執行状況等について監査が行われ、監査の際に監事から指摘のあった軽微な改善事項については、次回の監査にてその改善状況を確認するシステムとなっている。

本学構成員のコンプライアンスについては、コンプライアンス意識の向上を図るため、「人権侵害防止ガイドライン」を定め、このガイドラインに基づき、リーフレットやポスターを作成して教職員及び学生に配布しているほか、人権アドバイザーによる講演会の開催などにより、人権意識の向上に努めている。このほか、本学の情報管理に対する姿勢を明確にした「日本大学情報管理宣言」を策定し、情報の適正な管理及び情報流出等の防止に努めている。

3 内部質保証システムを適切に機能させているか。

[評価の視点]

- ・ 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実
- ・ 教育研究活動のデータベース化の推進
- ・ 学外者からの意見の反映
- ・ 文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項への対応

(大学・短期大学部)

本学の自己点検・評価は、「全学自己点検・評価委員会」が毎年策定する「自己点検・評価実施計画」に基づき実施している。

本学は自己点検・評価報告書を3年ごとに作成しているが、その際に実施する自己点検・評価の結果、大学として改善が必要と判断した事項については「大学改善意見」として抽出している。報告書を作成した翌年度は、「大学改善意見」として抽出した事項について、改善取組の進捗状況を調査・確認している。さらにその翌年度には、改めて「大学改善意見」に対する改善状況を調査するとともに、その調査結果を基礎として、全学自己点検・評価委員会としての所見を加えて改善結果報告書を作成し、本学の改善・改革の状況を明らかにしている。

本部・学部等単位の自己点検・評価活動についても、「自己点検・評価実施計画」に基づき展開されており、「大学評価専門委員会」の企画・調整の下、本部・学部等における「自己点検・評価委員会」が中心となり、関連する諸委員会と連携を図りつつ推進している。

本学では、平成16年度から3年に一度の割合で「外部評価」を実施しており、学外者からの評価を受ける機会を設けることにより、内部質保証の妥当性を高めている。直近では、平成25年度に短期大学部を対象に「外部評価」を実施し、外部有識者を含む評価チームが短期大学部各校舎の教育・研究活動について評価を行った。これらの「外部評価」の結果は「外部評価報告書」として取りまとめ、「全学自己点検・評価委員会」をはじめ、常務理事会、学部長会議、理事会等に配布・報告しており、大学としての諸活動が適切に検証・改善されていることを確認するとともに、更に改善・改革を推進する上での参考意見として活用している。

文部科学省や認証評価機関等からの指摘事項については、真摯に対応するよう努めており、本部・学部等における「自己点検・評価委員会」を中心に、指摘事項に関係する委員会及び事務局が一体となって改善計画を立案している。改善計画の進捗状況については、本学における自己点検・評価結果に基づく「大学改善意見」と同様、「全学自己点検・評価委員会」において確認する体制を構築している。また、毎年実施される内部監査においても、自己点検・評価結果に基づく「大学改善意見」に対する改善進捗状況の確認とともに、文部科学省及び認証評価機関からの指摘事項への対応について確認が行われている。

本学は平成22年度に大学基準協会による認証評価を受審しているが、その評価結果において、「勸告」2件、「助言」26件が付された。これらの指摘に対して、平成23年度に「大学評価専門委員会」が中心となって改善計画を策定し、その後継続して改善に努め、平成26年7月に「改善報告書」を大学基準協会に提出した。大学基準協会からは、本学の改善に向けた取組について一定の評価を得ることができたものの、一部の「助言」については「引き続き一層の努力が必要」と判断されたため、現在、学長の指示に基づき、それらの「助言」項目について改善に努めているところである。

教育研究活動のデータベース化の推進については、平成15年度に「日本大学研究者情報システム」を整備して、専任教員の研究・教育活動に関する業績を蓄積するとともに、研究者データの活用の一環として、本学ホームページ上に掲載して広く社会に公開している。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

(大学・短期大学部)

本学の自己点検・評価活動は、全学的に自己点検・評価を実施して改善事項を抽出しており、翌年度には抽出した改善事項の改善進捗状況を確認し、その翌年度には改善結果を確認し報告書にまとめるという、3年サイクルの自己点検・評価の仕組みが構築されており、恒常的に自己点検・評価を行うシステムが確立されている。これらの自己点検・評価活動に加え、大学、短期大学部、専門職大学院の各認証評価への対応として、自己点検・評価を実施する年度もある。これら一連の点検・評価活動を通じて、改善すべき事項を容易に把握することが可能となっている。

「研究者情報システム」については毎月約13,000件のアクセスがあり、受託研究や共同研究の呼び水となり、外部研究費獲得や産学官連携に結びついている。また、本システムは各種調査や監査等で活用されている。

2 改善すべき事項

(大学・短期大学部)

本学では、「自己点検・評価規程」により3年ごとに全学的な自己点検・評価を実施していることに加え、大学（機関別）、短期大学、法科大学院及び知的財産専門職大学院の各認証評価への対応が必要であり、ほぼ毎年度、いずれかの認証評価への対応又は申請準備に迫られている状況にある。これまで3年に一度「外部評価」を実施してきたが、これらと同時期に「外部評価」を実施することは、教職員の大きな負担となる可能性がある。

現在、本学における内部質保証は、自己点検・評価（認証評価）と内部監査という二つの評価システムにより実現されている。一方、自己点検・評価における点検・評価項目と内部監査における監査項目には、内容的に共通する項目・数値データが多数あり、効率が悪いものとなっており、これらの評価に携わる教職員の業務負担を増やしている。

「研究者情報システム」においては、平成22年度に学内の各種研究費の申請や調査において、システムに入力されていないデータは研究業績とみなさないとする「研究者情報システムの取扱い」を定めるとともに、平成26年度には年2回のシステムの更新依頼のほか、業績の確認依頼の文書を送付しているが、学部等によって更新率に大きな差がある。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

(大学・短期大学部)

改善すべき事項が容易に把握できるシステムを構築しているが、重要なことは把握した改善すべき事項を関係教職員で共有し、改善計画に基づき組織的に改善に取り組み、その改善結果を検証して、一層の教育研究活動等の充実を図ることにある。このような改善システムを有効に機能させるため、今後は自己点検・評価を通じて把握した改善事項について、学部等ごとの「点検・評価報告書」において、改善計画や検証体制が明らかにされているかどうかを確認していくこととする。

「研究者情報システム」については、過去1年以内の研究者全体の更新率が約7割となっているが、今後は一層更新率の向上を図るとともに、更なる利活用について検討していく。

2 改善すべき事項

(大学・短期大学部)

学外有識者の評価を受ける「外部評価」は、本学における自己点検・評価活動の妥当性を高めるために有効な取組であり、そこで得られた評価は本学の改善・改革に資することが期待される一方、「外部評価」に携わる教職員の負担が増加しないよう実施方法や内容の見直し、時期の延期も含めて検討する。

内部質保証システムの効率的運用については、自己点検・評価（認証評価）及び内部監査において、内部監査における監査項目を自己点検・評価の点検・評価項目に関連づけることにより、毎年度の内部監査を通じて自己点検・評価（認証評価）における本学の質保証を実現していく。そのため、両評価に共通する客観的指標を開発するとともに、評価のために必要な数値データや種々のアンケート結果については、全学的にデータベース化を進めることにより、作業の効率化を図る。

「研究者情報システム」の更新率については、学部等によって開きがあるため、更新率の低い学部等には個別に対応することにより、更新率の向上を図り、「研究者情報システム」の登録データの質の確保に繋げていく。

重点項目 1 修学継続支援，学修意欲の喚起

1. 現状の説明

1 学生の留年，休学及び退学の原因を把握・分析し，適切に対処しているか。

[評価の視点]

- ・ 留年者及び休・退学者の状況把握と原因分析を踏まえた対処の適切性
- ・ 留年，休学及び退学への対処について検証する仕組み

(大学)

1) 法・文理・経済・商・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科，法務研究科，知的財産研究科

留年者及び休・退学者の現況については，各学部等の資料に基づき本部において把握している。平成26年度の退学率は全体で1.9%，留年率は15%となっている。学部においては，法学部や国際関係学部等のようにクラス担任制を活用して成績不振者を把握し，学生の呼び出しや個別面談を通じて学修指導や生活指導を徹底することで，留年者や退学者の防止に努めている。また，通信教育部においては，成績不振者の基準を設け，基準以下の学生に対してレポート実践指導や個別の学修相談を実施し，休・退学の防止に役立てている。全体として，各学部等においては成績不振者の把握に努め，その対応については大学・学生・保護者が一体となって学修指導や生活指導を行い，留年，休・退学の防止に努めている現状が見られる。

大学院については，各研究科とも，指導教授からの情報に基づき，大学院分科委員会において成績不振者の把握や対応を行っている。

2) 理工・生産工・工・医・歯・松戸歯・生物資源科・薬学部

各学部とも，留年者及び休・退学者の状況把握と原因分析を踏まえた対処，また留年及び休・退学への対処についての検証も適切に行われている。いずれの学部もクラス担任，ゼミ担任などが当該学生と面談，場合によっては保証人と連絡を取ることでより状況把握に努めている。また多くの学部で学力不足を補うためにリメディアル教育や補習を行い，留年や退学を減少させる方策を講じている。留年及び休・退学への対処についての検証については学務委員会・学生生活委員会や執行部会，主任会等で確認を行った上で教授会に諮られており，複数のチェック体制を敷くことでより客観的な検証が行われている。

理工学部では，成績不振学生の早期把握のため，クラス担任・科目担当者が学生個人の履修・単位の修得状況を確認できる体制を整え，面談等で学生本人の事情に応じた対応を実施している。また，進路変更や経済的困難が生じている場合には，学生相談室及び学生課において本人の事情に応じた学修相談体制を整備している。それと並行して初年次導入教育の充実や，履修登録科目数の上限制度の見直しやパワーアップセンターでのリメディアル教育等の学業成績不振学生への支援体制も整備して対処している。

生産工学部では，平成25年度に「退学者削減検討委員会」，平成26年度には留年者も含めた「退学及び留年者削減検討委員会」を設置して調査を実施し，状況把握及び原因分析

を行っている。さらに、入試検討委員会では、推薦入試による退学者の減少を図るために、ミスマッチで入学してきた学生についての分析を踏まえて推薦基準の見直しなどを行い、退学者の減少に努めている。また、留年者数及び休・退学者数の減少を図るために対処の一つとして、全学科、教養・基礎科学系で専任教員によるクラス担任を全学年に配置し、学年ごとに対象学生及び父母に対して意見徴収し、きめ細く指導し、これを記録に残すなど、留年者、休、退学者に関して、原因把握と対処を適切に実施している。休学及び退学の申し出があった学生に対しても、各学科のクラス担任が本人及び父母と面談し、理由の把握、休学・退学することによるデメリットなどを丁寧に説明している。また、退学者に対しては父母からの意思確認も行っている。

工学部では、リメディアル教育の実施及び学習サポート室の設置により学業不振者への支援を行っている。また留年者に対してもクラス担任を配置し、卒業に向けた履修指導を各学期始めに実施している。

医学部では平成27年度より「成績不振者の基準」に基づき進級判定・卒業認定を行っているが、これによって学年別の重点科目と要求水準を明示する一方、学業不振学生の現状把握と留年、休学、退学の原因の分析が数量的に把握できるようになっている。

歯学部では、クラス担任者会を月例で催しており、日頃から担当学年の学生の修学状況・生活環境等の把握に努めている。また、対象学生とする基準や実施時期を定めた定期面談が実施されているため、クラス担任は現況だけでなく過去の状況も踏まえた学生への個別対応が可能となっている。さらに、これらの対応を踏まえ、平成27年度からStudent Sheetを導入し、定期面談時の記録、対応について記載する体制をとっており、検証する仕組みが強化されている。

松戸歯学部では、保証人、クラス担任等の面談により状況を把握し、教育主任会議、学務委員会にて原因分析を行っている。また進級できた学生でも、その進級段階の成績が芳しくない者は成績不振者と位置づけ個別に対応し中途退学者の減少を目指している。更にクラス担任以外にも各学年に教育主任を置き、学生全体に学業成績はもちろん生活面においても目が行き届くよう配慮している。

生物資源科学部では、下級学年においては学級担任、上級学年においては学級担任及びゼミ等の指導教員が状況を把握し、アドバイス等を行っている。留年、退学者等の過程は経過報告書としてまとめられ、その適切性については事務局執行部会、執行部会、学科主任会、教授会等の会議体で検証を行っている。

薬学部では、学生指導のために担任制を敷いており、留年者に関しては該当学生の担任が状況を把握し、適宜指導に当たっている。また休・退学に関しては、担任が当該学生との面談を行い、必要に応じて保証人に連絡しているだけでなく学務委員会及び学生生活委員会も対応する体制を敷いている。入学直後には基礎知識が身に付いているかを検証した上でリメディアル科目の受講を促し、薬学教育研究室の教授1名が対応・支援に当たり、学力が不足している学生に対して補習を行っている。また、低学年に設置してある薬学教育科目では、必要に応じて科目担当教員が補習を行っている。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [三島校舎]

三島校舎においては、クラス担任制を活用して成績不振者等の状況把握に努め、クラス担任が当該学生の相談を受け、話し合いを重ねることにより、休・退学者の防止に努めている。

2) 短期大学部〔船橋校舎及び湘南校舎〕

船橋校舎・湘南校舎においては、留年者及び休・退学者の状況把握と原因分析、またその検証も適切に行われている。

船橋校舎では、平成26年度に退学者減少に向けた方策について、学務委員会及び各学科で検討し、対策を講じる時期を入学前、入学後、退学後に分け、担当部署等を明確にしている。また退学や休学の理由をデータベース化し、その原因等の分析を行っている。

湘南校舎では、学級担任とゼミの教員が状況を把握し、アドバイス等を行っている。留年、退学者等の過程については経過報告書としてまとめられ、その適切性については事務局執行部会、執行部会、学科主任会、教授会等の会議体で検証を行う体制を敷いている。

(専門学校)

医学部附属看護専門学校・歯学部附属歯科技工専門学校・同歯科衛生専門学校・松戸歯学部附属専門学校においては、留年者及び休・退学者の状況把握と原因分析、またその検証も適切に行われている。

医学部附属看護専門学校では、各学年3名による担任制のもと、定期的な個人面接を行う指導体制を整え、休学・退学に至る前には、担任が個々の状況を把握し、主事・主任等との連携の上、保護者とも密な連絡を図った上で対処している。また、これらの情報は、適時、教務会や教員会で共有し、学生指導への適切性の検証を行っている。更に、年度末の単位認定会議では、学年全体及び個々の学生に関する情報が確認され、学業成績不振者等を把握し、個別指導に反映している。

歯学部附属歯科技工専門学校・同歯科衛生専門学校では、留年、休学、退学の人数及び理由等について把握し、1人でも留年、休学、退学者が少なくなるように努めている。

松戸歯学部附属歯科衛生専門学校では、休学・退学の申し出には、クラス担任、教務主任、教務課員が面談に当たり、適切な指導の下、「休学(退学)願」を提出させている。また、年に1回保証人も交えた三者面談を実施し、きめ細かな指導を行っている。成績不良者に関しては、教務主任が面談を行い、その結果を校長、副校長、教務主任、専任教員、教務課員で話し合い把握・分析を行い、補講等の対応を行っている。

2 学修相談体制を整備し、学生の学修意欲の喚起に役立っているか。

[評価の視点]

- ・ 入学時及び学期開始時のオリエンテーションにおける履修指導の実施とその適切性
- ・ オフィスアワー等をはじめとする学修相談体制とその有効性

(大学)

1) 法・文理・経済・商・芸術・国際関係学部、通信教育部、総合社会情報研究科、

法務研究科，知的財産研究科

各学部等において，新入生を対象としたオリエンテーションもしくはガイダンスを概ね4月に実施し，履修指導の徹底や教職員と学生との交流を図り，学生の孤立や脱落防止に努めている。また，経済学部では，卒業延期者を含むガイダンスを3月下旬に実施し，修学の向上に努めている。オフィスアワーについては，各学部等で概ね制度化されており，専任教員等がその対応に当たっており，時間帯については，シラバスに記載されることが多い。大学院においては，学部とほぼ同様の体制が整えられており，経済学研究科の複数指導体制や法務研究科の時間外相談も行われている。

2) 理工・生産工・工・医・歯・松戸歯・生物資源科・薬学部

理工学部では，入学時及び学期開始時にガイダンスを実施しており，入学時に学力調査を実施し，基礎学力が不足していると思われる学生に対しては理工学部パワーアップセンターでの受講を推奨している。また，専任教員のオフィスアワーについては，全科目のシラバスに明記しており，非常勤講師については学生からの質問等に対応すべく，オフィスアワーあるいは，質問への対応方法について明記している。更にクラス担任等の学修相談体制を整備し，学生相談室においても各学科の教員を配置し，精神面，生活上の問題だけでなく，クラス担任等と連携し学修面での相談を受付けている。

生産工学部では，入学時及び学期開始時には担任により履修指導に加え，ピアサポーター制度の導入並びに新入生及び留学生を対象とした学外オリエンテーションが実施されている。オフィスアワーについては，専任教員及び非常勤ともにシラバスに明記している。特に，JABEEを実施している4学科では，オフィスアワーの受講記録簿を作成し，記録のデータベース化が行われている。その他，アカデミックアドバイザールーム，サポートセンターの設置，「基礎数学」などの科目設置による学力不足の学生に対する導入教育の実施，数学の補習授業やアカデミックアドバイザーによる基礎学力のフォローアップなどが行われている。

工学部では，クラス担任制を採用し，新入生も含めて学期開始のガイダンス時に修得した単位を表示した合格表を配布するとともに履修指導を実施している。またシラバスにオフィスアワーの項目を設けて学生に周知徹底している。また，クラス担任が年間を通じて学修相談も含めた対応を行っている。

医学部では，1年次の学年担任が主体となりオリエンテーションの企画・立案・実施に当たっている。また学年担任との昼食会などを企画して，新入生と教員の距離を縮め，相談しやすい環境作りに努めている。また，オフィスアワーについては全科目で設定しているが，教員の多くは附属病院の診療業務に当たっており，面談時間の調整が困難であるという特殊性を鑑み，教員メールアドレスを学習要項に掲載し，学生の相談に応じられる体制が整えられている。

歯学部では，新入生オリエンテーションにおいて，学務担当により，教育目標，学部要覧及びシラバスの見方をはじめ，履修方法，進級判定の基準と方法など学務事項全般等，更にはについて詳しい説明を行っている。加えて，学年主任・クラス担任，学習支援委員会による学修支援についての説明も行われている。第2学年以降の学生に対しては，年度開始時にガイダンスを実施し，学年主任やクラス担任者が，シラバスを配布した上で，当該学年における履修についての詳しい説明と指導を行っている。また，オフィスアワーに

については、教科・科目の担当責任者（複数教員が担当する場合はその全員）ごとにシラバスに明示されているほか、学年主任やクラス担任者が、担当科目等の相談だけではなく、学生生活面も含む学修全般についての相談を受け付ける体制を構築している。

松戸歯学部では、合宿形式の新入生オリエンテーションを実施し、ノートの取り方から進級の条件まで含めた履修指導を行っている。2年次生以上においては、学年教育主任が中心となり、ガイダンスを行っている。また、オフィスアワーについては、各科目のシラバスに明記している。

生物資源科学部では、新入生を対象に各種ガイダンスを開催している。各学科のガイダンスのほか、履修登録の重要性、単位認定方法、進級条件・卒業要件などについて教務課主催による履修登録ガイダンスが実施されている。また、履修登録方法やGPA制度などについてまとめた「履修ガイドブック」を作成し、新入生全員に配布している。オフィスアワーについては、全教員が授業前後または随時対応することをシラバスに明記し学生に周知している。その他、学習支援センターを開室しており、履修相談、教職、学芸員、奨学金、留学、就職など、幅広い相談に対応している。

薬学部では、入学時及び学期開始時のオリエンテーションにおいて、担任による履修方法の説明が行われている。また、適切な履修登録ができるように学生を4～6人の担任に振り分け、履修登録期間にアドバイスを行っている。オフィスアワーは薬学部ポータルに明示し、周知している。その他、1、2年次には、薬学教育研究センターによる「気づきのドア」、質問「共有」フォーラムが実施されている。

（短期大学部）

1）短期大学部〔三島校舎〕

三島校舎においては、入学時及び学年始めに履修ガイダンスを実施し、履修指導の徹底を図っている。オフィスアワーについては、全教員で対応し、その時間帯については、学生に周知している。

2）短期大学部〔船橋校舎及び湘南校舎〕

短期大学部船橋校舎では、入学当初に1泊2日のオリエンテーションを実施し、丁寧な学修・生活指導を行っている。また、グループ担任制度により、一人の教員が10名程度の学生をきめ細やかに指導・支援できる体制を整えている。

短期大学部湘南校舎では、生物資源科学部と同様の対応を行っているほか、入学時よりアカデミック・アドバイザーを置くとともに、軽井沢研修所において学外研修を実施し、専任教員によるガイダンスを実施している。

（専門学校）

医学部附属看護専門学校では、「学習要項」や「学生便覧」を用いて、新入生には入学時オリエンテーションを実施し、在校生に対しては、学務・学年責任者より学生個々に履修科目内容の確認をはじめとした履修指導を行っている。また、全教員の所在が確認できる掲示や教員メールボックスを設けるなどして、常に学生による学修相談を受ける体制を構築している。

歯学部附属歯科技工専門学校では、入学開始時にオリエンテーションを実施している。

その際、シラバスの説明と、そこに記載されているオフィスアワーの利用について説明を行っている。

歯学部附属歯科衛生専門学校では、シラバスにオフィスアワーの項目は掲載されていないが、ホームルームを質問対応の時間としている。

松戸歯学部附属歯科衛生専門学校では、1年生「自主創造の基礎」の講義を通じて学修技法の基本から、進級の条件まで含めた履修指導を行っている。また、オフィスアワー等をはじめとする学修相談体制については、随時教員室において行っている。

3 学業成績不振の学生への支援策を講じているか。

[評価の視点]

- ・ 補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況の適切性
- ・ 不登校の学生への対応状況

(大学)

1) 法・文理・経済・商・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科，法務研究科，知的財産研究科

各学部等においては、成績不振の基準を設定し、成績不振者に対して指導教員との個別面談や補習等を実施するなどの対応策を講じている。法学部においては、平成26年度に「退学等学生対策検討小委員会」を設置して対応策を協議し、その結果、学務委員会や学生生活委員会委員を中心に成績不振者の呼び出しや個別面談を実施した。精神面での不登校や単位不足による成績不振に悩む学生が多くいることが判明した。経済学部では、卒業までの5つの取り組みの中で、半期終了の必修科目の不合格学生に対する再登録、4年次生を対象とした再試験を実施している。また、国際関係学部では、一部の外国語科目（英語）について再履修クラスを設置して、成績不振者への対応を行っている。通信教育部では、「レポート入門及び総合学修支援」を年2回、5月と11月に実施しており、受講者希望者が毎年増加している。

大学院については、少人数教育の点から指導教授と大学院担当や教務課との連携において、研究支援や不登校への対応を行っている現状が見られる。法務研究科では、教員によるブラッシュアップ講座や、学生の自主ゼミへの教員の参加等を行うことにより、補習・補充教育に役立っている。

2) 理工・生産工・工・医・歯・松戸歯・生物資源科・薬学部

理工学部では、オフィスアワーの利用やクラス担任による学修相談に加え、理工学部パワーアップセンターを利用したリメディアル教育を行っている。また、学科・学年別に成績不振者への個別指導の基準及び実施時期を決定し、学部の制度として実施したり、履修登録科目単位数の上限設定を前・後期に分割したり、キャップ制を導入するなどして、成績不振状態から回復する契機を増加するよう制度の改善を行っている。不登校の学生への対応については、不登校を未然に防ぐための情報把握のため、出席管理システムを順次導入するなど、体制整備に着手している。

生産工学部では、専任教員及び非常勤教員ともに補習・補充教育はオフィスアワーで対

応している。また、JABEEを実施している4学科では、オフィスアワーでの対応内容や学力不足に対する補充教育を実施し、これを受講記録簿にその内容を記録している。しかし、オフィスアワーの利用は少ない。不登校の学生への対応については、「授業出席管理システム」により、出欠データから学生の出席動向をリアルタイムで把握し、各学科、クラス担任等による指導が行われている。

工学部では、新入生に対して、プレースメントテストを実施し、その結果を用いて習熟度別クラスを編成したり補習授業を前学期に実施したりしている。また、大学院学生によるチューターの配置や、学習サポート室による学習支援を行っている。不登校学生に対しては、クラス担任が学生又は保護者と連携を取りつつ指導を行っている。

医学部では、6年次「自由選択学習」期間中に基礎医学から臨床医学までの基礎学力を養成する特別コースを設定し、前年度留年生及び5年次の成績下位者に対し本コースの受講を促している。不登校生への対応については、毎月開催の学生生活委員会で学生の状況を把握し、学生から提出された「授業・実習等欠席届」を学生生活委員会で配付し、欠席が多い学生の把握を行っている。

歯学部では、実験・実習科目では、科目毎のルールに則って、補講実習等を受講できる制度を設けており、講義科目では、欠席学生や平常試験の結果不振者に対して、追再試験や補完授業が提供されている。また、基礎学力向上を目的とした補習教育については、時間割上に設けている「自己学習」時間の活用を指導している。不登校の学生への対応については、学期中に2回出欠状況の集計を行い、その結果が授業担当教員全員に知らされている。不登校の学生や欠席が目立つ学生に対しては、クラス担任者が学修を阻害している要因について、ヒヤリングを行い、場合によっては父母を交えた三者面談を実施している。これらの対応については、Student Sheetに記録するよう制度化されている。

松戸歯学部では、成績不振者を対象に授業後の補講を実施しているほか、担任教員が平時の出席状況・授業態度等により鑑みて生活態度の乱れが疑われる学生も含め、個別の面談を行っている。また、不登校学生については、毎月開催されるクラス担任主任連絡協議会において出欠状況を確認し、常に情報を共有しつつ不登校学生等の様々な問題に対処している。

生物資源科学部では、各年次の履修登録時には学級担任を中心に成績不振者に対し、不足単位数の確認や履修登録の指導を行っているほか、追試験やレポート課題、補講による対応をはじめ、学習支援センターにおいて「生物」と「化学」の授業を実施している。また毎年10月に実施している父母面談において、授業の出席状況や単位修得状況を保護者に伝え、各学期終了前段階における成績不審者への対策を行っている。

薬学部では、1，2年次の留年した学生を対象とした再履修科目の補習授業を実施している。不登校学生については、出席管理を通して対象学生を把握し、担任から保証人へ連絡を行っている。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [三島校舎]

三島校舎では、必修科目に限り、再履修科目を次年度ではなく次学期に開講して、早期の再履修として効果を上げている。

2) 短期大学部〔船橋校舎及び湘南校舎〕

短期大学部船橋校舎では、「補充教育科目」を設けており、補習・補充教育を正課教育の一環として実施している。また、クラス担任制度及びグループ担任制度を設けており、クラス担任及びグループ担任が不登校の学生や留年者、休学者に対して適切な指導を行っている。さらに、3月と9月には、不登校の学生を含めた成績不振者に対する三者面談を組織的に実施している。

短期大学部湘南校舎では、各年次の履修登録時には成績不振者に対し、担任及びゼミナール担当者が不足単位数の確認や履修登録の指導を行っているほか、追試験やレポート課題、補講による対応をはじめ、学習支援センターにおいて「生物」と「化学」の授業を実施している。また毎年10月に実施している父母面談において、授業の出席状況や単位修得状況を保護者に伝え、各学期終了前段階における成績不審者への対策を行っている。

(専門学校)

医学部附属看護専門学校では、担任が学生の遅刻・欠席の状況を常に把握しており、保護者への連絡のほか、定期的な個別面接を通して、成績不振改善への指導を行っている。また、学生からの要望や終了試験結果を受けて補習講義を行っているほか、1年次における成績不振者に対し、専任教員がマンツーマンで指導を行い、看護技術に不安のある2・3年に対しては、毎月2回看護技術支援日を設け技術指導を行っている。

歯学部附属歯科技工専門学校・同歯科技工専門学校では、学業成績不振の学生に対して、学修意欲を高めるよう補習等を実施している。また不登校学生への対応として、クラス担任や事務局から連絡を取ることで状況を把握し、教員会において対応策を検討している。

松戸歯学部附属歯科衛生専門学校では、学業成績不振の学生へ課題を与え、理解度の確認を行っている。また、オフィスアワー等を利用して実習に関する技能向上に努めている。なお、欠席に関しては、毎日確認を行い、欠席の事由、状態の確認の連絡を入れるなどの対応を行っている。

4 学生の修学継続、満足度向上のための関係教職員・部署間等の連携・協力体制は機能しているか。

[評価の視点]

- ・ 相談内容に即した関係部署間の連携・協力体制の整備状況

(大学)

1) 法・文理・経済・商・芸術・国際関係学部、通信教育部、総合社会情報研究科、法務研究科、知的財産研究科

各学部等においては、学生相談やオフィスアワー時において寄せられた学生からの相談に対し、学務委員会や学生生活委員及び学生課や教務課等の連携が行われ、問題の解決に努めている現状が見られる。経済学部では、学生の修学継続に関し、学務委員会と教務課が情報を共有し、連携協力している。また、学生の相談内容に即し、関係委員会及び関係部署と連携し、きめ細かな対応を行っている。

大学院については、各指導教員及び大学院担当、教務課及び学生課との連携・協力が行われている。

2) 理工・生産工・工・医・歯・松戸歯・生物資源科・薬学部

各学部共に、学生の修学継続・満足度向上のため、担任をはじめとした教員と各種委員会・各課、生産工学部のようにアカデミックアドバイザールーム、サポートセンターなどといった独自に設置された機関との間で緊密な連携・協力体制が構築されている。また、教職員と学生との懇談の場を設けたり（医学部・薬学部）、意見箱を設置（薬学部）したりするなど、学生からの意見を直接吸い上げる工夫がなされている学部もある。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [三島校舎]

三島校舎においては、学生からの相談内容に関し、教員から学科研究室へ報告があり、学科研究室から担当部署へ連絡が行われる体制を整えている。

2) 短期大学部 [船橋校舎及び湘南校舎]

短期大学部船橋校舎では、クラス担任又はグループ担任が相談窓口となり、教務課、学生課、学生相談室等と連携・協力して行く体制を構築している。また、教職員研修会を開催し、関係部署間の連携・協力体制について、検討・確認する場を設けている。

短期大学部湘南校舎では、学生による教員の授業評価について、授業アンケートを実施し、結果を数値化して、教員へフィードバックし、教員自身による評価の資料としている。

(専門学校)

医学部附属看護専門学校では、毎朝ミーティングを行い、専任教職員間での情報共有の機会を設けている。また、各種委員会に医学部事務局の担当部署が参画することにより、医学部事務局各課との連携・協力体制が整備されている。

歯学部附属歯科技工専門学校・同歯科技工専門学校では、教員会を通して、関係教職員間での情報共有を行い、必要に応じて、専門学校運営委員会において状況報告し、協議を諮っている。

松戸歯学部附属歯科衛生専門学校では、学生による授業評価アンケートの回答を集計し、その結果を教員会及び学内Webで公表し、学生からの満足度向上に努めている。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

(大学)

1) 法・文理・経済・商・芸術・国際関係学部、通信教育部、総合社会情報研究科、法務研究科、知的財産研究科

法学部においては、平成26年に「退学等学生対策検討小委員会」が設置され、その検討結果を踏まえて、成績不振者の呼び出し及び面談を実施した。その結果、不登校や成績不振の原因を把握することができた点は評価される。経済学部における入学から卒業までの

5つの取り組みにより、過去5年間で卒業率が78%台から80%台に上昇したことも注目される。また、通信教育部において、「レポート入門指導及び総合学修支援」を年2回、5月と11月に実施し、毎回受講生が増加しているのも評価される。

大学院については、法務研究科における5つの相談窓口が注目される。大学院生自らの判断で選択できる窓口の多様性は、様々な悩みを抱える大学院生にとって救いとなるであろう。

各学部等及び大学院において、新生を対象としたオリエンテーションやガイダンスを実施しており、履修指導の徹底や教職員との交流が図られていることは、学生の孤立や脱落を防止する点で評価に値する。

2) 理工・生産工・工・医・歯・松戸歯・生物資源科・薬学部

理工学部では、設置されているパワーアップセンターでの学力向上の取り組みが、数学を中心として一定の成果を挙げている。

生産工学部では、学科・教養基礎科学系の教員が全員で指導する「初年次ゼミ」科目における教員間の連携が学生の学修意欲の喚起に役立っている。また1年次のアカデミックアドバイザー、2年次のピアサポートの支援により退学率、留年率が年々減少している。

工学部では、オフィスアワー、リメディアル教育及び学習サポート室での支援が、学業不振に対して一定の効果を上げている。

医学部では、「成績不振者の基準」を策定し、成績不振者を明確化したことにより、留年となった学生の現状と原因分析が可能となった。また、特別コースは一定の成果を上げており、過去5年における受講者の89.3%が卒業し、85.8%が国家試験に合格している。さらに教職員学生懇談会は、学生の意見を吸い上げる場として機能しており、学部もそれに応え、学生が使用するグラウンド整備を行うなど成果を上げている。

歯学部では、Student Sheet（学生カルテ）により定期面談等の記録を残す制度整備が一定の効果を上げている。また、成績不振に陥る学生は、自己管理や生活の乱れが原因となっている傾向がみられるため、学生生活委員会と学務委員会の連携体制も図られている。

薬学部では、薬学教育研究センターにおける、学生への教育支援の検討、実施が行われている。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [三島校舎]

三島校舎において、必修科目に限り、再履修科目を次年度ではなく次学期に開講し、早期の再履修として効果を上げている点が評価される。

2) 短期大学部 [船橋校舎及び湘南校舎]

特になし。

(専門学校)

医学部附属看護専門学校では、理論と実践を統合する重要な科目と位置付けている臨地実習における相談の場において、生活習慣や学習姿勢の助言ができています。また、学業成績不振者に対する支援が功を奏し、看護師国家試験の合格率は毎年全国平均を上回っている。

歯学部附属歯科技工専門学校・同歯科技工専門学校では、教員会で情報共有し今後の対策に役立っている。また、学生が学修する上において、授業担当者が随時質疑等に対応することで、早期の問題解決に努めている。不登校学生については、クラス担任や事務局から随時連絡をとり、学生の現状の確認を行い、場合によっては保護者との面談も実施し、早期解決に努めている。なお、学生生活を安定したものにするために、個々の学生の相談事項や現状については常に情報共有し、あらゆる場面において対処している。

2 改善すべき事項

(大学)

1) 法・文理・経済・商・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科， 法務研究科，知的財産研究科

各学部等において、成績不振者や不登校への取り組みを、大学・学生・保護者が一体となって行う制度が出来つつあるが、呼び出しや面談に応ずる学生の比率が十分とは言えない現状がある。精神的な問題や不本意入学により学業に関心が向かなくなる傾向があろう。そのような学生を如何に救済するかが大きな問題である。何らかの理由で通学が困難になり、成績不振に陥る学生に対しては、大学通信教育で学ぶ機会を準備することも考えられる。メディア授業の充実などの通学課程とは異なった学修形態が準備され、ある面で学生のニーズに合わせた学修が可能となる。各学部等において通学が困難と思われる学生に対して、大学通信教育での学びを紹介する機会を充実させることが必要であろう。

2) 理工・生産工・工・医・歯・松戸歯・生物資源科・薬学部

生産工学部では、全教員がオフィスアワーについてシラバスに明記しているが、利用率が少ないのが現状である。

工学部では、精神的な問題を抱える学生も多く、セーフティーネットの構築が必要である。

医学部では、オフィスアワーでの相談実績を調査しておらず、数値化できていない。また「授業・実習等欠席届」は自己申請のため、厳密な不登校の状況把握には至っていない。

薬学部では、低学年学年末実力試験の検証を行う必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

(大学)

1) 法・文理・経済・商・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科， 法務研究科，知的財産研究科

留年、休学・退学の防止に関する取り組みについては、各学部等及び大学院における学務委員会や学生生活委員会を中心にその原因の把握や対策が講じられている。オフィスアワーや学生相談の実施についても、学生の脱落防止の点で効果がある。現状において、大学・学生・保護者が三位一体となり、入学から卒業まで、学生の学修面や学生生活面のケアをしていることは評価される。今後も、学生の視点に立った制度の維持及び発展が望ま

れる。

2) 理工・生産工・工・医・歯・松戸歯・生物資源科・薬学部

生産工学部では、各学科・教養基礎科学系の全教員が、成績不良、出席不良者への連絡やアドバイスをっており、今後も継続的に実施する。さらに、効果の上がっている「初年次ゼミ」科目や、1年次のアカデミックアドバイザー、2年次のピアサポートによる支援も継続する。平成25年度から導入した「授業出席管理システム」は、出欠データから学生の出席動向をリアルタイムで把握でき、不登校の学生への指導体制の強化が図られると共に、出席管理を科目担当者が適切に把握することで、早期に出席不良者に対する対応が可能となり、さらに退学者の減少が図られると期待できる。

医学部では、オフィスアワーの相談実績を調査し、今後の学生の更なる学修支援に繋げて行く。また、平成27年3月に成績不振者の基準を策定し、卒業認定及び進級判定の教授会で総合的に判定する審議の対象となることとなったが、対象学生への対応及び支援体制を今後検討して行く。

歯学部では、Student Sheetが現在紙ベースで運用されており、今後、学籍・成績管理システムの見直しを行う際にシステムに組み込まれデータベース化されれば、より効率的な体制を構築できる。

薬学部では、薬学教育研究センターの実施内容の適切性、有効性の評価する方法を構築し、活動内容の充実を目指す。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [三島校舎]

三島校舎においては、全学生に担任教員が配置され、履修ガイダンスやオフィスアワーを実施することにより、きめ細かな指導を行っていることが評価される。

(専門学校)

医学部附属看護専門学校では、臨時実習先の責任者・指導者等との連携をさらに深めた体制により、学生の学習意欲の向上を図る。また、学業成績不振者に対する個別指導の充実を図り、看護師国家試験の高合格率を維持する。

歯学部附属歯科技工専門学校・同歯科技工専門学校では、該当学生と教員が面談を密に行うことで、原因分析を行い、それらの結果を教員及び事務局で情報共有を図って行く。

2 改善すべき事項

(大学)

1) 法・文理・経済・商・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科，法務研究科，知的財産研究科

今まで見てきたように、学生の留年、休学・退学に関しては、各学部等及び大学院において、現状の把握、原因の究明及び防止策が検討されてきている。しかしながら、大学の呼びかけに反応しない学生がいることも事実である。精神的な面や不本意入学、アルバイトを優先させるなどの原因により修学意欲が減退し、成績不振や登校拒否に陥ることになる。学生が大学に入学した後でのオリエンテーションやガイダンスは実施するものの、入

学前における指導や相談の機会が少ないように思われる。この点については、学修面において入学前教育を実施している学部が見受けられるが、高校の卒業と大学の入学との狭間で修学面や精神面で問題を抱える学生のケアが困難となっている。今後は、大学と高校とが連携して早急に問題の処理に当たることが望まれる。また、先にも述べたように、留年、休学・退学が懸念される学生については、大学通信教育の受講を勧めることも必要であろう。高等教育機関としての役割と生涯教育機関としての役割を兼ね備える大学通信教育は、継続的な学修が実践できる場所である。通学課程における学生が、卒業に至る過程には様々な困難を克服する必要もあろう。目的半ばにして就学困難に落ちることは、本人はもとより保護者にとっても悩ましいことになる。時間的制約からある程度解放され、目的に応じた履修方法を選択して修学する機会が得られることは、本人にとっても、保護者にとっても大きな選択肢となるであろう。

2) 理工・生産工・工・医・歯・松戸歯・生物資源科・薬学部

理工学部では、就学継続支援及び学習意欲の喚起のために、卒業生の質保証とのバランスを取りつつ、平成27年度より制度化した学業成績不振者の面談、出席管理システムとの相乗効果により改善状況を注視して行く。

生産工学部では、科目毎の成績不良者、出席不良者への対応策として、オフィスアワーで対応するものの、利用学生が少ないのが現状である。学業成績不振の学生への支援策として、補習・補充教育が挙げられているが、現状ではオフィスアワーで対応している。今後、科目担当教員が補習・補充教育を取り入れ、科目毎の指導体制で留年率の減少に努める対策が必要である。

工学部では、多様な学生が在籍状況していることから、複数部署との連携により、さらなるセーフティーネットの構築が望まれる。

薬学部では、低学年学年末試験を実施後、学修意欲の向上を目指す。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [三島校舎]

三島校舎においては、全教員がオフィスアワーを担当し、学生の相談に当たっているが、非常勤の教員については、授業終了後にその教室で相談に応じることになっている。学生にとっては相談しにくい環境が考えられ、学生の要請によっては別途必要に応じた施設の設置が望ましい。

(専門学校)

歯学部附属歯科技工専門学校・同歯科技工専門学校では、学業成績不振の学生が、学業の伸び悩みなのか、その他に原因があるのか、詳細事項を面談において学生に確認しておく必要がある。

重点項目 2 国際交流

1. 現状の説明

1 国際交流に関する方針を明示しているか。

[評価の視点]

- ・ 国際的な教育研究交流に関する方針の明確化，その周知方法
- ・ 国際社会への連携・協力方針の明確化

(大学)

1) 法・文理・経済・商・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科，法務研究科，知的財産研究科

本部では，6項からなる国際交流方針を提示している。

法学部・文理学部・国際関係学部では，国際交流委員会を設置している

法学部では，ホームページや学部案内等でグローバル化への取り組みの周知を図っている。

経済学部では，海外学術交流資金を設置している。

2) 理工・生産工・工・医・歯・松戸歯・生物資源科・薬学部

理工学部，生産工学部，工学部，医学部，歯学部，松戸歯学部，薬学部のいずれの学部においても，国際交流に関する方針を明示するに至っていない。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [三島校舎]

短期大学部三島校舎では，国際関係学部と合同で国際交流委員会を組織している。

2) 短期大学部 [船橋校舎及び湘南校舎]

船橋校舎，湘南校舎とも国際交流に関する方針を明示するに至っていない。

2 外国人留学生の受入れと学生の海外派遣を促進し，国際交流の推進に努めているか。

[評価の視点]

- ・ 海外学術交流協定校・提携校との交流実績
- ・ 留学を希望する学生への情報提供，外国語を学習する機会の提供
- ・ 外国人留学生に対する修学・生活・就職等各種支援体制の整備状況
- ・ 海外の大学における修得単位の認定，英語による授業科目の設置，留学を目的とする休学の取扱などの教育課程上の配慮の適切性
- ・ 日本人学生と外国留学生との交流機会の設定，交流を促進するための取組

(大学)

1) 法・文理・経済・商・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科，

法務研究科，知的財産研究科

本部39校，法学部では8校，文理学部では10校，経済学部は16校，商学部は2校，芸術学部では1校，国際関係学部では31校，海外の大学と協定・提携を行っている。

本部・法学部・文理学部・経済学部・商学部・国際関係学部では，留学を希望する学生への語学教育の機会や情報提供をしている。国際関係学部では，留学支援のための国際教育センターを設けている。また，セメスター制による半期完結型の授業を行っている。通信教育部では，海外スクーリングを実施している。

本部・法学部・文理学部・経済学・国際関係学部では，外国人留学生への支援体制の整備を進めている。本部では，JLSP(日本語・日本語研究講座)を集中講座で開催している。

文理学部・商学部・国際関係学部では，認定留学の制度を設けている。本部では，認定留学の実効性を持たせるためSAF(Study Abroad Foundation)と提携している。

法学部・商学部では，日本人学生と外国人留学生との交流の機会の設定，また交流の促進に取り組んでいる。経済学部・国際関係学部では，Buddy制度を設けている。また，国際関係学部では，国際交流室を設けている。本部では，JLSP講座開設中，留学生支援のためのボランティア学生を募集している。

2) 理工・生産工・工・医・歯・松戸歯・生物資源科・薬学部

・海外学術交流協定校・提携校との交流実績

生産工学部では，3週間程度の夏期語学研修としてケント州立大学（アメリカ）に平成24年度17名，25年度9名，26年度27名の学生が参加した。10か月程度の派遣留学生として24年度は1名，25年度は2名，26年度は1名を派遣留学させている。また，中國科技大學（中華民国）との交流プログラムの一環として，25年度は10名，26年度は18名の学生が，同大学マネジメント工学科の授業及び演習・実習を受講している。27年4月から同大学管理學院の特別聴講生3名が，マネジメント工学科で1年間受講している。24年には同大学規畫與設計學院の建築系の学生40名，教員6名が建築工学科を訪問し，交流した。

生産工学研究科では，慶尚大学校工科大学（韓国）と23年度から院生のインターンシップ交流を行っている。24年度は同大学から大学院生2名を受入れ，25年度は大学院生1名を派遣し，26年度は同大学の大学院生1名を受け入れた。また，中國科技大學の管理學院，規畫與設計學院，資訊學院とインターンシップの受入れの提携を結び，25年の夏期に規畫與設計學院に大学院生8名，教員3名，春期に管理學院，資訊學院それぞれに大学院生1名が，26年度は夏期が大学院生6名，教員2名，春期には大学院生5名，教員1名がインターンシップを受けている。また，管理學院の教員1名が，社会人ドクターとしてマネジメント専攻に入学した。

生物資源科学部では，フィールド実習を海外にも設定し，海外の大学等の教育・研究機関と学部レベルで単位互換協定を締結している。この制度を利用した海外研修が過半数を超える学科で夏季休暇等を利用して実施されている。また，受入数は少ないものの協定を締結している先方の大学からの短期研修の受入れに努めている。

・留学を希望する学生への情報提供，外国語を学習する機会の提供

理工学部及び理工学研究科では，海外留学を希望する学生に対して，提携校への交換留学，短期海外研修等の情報提供を行っている。外国語の学習支援として理工学部パワーアップセンターにおける外国人講師による英会話の講座を開設している。

工学部及び工学研究科では、大学で実施している交換・派遣留学生、サマースクール等について、学内ポータルにより情報提供を行っている。グローバルなエンジニア育成のためにヨーロッパ諸国を訪問するヨーロッパ研修旅行は44回の実績があり、国際感覚の涵養に寄与している。また、26年度から開始された海外語学研修（英語）プログラムでは、オーストラリアの語学学校で寮生活を送り約2週間の研修を行っている。

生物資源科学部、生物資源科学研究科及び獣医学研究科では、国際交流を推進する一助として大学院・学部等の英文パンフレットとホームページを作成している。

松戸歯学研究科では、留学を希望する学生へは学生掲示板にて募集・周知している。

・外国人留学生に対する修学・生活・就職等各種支援体制の整備状況

理工学部では、海外提携校からの受入れについて、研究事務課の専任職員が交流窓口となっている。また、受入れ担当教員を定めて学習・研究を行える体制が整っている。海外提携校からの交換留学生用の宿泊施設として笠原記念館が理工学部船橋校舎内にある。

工学部及び工学研究科では、外国人留学生に対しては奨学金の給付、アパートの保証人を引き受ける生活支援や、サークルの紹介等日本人学生との交流の場を設けるサポートを行っている。福島県・郡山市からの交流事業・家賃補助・健康保険補助等の情報を把握し、各種制度の恩恵が受けられるようにしている。外国人留学生の就職指導については、一般の学生同様に指導を行うほか、留学生用の資料置き場を設け、留学生が自由に資料を持ち帰ることができるようにしている。また、24・25年度には、留学生ガイダンスを実施した。

生産工学部では、教養科目の中に留学生のみが受講できる「日本の言葉A、B」の2科目を設定している。この科目は留学生の日本語の能力をより一層磨くとともに、広く日本の文化、社会、生活、習慣などの特色を知ることによって、大学の教育課程におけるスムーズな知識の修得に役立たせている。学習の支援活動としては、基礎学力充実のための「アカデミックアドバイザー」、 「スタディー・サポート講座」が開催されている。生活環境が大きく変わることでの問題を解決する手助けとしてサポートセンターを設置しており、専用のカウンセラーが待機している。

生産工学研究科では、外国人留学生のための奨学金として「第三種奨学金」、 「特待生制度」を設けている。

歯学研究科では、従前から大学院生については、受入れ講座が修学・生活の支援を行う体制が取られている。

松戸歯学研究科では、外国人留学生をティーチング・アシスタントとして採用することで、生活面での支援を行っている。

薬学研究科では、修学等の支援を目的とした奨学金奨学生の制度を設けている。

・海外の大学における修得単位の認定、英語による授業科目の設置、留学を目的とする休学の取扱などの教育課程上の配慮の適切性

理工学部及び理工学研究科では、海外学術交流提携校において修得した単位については、成績証明書及びシラバスにより学習内容、時間等を精査の上、学務委員会(大学院委員会)、教授会(大学院分科委員会)を経て個別に認定している。上記学生の留学中の在籍区分については休学とせず修業年限に含め、学費等は休学と同じ扱いとしている。

理工学研究科では、語学以外の科目でも一部の科目で英語による授業を実施をしている。生産工学部及び生産工学研究科では、ケント州立大学への留学で受講した科目の単位を

卒業単位として認定している。また、日本大学の協定校についても同様の扱いで認定している。学科によっては専門工学科目の中で英語による授業科目が設置されている。

工学部及び工学研究科では、留学により、海外の大学における単位の修得が見込まれる場合には、事前に教授会等で審議を行い、帰国後、認定することが可能となっている。

医学部では、医学英語教育に6年間で約300時間の時間を費やしており、特徴的な例としては、「英語V」において、英語を母国語とする模擬患者を招き、英語での医療面接トレーニングを行っている。

松戸歯学研究科では、留学期間中の単位認定について大学院学修便覧に明記している。

・日本人学生と外国留学生との交流機会の設定、交流を促進するための取組

生産工学部及び生産工学研究科では、「留学生研修旅行」を1泊2日で行い、学生・教員含めて30名程参加し、積極的に交流支援を行っている。

工学部及び工学研究科では、26年度に、1泊2日で外国人留学生と日本人学生との交流会を実施した。参加費用を外国人留学生は無料、日本人学生に対しても1,000円に設定し、参加しやすいプログラムにした。その結果、定員を上回る申込者があった。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [三島校舎]

短期大学部三島校舎では、海外大学1校と提携している。

短期大学部三島校舎では、留学を希望する学生への外語学教育の機会や情報提供をしている。また、留学支援のための国際教育センターを設けている。

短期大学部三島校舎では、外国人留学生への支援体制の整備を進めている。

短期大学部三島校舎では、国際交流室を設けている。

2) 短期大学部 [船橋校舎及び湘南校舎]

船橋校舎、湘南校舎とも国際交流に積極的には取り組んでいない。

3 外国大学・研究機関との共同研究等を促進し、研究の質向上に努めているか。

[評価の視点]

- ・ 海外大学・研究機関との共同研究の実施状況、その成果
- ・ 海外大学・研究機関で研究に従事できる制度や機会の整備状況とその利用実績
- ・ 国際交流事業への積極的参加

(大学)

1) 法・文理・経済・商・芸術・国際関係学部、通信教育部、総合社会情報研究科、法務研究科、知的財産研究科

法学部・国際関係学部では、教員の海外の大学への派遣を行っている。

文学部・経済学部・国際関係学部では国際シンポジウムを開催している。経済学部では、その成果論文集を刊行している。

経済学部・国際関係学部では、海外の研究者の招聘支援が制度化されている。

文学部・経済学部では、海外大学の研究者との共同研究が制度化されている。

文理学部では、アメリカエネルギー省アルゴンヌ国立研究所と利用契約を締結している。

2) 理工・生産工・工・医・歯・松戸歯・生物資源科・薬学部

理工学部及び理工学研究科では、26年度日本大学海外客員教授招へい事業により受入れた外国人研究者1名との研究成果を基に、現在、教員1名が外国大学・研究機関との共同研究を実施している。また、本学部海外招聘研究員として、受入れた2名の外国人研究者と共同研究を実施している。

生産工学部及び生産工学研究科では、海外提携校の一つである中国科技大学資訊学院で25年度には数理情報工学科教授1名が国際会議で研究講演をし、また学部主催の学術講演会などでは双方の研究者が交流を深めている。なお、27年6月には、ミシシッピ州立大学と教育及び研究に関する覚書(MOU)を交わした。大学の第1種海外派遣研究員制度を利用して毎年度5名を派遣している。生産工学部独自の海外派遣研究員制度もあり、長期(1年)に1名を派遣している。教員は国際会議へ積極的に参加しているとともに、研究科博士前期課程及び博士後期課程の大学院生も国際会議に参加している。

工学部及び工学研究科では、海外学術交流委員会を設け、海外での学会発表渡航補助制度を導入し、海外での学会発表を通じて、海外大学・研究機関との研究交流を推進している。

医学部及び医学研究科では、教員の海外学術交流に基づく結果として、日本大学の海外派遣研究員制度、医学部の外国人研究者招へい制度、日本学術振興会の国際交流事業に代表される各制度の活用等をはじめ、各教員における研究者ネットワークを通じて外国大学・研究機関との共同研究の実施並びに研究者間の国際的交流が図られている。

歯学部及び歯学研究科では、慶北大学校(韓国)、山東大学(中国)、ヘルスサイエンス大学(ラオス)との学術交流協定を締結し、シンポジウムやセミナーの共同開催、教員派遣・招聘を通して国際交流を促進している。慶北大学校、ヘルスサイエンス大学の2校については、共同研究を実施し両校の教育・研究に貢献している。特に、ヘルスサイエンス大学とは、本学と遠隔医療システムを中心とした画像診断の研究体制を構築してきた。

松戸歯学部及び松戸歯学研究科では、日本大学海外派遣研究員制度以外に、「松戸歯学部鈴木奨学金・研究費給付規程」に基づく「鈴木研究者」及び「松戸歯学部学術文化交流資金給付規程」に基づく「教職員の研究(研修)」により研究者の派遣が行われ、毎年、1名～2名の派遣実績がある。

生物資源科学部及び生物資源科学研究科では、日本大学として締結しているものも含めて、現在11大学・研究機関と学術協定を結んでおり、共同研究や教員・学生の交流を行っている。また、国際交流を主たる事業とする国際地域研究所があり、共同研究等を実施するため、外国からの招へい研究者の受入れや本学研究者の外国の大学等に派遣を行っている。さらに同研究所では、3年にわたるプロジェクト事業も展開しており、毎年1～2名の研究者の招聘・派遣が行われている。加えて、本プロジェクト事業では、最終年度に国際シンポジウムを開催し、本研究の評価をするとともに、発表や印刷物を通して社会への研究成果の還元も行っている。さらに、動物医科学研究センターでは、研究プロジェクトの一環として、海外の大学等の若手研究者を招聘して技術講習会を開催し、本学獣医学研究者のもつ高度医療技術の海外への普及に努めている。

薬学部では、海外大学・研究機関との共同研究については、研究室もしくは研究員個人

単位での活動が従来から行われており、その研究実績は学術論文として公表している。海外大学・研究機関における研究には、海外派遣研究員に係る制度に基づいて定期的に若手教員を派遣しており、24年度から26年度は各1名を派遣している。なお、『実用薬学英语』教材開発に当たっては、ドイツ、アメリカ、カナダ、韓国及び台湾の薬学部教員との共同研究の成果により、学部3年生へグローバルな教材を提供することが出来た。

(短期大学部)

1) 短期大学部 [船橋校舎及び湘南校舎]

船橋校舎、湘南校舎ともに短期大学部としての取組みは、特に行っていない。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

(大学)

1) 法・文理・経済・商・芸術・国際関係学部、通信教育部、総合社会情報研究科、法務研究科、知的財産研究科

本部・法学部・商学部では、新たな海外大学との協定の締結を推進した。

国際関係学部では、SAFを利用した認定留学が可能となった。

2) 理工・生産工・工・医・歯・松戸歯・生物資源科・薬学部

各学部とも国際交流に関する方針を明示するに至っていないが、様々な取り組みが行われ、成果を上げている。特に注目すべき取組、成果として以下のことがあげられる。

生産工学部では、ケント州立大学、全南大学校工科大学、慶尚大学校工科大学、中國科技大學の管理學院、規劃與設計學院、資訊學院の3学院で覚書を交わし、提携している。また、中国科技大学管理学院とは中國科技大學管理学院の学生の生産工学部への受入れに関する合意書を交わし、留学生を受入れている。さらに、27年6月にはアメリカのミシシッピ州立大学と学生交流及び学術研究についての覚書を結び提携した。これらの海外提携校と連携することにより、年々交流実績が向上している。

生産工学研究科では、生産工学系科目に生産工学特別実習（国内・国外でのインターンシップ）を新設し、その受入れ先として中國科技大學の管理學院、規劃與設計學院、資訊學院の3学院とそれぞれインターンシップの受入れについて覚書を交わし、提携した。本研究科から管理學院、規劃與設計學院、資訊學院の専門分野で実習するとともに、慶尚大学校工科大学から大学院生2名が機械工学専攻でインターンシップを行った。

工学部・工学研究科では、26年度卒業・修了の外国人留学生8名のうち、日本国内の企業に就職した者が5名おり、本学部の指導・ガイダンス等の支援体制が有効に機能した結果であると考えられる。

歯学部では、ヘルスサイエンス大学とは遠隔医療システムを軸に国立の医療機関との連携にまで発展しており、発展途上国において、遠隔医療などの情報通信技術を活用して、国際医療研究の実証モデルが形成されてきたことや、国際協力として人工衛星を医療に活用するなどプロジェクトの発足は、当初の予想以上の進展がある。

生物資源科学部・生物資源科学研究科では、国際地域研究所で招聘した研究者には、「公開研究会」という形で、本学の学生に対しての研究成果の講演を義務付けしており、共同研究という側面だけではなく、教育面においても成果が上がっている。

2 改善すべき事項

(大学)

1) 法・文理・経済・商・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科，法務研究科，知的財産研究科

本部・国際関係学部では、留学生への就職支援の充実を図っていく。

本部・芸術学部では、研究や創作の分野での国際交流の方針の整備が望まれる。

法学部では、学生の語学力の向上を図る必要がある。

文理学部では、サバティカル制度を利用し海外で研究を行う教員の代講を専任教員が行うことが望まれる。

商学部では、学部独自の協定校を増やす必要がある。

2) 理工・生産工・工・医・歯・松戸歯・生物資源科・薬学部

各学部とも国際交流に関する方針を明示するに至っていない。その他以下のような問題点がみられる。

生産工学部では、留学生の受入れについての整備が必要である。例えば、留学生の宿泊施設の確保は、長期留学の場合は日本では保証人の必要性から、担当教員が保証人になるケースが多い。したがって、本学部と民間企業との提携や、寮の完備等が近々の課題である。

医学部・歯学部・松戸歯学部・薬学部では、日本における国家資格を目指す学生を教育するという教育課程上、留学生の受入れが困難であり、学部独自の取組は行われていない。

歯学研究科では、「大学院海外派遣奨学生規程」に基づく留学への応募者が少ないこともあり、留学についての情報提供を研究科として充実する必要がある。

生物資源科学部では、学術協定については、担当教員が変わると交流が無くなってしまふということがあるため、締結に関しては慎重に考える必要がある。

(短期大学部)

1) 短期大学部〔船橋校舎及び湘南校舎〕

船橋校舎、湘南校舎ともに短期大学部としての取組みは、特に行っていない。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

(大学)

1) 法・文理・経済・商・芸術・国際関係学部，通信教育部，総合社会情報研究科，法務研究科，知的財産研究科

本部・文理学部では、新たな海外大学との協定締結を進めた。

本部では、協定校との学生交換など双方向に実効性をもって実施できるように継続的に点検・改善している。

法学部では、グローバル化に対応する教育研究の環境整備を進めている。

国際関係学部では、派遣交換留学生を増やしている。

2) 理工・生産工・工・医・歯・松戸歯・生物資源科・薬学部

生産工学部では、海外の大学5校と提携をし、特に平成27年4月から中国科技大学管理学院の特別聴講生3名が、本学部マネジメント工学科で1年間受講している。次年度も留学が予定されているが、今後は、単位の互換も検討し、交換留学生制度へと発展させる。

歯学部では、27年4月からヘルスサイエンス大学の研究者を受入れ、ラオスと日本における低出生体重児の歯槽骨の骨塩量に関する調査を検討している。これまでの共同研究で得たデータを基に、更に展開し、乳幼児死亡率の高い保健医療状況の改善に関わるガイドラインの策定を進める。

2 改善すべき事項

(大学)

1) 法・文理・経済・商・芸術・国際関係学部、通信教育部、総合社会情報研究科、法務研究科、知的財産研究科

本部・商学部・芸術学部では、認定留学の実施、また充実を進めていく。

本部・国際関係学部では、外国人留学生に向けた就職支援を行っていく。

法学部では、語学教育の強化策を検討する。

文理学部では、交流実績の乏しい海外大学との協定を検討する。

商学部では、国際交流に精通したスタッフの増員を検討する。

2) 理工・生産工・工・医・歯・松戸歯・生物資源科・薬学部

各学部とも国際交流に関する方針を学部の理念等、上位の概念の中で明示する必要がある。

生産工学部では、18歳人口の減少に伴う受験生、留学生確保のために、現在受入れている中国科技大学管理学院の日本語受講クラス以外の学生の受入れについても検討する。

生産工学研究科では、生産工学研究科博士前期課程及び博士後期課程の定員確保のためには連携校との協定も必要となるため、外国人留学生に対する修学・生活等各種支援体制の整備を検討する。また、博士前期課程及び博士後期課程の大学院生が国際会議に参加する場合は自費負担で参加しているため、大学院生が国際会議に参加するための支援の在り方を検討する。

工学部では、外国人留学生は自分に関心のないこと、興味のないこと等については欠席をする傾向が日本人学生より顕著に表れており、ガイダンスへの出席率が低い。多くの外国人留学生が出席するための方策を検討する。

終 章

本学では、自己点検・評価の結果を改善改革につなげるため、点検・評価により見出した改善事項のうち、特に重要なものを全学単位、学部等単位といった組織ごとに摘出し、改善意見としてまとめている。改善意見では、改善事項、改善の方向及び方策とともに改善達成時期と改善担当部署等を明らかにし、これらの改善進捗状況を追跡確認し、改善を推進することとしている。

今回の自己点検・評価結果に基づく全学単位の改善意見（大学改善意見）を次のとおり基準等ごとに掲げる。

基準 I 理念・目的

No. 1

対 象	大学全体（大学院研究科・学部，短期大学部，専門学校）
改善事項	本学の「目的及び使命」及び大学の教育理念である「自主創造」と、学部等の「教育研究上の目的」との関連性・整合性の検証，説明
現在の状況	本学の「目的及び使命」及び大学の教育理念である「自主創造」と、学部等の「教育研究上の目的」の位置付け及び関係性が明確に説明されているとは言えない。
改善の方向及び具体的方策	〔改善の方向〕 学部等の「教育研究上の目的」は、大学の「目的及び使命」及び「教育理念」に基づいて策定されているが、その「教育研究上の目的」が大学の「目的及び使命」及び「教育理念」を実現する内容となっているか、その関連性・整合性について検証し、教職員・学生，社会に対して明確に説明できるようにする。 〔具体的方策〕 学務委員会及び広報委員会において、学部等の「教育研究上の目的」が大学の「目的及び使命」及び「教育理念」を実現する内容となっているか、その関連性・整合性を検証した上で、進学説明会や新入生ガイダンス，認証評価などの機会において明確に説明できるように教職員に周知する。
改善達成時期	平成 28 年度
改善担当部署等	学務部，広報部，学部等の学務委員会及び広報委員会等

基準Ⅲ 教員・教員組織

No. 2

対 象	大学全体（大学院研究科・学部，短期大学部，専門学校）
改善事項	教員の年齢構成の適性化と中長期的な採用計画の策定
現在の状況	一部の学部において，教員の年齢構成に偏りが見られる。
改善の方向及び 具体的方策	<p>[改善の方向] 教員採用における中長期計画を策定し，教員の年齢構成の均衡を図る。</p> <p>[具体的方策] 教員採用にかかる中長期計画を策定し，再雇用制度の適正な運用を図りながら，教員の年齢構成の不均衡を是正する。</p>
改善達成時期	平成 28 年度
改善担当部署等	学務部，人事部，各学部等の教員採用に関わる会議体等

基準Ⅳ－1 教育目標，学位授与方針，教育課程の編成・実施方針

No. 3

対 象	大学全体（大学院研究科・学部，短期大学部，専門学校）
改善事項	各学部の教育研究上の目的及び教育目標と入学者受入方針，教育課程の編成・実施の方針及び学位授与の方針との関連性，及び各方針における一貫性の確保
現在の状況	現行の学部・学科，研究科，短期大学部各学科における入学者受入方針（アドミッション・ポリシー），教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と，大学の「目的及び使命」，教育理念としての「自主創造」及び教育目標との関連性が明確に説明されているとは言えない。
改善の方向及び 具体的方策	<p>[改善の方向] 学部等ごとの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー），教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）（以下「三つの方針」）は，大学の「目的及び使命」，教育理念としての「自主創造」，学部等の「教育研究上の目的」及び教育目標等を踏まえているか確認し，教職員間で共有する。</p> <p>また，三つの方針は，学生の入学から学位の授与に至るまでの一貫した方針を具現化するものであることから，各方針の関連性や一貫性が確保されているかについても確認する。</p>

改善の方向及び 具体的方策	<p>【具体的方策】 教学戦略委員会、学務委員会等を中心に、学部等の三つの方針が大学の「目的及び使命」、教育理念としての「自主創造」、学部等の「教育研究上の目的」及び教育目標等を踏まえた上で策定されているかを改めて検証する（学科ごとに方針を定めている場合は、学部の方針との関連性についても確認する）。また、現行の三つの方針について、各方針の関連性や一貫性が確保されているかを確認する。</p>
改善達成時期	平成 28 年度
改善担当部署等	学務部、学部等の学務委員会等

基準Ⅳ－２ 教育課程・教育内容

No. 4

対 象	各学部
改善事項	全学共通初年次教育「自主創造の基礎」の検証
現在の状況	平成 26 年度より開始し、平成 27 年度には 6 学部において導入された全学共通初年次教育について、その実効性の検証は行われていない。
改善の方向及び 具体的方策	<p>【改善の方向】 導入先行学部をモデルとして、自己啓発型教育の効果について検証する。</p> <p>【具体的方策】 初年次教育のねらいは、基礎学力の定着とともに、学修への習慣付け、動機付けを育成し、能動性・多様性・主体性を涵養することにある。これらの修得について、教員による評価と共に、学生による評価も重視し、学生が専門課程へ進級した時点、あるいは卒業後における初年次教育効果について全学的に継続して検証する。</p>
改善達成時期	初年次教育を受けた入学生が卒業する平成 31 年度を目途とする。
改善担当部署等	学務部（FD 推進センター）

基準Ⅳ－３ 教育方法

No. 5

対 象	大学全体（大学院研究科・学部、短期大学部、専門学校）
改善事項	授業改善に向けた授業評価アンケート結果の積極活用

現在の状況	教育成果の検証ともいふべき授業評価アンケート結果が、授業改善のために十分に活用されていない現状がある。
改善の方向及び具体的方策	<p>[改善の方向] 学生による授業評価アンケート結果が授業改善に結びつく具体策の検討及び体制の構築を図る。</p> <p>[具体的方策] 全学 FD 委員会で実施する実態調査，教員に対しての意識調査等により，授業評価アンケート結果公表のあり方も含め，多角的な視点で効果的な手法を検討する。</p> <p>また，授業評価アンケートの全学共通調査項目には，学生の学修行動に関する内容が含まれているため，それらのデータ収集・分析を行い，学部等へのフィードバックや情報の共有に活用していく。</p>
改善達成時期	平成 29 年度
改善担当部署等	学務部（FD 推進センター），学部等の教務課及び FD 関連委員会

基準 V 学生の受け入れ

No. 6

対 象	各大学院研究科
改善事項	大学院研究科における適正な定員管理
現在の状況	多くの大学院研究科では入学者が入学定員を下回っており，定員を充足できていない状況にある。特に一部の専攻では，在籍学生数が収容定員の半数以下となっている。
改善の方向及び具体的方策	<p>[改善の方向] 大学院研究科への入学者を増加させ，入学定員の充足を図る。</p> <p>[具体的方策] 大学院研究科における入学定員を充足させるため，広報活動の見直しを行う。具体的には，進学相談会・入試説明会の複数回の開催や，ホームページの内容の充実を図る。</p> <p>社会人入学者数の増加を目的として平成 27 年度より法務研究科において実施されている昼夜開講・長期履修学生制度の導入について，他の研究科でも同様の効果が見込めるかについて検討する。</p>
改善達成時期	<p>広報活動の見直しについては平成 28 年度</p> <p>昼夜開講・長期履修学生制度の検討については平成 30 年度</p>

改善担当部署等	学務部，各大学院研究科の入試管理委員会
---------	---------------------

基準Ⅵ 学生支援

No. 7

対 象	大学全体（大学院研究科・学部，短期大学部，専門学校）
改善事項	継続的・組織的な学生支援体制の確立
現在の状況	学生相談センターにおけるカウンセラー（臨床心理士）による支援及び各学部へのカウンセラーの派遣を行っているが，心のケアが必要な学生が増加傾向にある現状を踏まえ，事前的な対応，及び組織横断的な対応態勢の確立が必要である。
改善の方向及び具体的方策	<p>〔改善の方向〕</p> <p>学生の心のケアについては，修学状況や就職活動等との関連で生じている場合もあり，問題が顕在化する前の対応が求められる。そのため，修学状況，経済的問題，就職活動で抱える悩み等を把握し，情報を集約して，横断的に対応できる体制の構築を考える必要がある。</p>
改善の方向及び具体的方策	<p>〔具体的方策〕</p> <p>カウンセラーに対応を任せるのではなく，各学部の学務委員会，学生生活委員会，就職委員会等が横断的に情報共有し，学生の修学，生活，進路等についてのさまざまな悩みを把握し，状況によってはプル型（待ちの姿勢ではなく問題のある学生への声掛けや呼出し）の指導を継続的・組織的に行う仕組みを整備する。</p> <p>また，日本大学インテーカー取得者の増員を図るとともに，その機能を学生支援に結び付けるための仕組みを検討する。</p>
改善達成時期	平成 28 年度以降
改善担当部署等	学生支援部，学部等の学生生活委員会等

基準Ⅵ 学生支援

No. 8

対 象	大学全体（大学院研究科・学部，短期大学部，専門学校）
改善事項	障がいをもつ学生に対する対応の明確化
現在の状況	障がいをもつ学生に対しては，入学試験時及び入学後において，状況に基づく個別の対応をしており，各学部でも対応がまちまちである。

改善の方向及び 具体的方策	<p>[改善の方向] 障がいをもつ学生が可能な限り充実した修学と快適な学校生活を送れるよう、大学としての基本方針を策定し、ハード面及びソフト面での総合的な対策が必要である。</p> <p>[具体的方策] 障害者基本法や社会的な要請も踏まえ、合理的な配慮として取り組むべき課題等を検討し、方針の策定や情報の公開を行う。</p>
改善達成時期	平成 28 年度以降
改善担当部署等	学生支援部、学部等の学生生活委員会等

基準区－1 管理運営

No. 9

対 象	大学全体（大学院研究科・学部，短期大学部）
改善事項	「教学に関する全学的な基本方針」に基づく学部等基本計画の策定及び検証
現在の状況	平成 27 年 7 月，学長から「教学に関する全学的な基本方針」が示され，学部等においては，この基本方針に基づき基本計画を策定し，「教学に関する全学的な基本方針」とともに社会に公表することを予定している。
改善の方向及び 具体的方策	<p>[改善の方向] 学部等は，「教学に関する全学的な基本方針」に基づき，「教育」（国際交流，高大接続，入試政策・学生募集等を含む），「学生生活」及び「研究」の 3 つの観点から基本計画を策定する。また，策定した基本計画の実現に向けて教育研究活動を展開するとともに，定期的に基本計画の進捗状況を検証し，その検証結果を次の基本計画に生かす。</p> <p>[具体的方策] 学部長や研究科長等を中心に学部等基本計画を策定する。策定後は，基本計画を検証する責任主体を組織した上で，定期的に基本計画の進捗状況を検証し，その検証結果を教職員に周知する。</p>
改善達成時期	基本計画は平成 27 年度に策定し，次年度から検証する。
改善担当部署等	各学部，研究科

重点的点検・評価項目 1 修学継続支援，学修意欲の喚起

No.10

対 象	大学全体（大学院研究科・学部，短期大学部，専門学校）
改善事項	卒業延期（留年）者数及び退学者数の削減
現在の状況	学部等における毎年度の卒業延期（留年）者数及び退学者数はいずれも少ないとは言えず，大学全体の教育力や対応が問われる状況であると考える。
改善の方向及び具体的方策	<p>[改善の方向] 学部等では履修相談や学修支援，経済的支援の機会を設け，卒業延期（留年）や退学の防止に努めているが，引き続き原因の把握・分析に努めるとともに，修学継続支援を充実させる。</p> <p>[具体的方策] 学業不振学生への対策として，学業不振の基準を設定し，早い段階で学生と教員との面談，また必要に応じて保護者や保証人を含めた面談を実施する。また，保護者用ポータルへの開設など，保護者と緊密に連携を図るとともに，経済的事由を含め，学年の低い段階から修学継続を妨げる要因を摘むような具体的取組を実施する。加えて，転部・転科・編入学を積極的に推奨することで，継続的に修学できるよう取り計らう。</p>
改善達成時期	平成 28 年度
改善担当部署等	学務部，学生支援部，学部等の教務課，学生課等

重点的点検・評価項目 1 修学継続支援，学修意欲の喚起

No.11

対 象	大学全体（大学院研究科・学部，短期大学部）
改善事項	学生指導・支援の状況を客観的に検証するシステムの構築
現在の状況	各学部とも学生との直接的な支援の場として，担任制とオフィスアワーを活用してはいるが，一方でオフィスアワーの利用実態については必ずしも明確ではない。
改善の方向及び具体的方策	<p>[改善の方向] 担任制やオフィスアワーを利用した学生指導・支援の状況を客観的に検証するシステムの構築を検討する。</p> <p>[具体的方策] 学生への指導について，その回数，内容等を記録に残し，それを集約</p>

	的に検証する場を設置し，特にオフィスアワーの活性化を行うことで学生指導・支援の充実を図る。
改善達成時期	平成 29 年度
改善担当部署等	学務部，学部等教務課

重点的点検・評価項目 2 国際交流

No.12

対 象	大学全体（大学院研究科・学部，短期大学部）
改善事項	国際的な教育研究交流に関する方針の明示と国際交流活動の推進
現在の状況	本学では，大学全体の国際交流方針は策定されているものの，学部等ごとに国際的な教育研究交流に関する方針は明示されておらず，また国際交流活動の実情についても学部等で差がある。
改善の方向及び具体的方策	〔改善の方向〕 国際的な教育研究交流の充実を図っていくために，大学全体の国際交流方針を踏まえた基本方針を策定し，その周知方法を確立する。また，学部，研究科，短期大学部独自の国際交流の在り方を検討する。
改善の方向及び具体的方策	〔具体的方策〕 全 6 項目からなる大学全体の国際交流方針に基づき，学部，研究科，短期大学部等の教育目的や教育内容を踏まえた上で国際交流方針を策定し，周知する。 また，策定した方針に基づき，学部，研究科，短期大学部ごとに，それぞれの教育目的や教育内容，また教育課程を踏まえた上で国際的な教育研究交流に取り組むこととする。
改善達成時期	平成 28 年度から検討開始
改善担当部署等	各学部等の国際交流委員会，教務課，研究事務課

以 上

全学自己点検・評価委員会委員名簿

(平成27年4月1日～平成28年1月25日)

委員長	石井進	
委員	加藤直人	加藤了
	成澤文明	古屋尚
	中村克夫	小柳治宣
	高山忠利	佐々木修一 (～平成27年11月29日)
	大里裕行 (平成27年11月30日～)	藤森基司 (～平成27年10月31日)
	松林肇 (平成27年11月1日～)	高橋一夫
	内田正人	山中茂己
	柏原裕司	金井保則
	加藤英司	小向井秋三 (～平成27年10月16日)
	塚本俊久 (平成27年10月17日～)	関秀三
	三ツ井直紀	滝沢哲雄 (～平成27年5月17日)
	河本勉 (平成27年5月18日～)	堀江正之
	宮沢誠一	小田切文洋
	星野倫彦	阿部忠
	口園白信仁	會田雅啓 (～平成27年9月30日)
	福本雅彦 (平成27年10月1日～)	白神誠
	関根二三夫	山田賢治
	岡田俊幸	田村隆
	谷村祥世	野口哲
	鈴木由美子	
幹事	佐藤雅信 (～平成27年6月30日)	濱田泰邦 (～平成27年6月30日)
	有賀聡 (平成27年7月1日～)	大矢卓
	上原美沙 (平成27年7月1日～)	小林格也

大学評価専門委員会委員名簿

(平成27年4月1日～平成27年12月11日)

委員長	石井進	
委員	田中堅一郎	岡田俊幸
	光田賢	吉野篤
	松岡雅裕	岩出博
	堀江正之	宮沢誠一
	小田切文洋	星野倫彦
	阿部忠	藤原雅美
	相澤信	園白信仁
	會田雅啓 (～平成27年9月30日)	福本雅彦 (平成27年10月1日～)
	廣海十朗	白神誠
	関根二三夫	白瀬朋仙
	山田賢治	蒲原義明
	佐々木修一 (～平成27年11月29日)	大里裕行 (平成27年11月30日～)
	佐藤雅信 (～平成27年6月30日)	
幹事	濱田泰邦 (～平成27年6月30日)	有賀聡 (平成27年7月1日～)
	大矢卓	上原美沙 (平成27年7月1日～)
	小林格也	